玉名市地域防災計画
（水防計画）

令和７年５月改訂

目　次

第１章　総 則 1
第１節　計画の目的..... 1
第２節　計画の内容..... 2
（１）玉名市の防災ビジョン..... 2
（２）ビジョンの体系イメージ..... 3
（３）計画の位置付け..... 4
（４）他の計画との関係..... 4
（５）計画の構成及び内容..... 5
（６）計画の修正..... 5
（７）計画の習熟等..... 5
第３節　防災上、処理すべき事務又は業務..... 6
（１）防災関係機関の責務..... 6
（２）防災関係機関の事務または業務..... 8
第４節　安全・安心のまちづくり..... 14
（１）自助・共助・公助による防災・減災..... 14
（２）市民・事業者・地域団体等の役割..... 14
（３）市民等の活動内容..... 15
第５節　玉名市の災害特性..... 15
（１）自然的条件..... 15
（２）社会的条件..... 16
（３）過去に受けた地震被害等と災害想定の概要..... 16
第２章　玉名市の防災体制 20
第１節　防災体制を組織する..... 20
（１）活動体制を組織する..... 20
（２）本部を組織し運営する..... 25
第２節　職員を動員・参集する..... 32
（１）職員を動員する..... 32
（２）職員を参集する..... 33
第３節　自衛隊災害派遣を要請する..... 34
（１）災害派遣要請の要求基準..... 34
（２）自衛隊災害派遣要請の要求要領..... 34
（３）自衛隊への相互協力を行う..... 35
（４）自衛隊への後方支援を行う..... 35
（５）撤収を要請する..... 35
第４節 相互応援に協力する..... 36
（１）県協定に基づく応援要請..... 36
（２）県への応援または応援斡旋の要請、国・県による代行..... 37
（３）「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力..... 37
（４）相互応援の強化..... 37

（５）複合災害における応援要請 37
（６）応援・受援体制の整備 38
第３章　災害予防計画 39
Ⅰ　防災体制の整備に向けて 39
第１節　情報収集伝達体制を整備する 39
（１）災害通信手段を整備する 39
（２）市民への情報伝達体制を推進する 41
（３）非常通信訓練を実施する 41
第２節　消防予防を行う 42
（１）出火を防止する 42
（２）初期消火を行う 44
（３）消防力を充実する 44
（４）火災予防を啓発する 45
（５）消防水利施設を充実する 46
（６）消防活動対策を行う 46
第３節　救護・救援体制を整備する 47
（１）飲料水を確保する 47
（２）食料及び生活必需品を確保する 48
（３）応急医療体制を整備する 49
第４節　防災体制を充実する 50
（１）災害応急対策組織を整備する 51
（２）業務継続体制を確立する 51
（３）広域防災体制を確立する 51
（４）応援要請及び受援体制を整備する 51
（５）資機材等を整備する 52
（６）緊急輸送道路を定める 52
（７）重要物流道路と連携する 53
（８）帰宅困難者対策を推進する 53
（９）孤立化地域対策を推進する 53
(10) 被災建築物応急危険度判定士制度を整備する 53
(11) 家屋被害認定士制度を整備する 54
(12) 廃棄物対策を充実する 54
(13) 危険物施設等の予防対策を実施する 54
第５節　災害に強いまちをつくる 55
（１）避難所、避難場所を確保する 55
（２）避難所の環境整備 57
（３）避難路を確保する 58
（４）避難誘導に備える 58
（５）火災危険地域等を改善する 60
（６）まちの不燃化を推進する 60
（７）建築物の耐震性等を向上する 61

第６節　公共施設等を整備する..... 62
（１）道路・橋梁により交通ネットワークを確保する..... 62
（２）公園緑地をつくる..... 63
（３）菊池川等の河川機能を整備する..... 63
（４）汚水排除の麻痺に備える..... 64
（５）消防水利を整備する..... 64
（６）農業用水利を整備する..... 64
第７節　ライフラインを整備する..... 65
（１）水道施設を整備する..... 65
（２）下水道施設を整備する..... 65
（３）鉄道施設を整備する..... 66
（４）電力施設を整備する..... 66
（５）ガス施設を整備する..... 66
（６）電気通信施設を整備する..... 66
第８節　要配慮者を守る..... 67
（１）社会福祉施設等の対策を行う..... 67
（２）要配慮者支援対策を行う..... 67
（３）外国人等への対策を行う..... 70
（４）福祉のまちづくりを推進する..... 71
（５）女性や子育て家庭ほか多様なニーズに配慮する..... 71
Ⅱ　地域防災力の向上 72
第１節　地域防災力を向上させる..... 72
（１）市民の役割..... 72
（２）自主防災組織の役割..... 73
第２節　防災教育・広報・訓練を行う..... 75
（１）防災教育及び広報を行う..... 75
（２）防災訓練を行う..... 79
Ⅲ　災害予防対策の推進 82
第１節　洪水・土砂災害対策を推進する..... 82
（１）土石流対策を行う..... 82
（２）急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策を行う..... 83
（３）地すべり防止対策..... 84
（４）治水対策を行う..... 84
（５）防災集団移転対策を行う..... 84
（６）早期避難対策を行う..... 85
（７）水防法に基づく対応を行う..... 5
（８）土砂災害防止法及び水防法に基づく共通対策..... 85
（９）災害危険地域指定..... 86
第２節　津波・高潮予防対策を推進する..... 88
（１）南海トラフ沿いの異常な現象に対応する..... 88
（２）津波・高潮からの防護体制を整備する..... 88

第３節　危険物等の安全を確保する..... 90
（１）危険物保安対策を行う..... 90
（２）高圧ガス等の保安対策を行う..... 90
第４節　ボランティア環境を整える..... 91
（１）市とボランティアの関係..... 91
（２）平時の連携を図る..... 91
（３）ボランティア活動に向けた環境を整備する..... 91
第５節　大規模事故等の災害を予防する..... 92
（１）連携の強化と体制を整備する..... 92
（２）情報の収集・伝達体制を整備する..... 93
（３）災害応急活動体制を整備する..... 93
（４）捜索、救急・救助、医療及び消防活動体制を整備する..... 93
（５）緊急輸送活動等を整備する..... 94
（６）防災訓練を実施する..... 94
（７）市民等の平時からの備えを行う..... 95
（８）交通の安全確保を充実する..... 95
（９）雑踏事故を予防する..... 96
(10) 原子力災害に備える..... 97
第４章　災害応急対策計画 99
Ⅰ　情報収集伝達・警戒活動 99
第１節　警戒期の情報収集伝達を行う..... 99
（１）気象予警報等を収集伝達する..... 99
（２）本部が行う収集伝達方法..... 113
第２節　警戒活動を行う..... 120
（１）水防警報等の発表基準..... 120
（２）水防活動を実施する..... 121
（３）土砂災害警戒活動を実施する..... 126
（４）ライフライン・交通等警戒活動を実施する..... 126
（５）南海トラフ沿いで異常現象が観測された場合の当面対応..... 126
第３節　発災直後の情報収集伝達を行う..... 128
（１）被害等の調査を行う..... 128
（２）被害情報を収集伝達する..... 129
（３）災害広報を行う..... 132
Ⅱ　消防・救助、医療救護活動 135
第１節　消防・救助活動を実施する..... 135
（１）消防応急対策を実施する..... 135
第２節　医療救護活動を行う..... 137
（１）医療救護対策を実施する..... 137
（２）救急医療活動を行う..... 138
（３）被災者救出活動を行う..... 141
Ⅲ　避難行動 143

第１節　避難誘導を行う..... 143
（１）高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する..... 143
（２）避難の方法..... 145
（３）警戒区域を設定する..... 146
第２節　避難所を開設する..... 148
（１）避難所の開設・運営を行う..... 148
（２）福祉避難所の開設・運営を行う..... 152
（３）災害時要配慮者対策を行う..... 153
（４）社会福祉施設等の応急対策を行う..... 153
（５）帰宅困難者を支援する..... 154
（６）大規模な避難が必要になった場合の協力要請等..... 154
Ⅳ　交通対策・緊急輸送活動 155
第１節　緊急輸送活動を行う..... 155
（１）緊急輸送道路を確保する..... 155
第２節　交通対策を行う..... 156
（１）交通輸送活動を行う..... 156
（２）障害物を除去する..... 158
Ⅴ　二次災害防止、ライフライン確保..... 160
第１節　公共施設応急対策を行う..... 160
（１）公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策を行う..... 160
第２節　ライフライン等の確保を行う..... 161
（１）鉄道施設の応急活動を行う..... 161
（２）電気事業の応急活動を行う..... 162
（３）ガス施設の応急活動を行う..... 163
（４）電気通信施設の応急活動を行う..... 163
（５）下水道施設の応急対策を実施する..... 164
（６）水道を確保する..... 165
Ⅵ　被災者の生活支援 166
第１節　災害救助法を適用する..... 166
（１）災害救助法実施責任機関..... 166
第２節　給水活動を行う..... 168
（１）給水活動を行う..... 168
第３節　食料供給活動を行う..... 169
（１）食料供給活動を行う..... 169
第４節　物資供給活動を行う..... 171
（１）物資供給活動を行う..... 171
第５節　住宅対策活動を行う..... 173
（１）住宅対策の種類..... 173
（２）応急仮設住宅を整備する..... 174
（３）住宅応急修理を行う..... 175
（４）市有施設の応急措置を行う..... 176

（５）災害公営住宅を整備する..... **176**
（６）応急仮設住宅における環境整備を行う..... **176**
第６節　文教対策活動を行う..... 177
（１）文教対策活動を行う..... **177**
第７節　自発的支援の受け入れ..... 180
（１）災害ボランティア等との協力活動を行う..... **180**
Ⅶ　社会環境の確保 183
第1節　感染症対策活動を行う..... 183
（１）感染症対策を実施する..... **183**
（２）資材の在庫管理及び調達を行う..... **185**
（３）食品衛生対策を実施する..... **185**
（４）家庭動物（ペット）の救護対策を実施する..... **185**
第２節　環境整備活動を行う..... 187
（１）環境整備活動を行う..... **187**
第３節　ご遺体関連活動を行う..... 189
（１）ご遺体関連活動を行う..... **189**
第５章　災害復旧・復興計画 192
第１節　公共施設等を復旧する..... 192
（１）事業計画を作成する..... **192**
第２節　財政援助及び助成を行う..... 193
（１）法律による一部負担または補助..... **193**
（２）激甚災害を指定する..... **193**
（３）激甚災害に係わる財政援助措置を行う..... **194**
第３節　被災者自立支援対策を計画する..... 196
（１）被災者に対する生活支援等..... **196**
（２）り災証明書等の交付..... **196**
（３）被災者台帳等を作成する..... **197**
（４）被災者の生活再建を支援する..... **197**
（５）救援物資を確保する..... **197**
（６）義援金を整理する..... **197**
（７）災害義援金品を募集する..... **198**
第４節　大規模事故等からの復旧を行う..... 199
（１）道路関係施設等を復旧する..... **199**
（２）鉄道関係施設等を復旧する..... **199**
第５節　復興を図る..... 200
（１）組織を設置する..... **200**
（２）復興事前準備に取り組む..... **201**

第１章　総 則

第１節　計画の目的

○ 玉名市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、玉名市の地域に係る災害対策全般に関し、おおむね市域の災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項を定め、地域内の防災関係機関等の防災活動を含め、総合的かつ計画的に実施することにより、市民の生命、身体、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とする。

○ 水防計画は、水防法（昭和２４年法律第１９３号。以下「法」という。）第４条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる玉名市が、法第３３条第１項の規定に基づき、玉名市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、玉名市の地域にかかる河川、湖沼又は海岸の洪水、内水（法第２条第１項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

本計画と玉名市水防計画との関係は、次のとおりである。

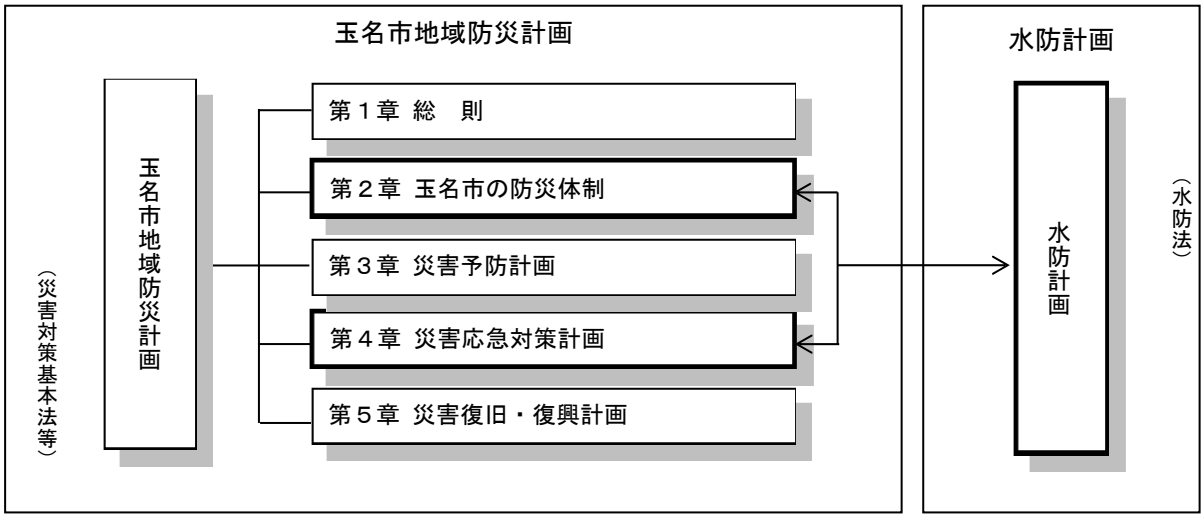

第２節　計画の内容

（１）玉名市の防災ビジョン

○ 自然災害が多発かつ激甚化し、災害危険性が増大している現在、市民の生命、身体、財産の安全を確保するという使命に対して、公助の力のみでは、困難な状況となっている。

○ 近い将来その発生が懸念されている南海トラフ地震等が発生した場合、庁舎をはじめとする防災拠点施設の損壊や職員等の被災により一時的に防災対応が混乱することが想定される。

○ 災害発生から１週間程度は、市民や事業者とも連携・協力した当面の応急対策により対応することが余儀なくされることが想定される。

○ 本計画では、計画の目的を達成するため、東日本大震災や熊本地震をはじめとする新たな課題等を踏まえ、次の３本柱により本市が目指すべき防災・減災対策の推進を図る。

① 災害時の“人的被害ゼロ”をめざした防災・減災対策の推進

- 完全に防ぐことが困難な大規模災害等に対し、災害時の被害を最小限に抑える「減災」の考え方を基本とする。
- たとえ被災したとしても“人的被害ゼロ”を最優先とする。
- 経済的被害ができるだけ少なくなるようハード・ソフト両面の様々な対策を組合せて災害に備える。

② 自助・共助・公助が一体となった取組の推進

- 行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分たちの安全は自分たちで守るという意識を持って的確な行動をとる。
- 自分の命を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組合せた取組を推進する。

③ 多様な視点からの協働・参画による取組を推進

- 市民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協働・参画して防災の取組を推進する。
- 要配慮者や女性の視点等様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組を推進する。

（２）ビジョンの体系イメージ

○ 本市の防災・減災対策は、市民等が相互に連携し協働・参画して防災の取組の推進を目指す。

①人的被害ゼロをめざす

②一体となった自助･共助･公助

③多様な視点からの取組

1. 市民の命を守る

❶地震動から命を守る
・南トラ異常現象基準
・コンクリートブロック塀
・住宅の耐震化等

❷浸水から命を守る
・菊池川浸水想定区域
・避難指示
・津波対策、水防等

❸土砂災害から命を守る
・土砂災害警戒区域
・避難指示
・ハザードマップ活用等

❹火災から命を守る
・出火防止対策
・初期消火対策
・まちの不燃化等

❺危険物等から命を守る
・事業所の危険物質に対する防災対策
・大規模事故の対策等

❻救助等により命を守る
・緊急輸送道路
・災害時の医療救護体制（ネットワーク化）等

2. 地域防災力を高める

❶教育啓発・人材育成
・防災コミュニティ推進
・職員の防災スキル向上、防災訓練の実施等

❷物資･設備･空間の充実
・災害時の電力確保
・公共施設の防災対策
・消防団の装備充実等

❸災害情報の充実
・情報伝達手段の多重化（県と連携）
・市安心メール活用等

❹仕組みの構築
・大規模消防団員促進
・地区防災計画促進
・消防団の体制強化等

❺外国人等への支援体制
・訪日外国人・観光客に対する情報提供体制等

❻ボランティア体制
・社会福祉協議会との連携
・ボランティア協力等

3. 生活への影響を軽減する

❶保健介護機能を守る
・避難行動要支援者対策、災害時保健活動
・子育て世代の防災等

❷物資不足等から守る
・備蓄計画
・迅速な応急給水体制
・災害時の物流体制等

❸避難生活等を守る
・避難所の確保
・避難所マニュアル
・学校施設協定等

❹二次災害から生活を守る
・応急危険度判定体制
・仮設住宅の確保等（県と連携）

❺帰宅困難者を支援
・帰宅困難者への支援
・事業所等への啓発（一斉帰宅の抑制）等

❻教育を守る
・学校や保育園･幼稚園における防災対策
・防災教育等

4. 都市の機能を維持する

❶行政機能を守る
・業務継続性（ＢＣＰ）
・職員初動マニュアル
・受援マニュアル等

❷ライフラインを守る
・上下水道施設耐震化
・建設関係部署の連携
・大規模事故等対応等

❸交通・物流を守る
・重要物流道路
・道路、橋梁等の防災対策の推進等

❹経済を守る
・事業者等の役割
・事業所等の防災対策（BCP）等

❺治安を守る
・安全・安心のまちづくりの推進
・地域安全活動等

❻迅速な復旧・復興
・事前復興への取組
・生活再建支援
・災害廃棄物処理等

（３）計画の位置付け

○ 本計画は、災害対策基本法のほか、国の防災指針を定めた防災基本計画（中央防災会議、熊本県地域防災計画（熊本県防災会議）、「防災業務計画」（指定行政機関・指定公共機関等）と密接な関連性を有している。

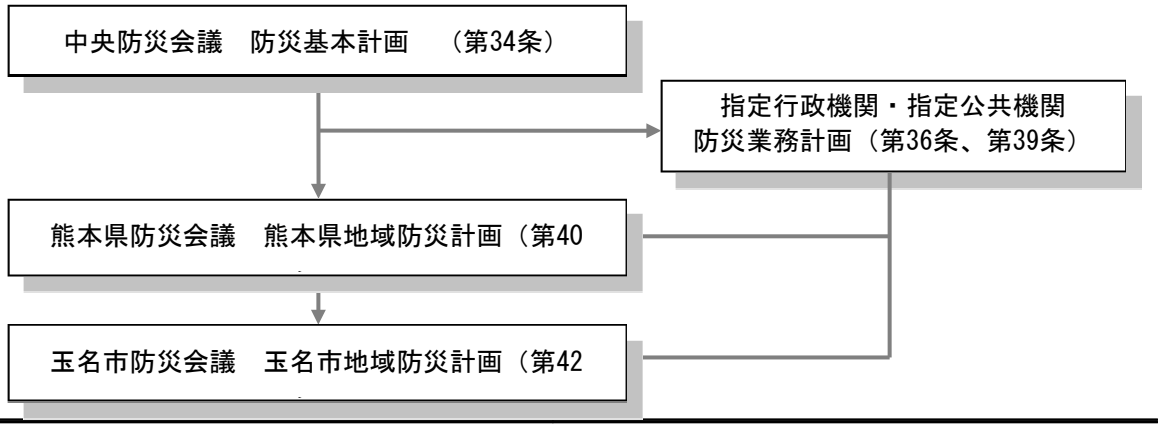

（４）他の計画との関係

○ 玉名市総合計画は、本市の区域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定するもので、市の防災施策も同計画に基づき実施する。

○ 玉名市水防計画は、水防法に基づき策定するもので、水防管理者としての本市が市各部、有明広域行政事務組合消防本部、消防団等と連携して、水災を警戒、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。そのため地域防災計画が総合的な計画であるのに対して、玉名市水防計画は専門的かつ限定的な計画である。
※令和3年度から地域防災計画との重複部分が多数あったため、地域防災計画の中に盛りこみ、計画の一体化を行った。

○ 玉名市建築物耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき策定するもので、地震等の被害から市民を安全に守るため、住宅・建築物の耐震化を計画的に進めることを目的とする。そのため地域防災計画が総合的な計画であるのに対して、玉名市耐震改修促進計画は専門的かつ限定的な計画である。

○ 国土強靭化計画は、は、基本法第 13 条に基づき、本市における国土 強靭化の指針となるものであり、本市の行政運営の指針となる玉名市総合計画、との 整合及び調和を図りながら、分野別・個別計画の国土強靭化に関する施策の指針と なるものであり、地域防災計画は分野別指針の位置づけである。

○ 都市マスタープランは、都市計画法に基づき策定するもので、地域防災計画に則し、土地利用や道路、公園、下水道などの都市施設、景観、防災、福祉など、都市を構成する様々な要素に関して、総合的・長期的な方向性をまとめたものである。

（５）計画の構成及び内容

○ 本計画の構成及び内容は、次のとおりである。

①第１章　総則

- 本計画の目的、市及び防災関係機関が処理すべき業務及び想定被害等について定める。

②第２章　玉名市の防災体制

- 本市の防災体制として、玉名市防災会議及び玉名市災害対策本部等について定める。

③第３章　災害予防計画

- 災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に抑えるための措置について定める。

④第４章　災害応急対策計画

- 災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した場合に、災害の発生を防ぎ、または災害の拡大を防止するため、主として市災害対策本部がとるべき措置について定める。

⑤第５章　災害復旧・復興計画

- 市民の生活安定のための措置、公共施設の災害復旧、復興本部の設置等について定める。

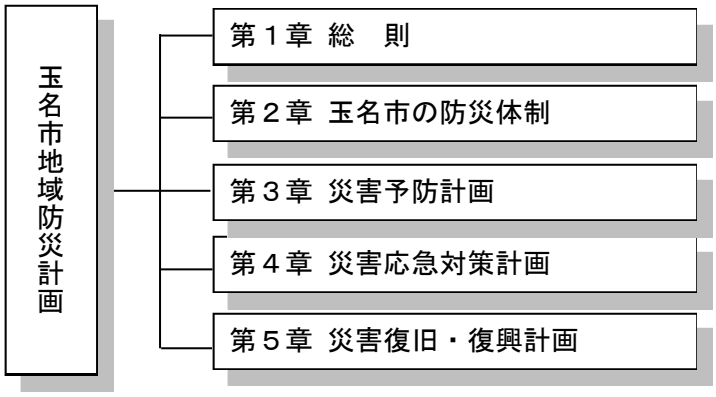

（６）計画の修正

○ この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年定期的に検討を加え、必要があると認める時はこれを修正する。

（７）計画の習熟等

○ 本市並びに防災関係機関等は、平時から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努める。

○ 本市は、災害時の具体的な行動手順等の整備・更新に努める。

○ 防災対策への理解と防災意識の啓発を推進するため、特に必要な事項については、市民に公表する。

第３節　防災上、処理すべき事務又は業務

（１）防災関係機関の責務

○ 本計画の遂行にあたっては、防災関係機関が各々の責務を認識し、必要な行動に取り組むことが求められる。

①玉名市

○ 本市は、防災の第一次的責務を有するものとして、本市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

水防責務

玉名市は、その区域における水防を十分果たすべき責任を有する。（法第３条）

① 水防団の設置（法第５条）

② 水防団員等の公務災害補償（法第６条の２）

③ 平常時における河川等の巡視（法第９条）

④ 水位の通報（法第１２条第１項）

⑤ 下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第１３条の２第２項）

⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第１４条の２）

⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第１５条）

⑧ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第１５条の３）

⑨ 浸水被害軽減地区の指定・工事及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第１５条の６～８）

⑩ 予想される水災の危険の周知（法第１５条の１１）

⑪ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第１７条）

⑫ 緊急通行（法第１９条）

⑬ 警戒区域の設定（法第２１条）

⑭ 警察官の援助の要求（法第２２条）

⑮ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第２３条）

⑯ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第２５条、２６条）

⑰ 公用負担（法第２８条）

⑱ 避難のための立退きの指示（法第２９条）

⑲ 水防訓練の実施（法第３２条の２）

⑳ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第３３条）

㉑ 水防協議会の設置（法第３４条）

㉒ 水防協力団体の指定・公示（法第３６条）

㉓ 水防協力団体に対する監督等（法第３９条）

㉔ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第４０条）

㉕ 水防従事者に対する災害補償（法第４５条）

㉖ 消防事務との調整（法第５０条）

②熊本県

○ 県は、県域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て県域における防災対策を推進するとともに、本市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

水防責務

熊本県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。（法第３条の６）

③指定地方行政機関

○ 指定地方行政機関は、本市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、本市及び県の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

水防責務（国土交通省）

① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第２２条の２）
② 洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、気象業務法第１４条の２第２項）
③ 洪水予報又は水位情報の通知の関係市町村庁への通知（法第１３条の４）

水防責務(気象庁)

① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第１０条第１項、気象業務法第１４条第２項及び第３項）
② 洪水予報の発表及び通知（法第１０条第２項、法第１１条第１項並びに気象業務法第１４条の２第２項及び第３項）

④指定公共機関及び指定地方公共機関

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、本市及び県の防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

⑤公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

○ 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、本市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

水防責務（水防協力団体の義務）

① 決壊の通報（法第２５条）
② 決壊後の処理（法第２６条）
③ 水防訓練の実施（法第３２条の２）
④ 津波避難訓練への参加（法第３２条の３）
⑤ 業務の実施等（法第３６条、第３７条、第３８条）

⑥その他（居住者等）

水防責務（居住者等の義務）

① 水防への従事（法第２４条）
② 水防通信への協力（法第２７条）

（２）防災関係機関の事務または業務

①玉名市

機関名	事務又は業務
玉名市	・玉名市防災会議に関する事務 ・災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 ・消防、水防その他の応急措置 ・被災者に対する救助及び救護措置 ・災害時における保健衛生、文教、交通等の対策 ・防災知識の普及対策、公共団体及び住民防災組織の育成指導 ・その他の市の所掌事務についての防災対策

②指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
国土交通省 九州地方整備局 菊池川河川事務所 玉名出張所	・水防警報の発表、伝達、玉名市防災会議に関する事務 ・菊池川に対する災害応急対策と災害復旧計画
国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 山鹿維持出張所	・国道に対する災害応急対策と災害復旧計画 ・大規模災害時の応援に関する協定書に基づく緊急対応の実施
九州財務局	・被災地（地方公共団体）に対する財政融資資金地方資金の融資に関すること ・災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 ・公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 ・九州財務局が所掌する国有財産の無償貸付等
九州農政局	・農業に関する防災、災害応急対策・災害復旧に関する指導調整助成 ・農地、農業用施設に関する防災及び災害復旧対策 ・農地の保全に係る海岸保全施設等の災害復旧対策 ・応急用食料の調達・供給対策 ・主要食料の安定供給対策
九州厚生局	・災害状況の情報収集、通報 ・関係職員の現地派遣 ・関係機関との連携調整
九州森林管理局	・国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 ・災害応急用材の需給対策
九州経済産業局	・災害時における物資の供給及び価格の安定対策 ・被災商工業者に対する金融、税制及び労務に関すること
九州産業保安監督部	・火薬類、高圧ガス、都市ガス、液化石油ガス及び電気施設等の保安の確保対策

機関名	事務又は業務の大綱
九州総合通信局	・非常通信体制の整備に関すること ・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること ・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出しに関すること ・災害時における電気通信の確保に関すること ・非常通信の統制、監理に関すること ・災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
福岡管区気象台 熊本地方気象台	・気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと ・気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと ・気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること ・地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと ・防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
熊本労働局	・工場及び事業所等における労働災害防止対策
九州管区警察局	・警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関すること ・広域的な交通規制の指導調整に関すること ・災害時における他管区警察局との連携に関すること ・管区内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関すること ・災害に関する情報の収集及び連絡調整に関すること ・災害時における警察通信の運用に関すること ・津波予報の伝達に関すること
九州運輸局 熊本運輸支局	・災害時における陸上・水上輸送の調整及び指導 ・災害時における自動車運送事業者に対する運送命令 ・災害時における関係機関と輸送荷受機関との連絡調整
熊本海上保安部	・災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備
大阪航空局 熊本空港事務所	・航空機事故に関する消火及び救助 ・遭難航空機の捜索及び救助
九州地方整備局	・直轄河川の整備、維持、管理及び水防に関すること ・直轄国道の整備、維持、管理及び防災に関すること ・直轄港湾、航路、海岸、砂防の整備及び防災に関すること ・高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画 ・緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施 ・その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと

③自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊第８師団 （第42普通科連隊）	・天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

④県の機関

機関名	事務又は業務
熊本県 熊本県県北広域本部 玉名地域振興局 総務振興課 熊本県県北広域本部 玉名地域振興局土木部 熊本県有明保健所	・県玉名地方災害対策本部会議に関する事務 ・防災に関する施設の整備、維持、管理及び復旧対策 ・市の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 ・その他県の所掌事務についての防災対策 ・災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 ・水防その他の応急措 ・災害時における保健衛生、文教等の対策に係る助言・支援
熊本県警察本部 熊本県玉名警察署	**・ 被災者の救出救助** **・ 緊急交通路の確保等交通秩序の維持** **・ 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集・伝達** **・ 被災地域における社会秩序の維持** **・ 検視、見分及び身元確認** **・ 安否不明者等の捜索及び相談対応** **・ 県民の安全確保と不安解消のための広報** **・ 避難誘導及び二次災害の防止** **・ その他必要な警察業務**・災害時における治安及び交通対策

⑤指定公共機関

機関名	事務又は業務
日本郵政株式会社	・災害時における郵便業務運営の確保 ・災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 (1)災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4)被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 ・災害時における郵便局窓口業務の確保
西日本電信電話株式会社	・電気通信施設の保全対策 ・災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
西日本電信電話株式会社 ＫＤＤＩ株式会社 株式会社ＮＴＴドコモ ニケーションズ株式会社 ソフトバンク株式会社	・放送施設の整備と防災管理 ・災害情報の放送、放送施設の応急対策 ・被災放送施設の復旧等
西部瓦斯株式会社 出光興産株式会社 太陽石油株式会社 昭和シェル石油株式会社 コスモ石油株式会社 ＪＸＴＧエネルギー株式会社	・石油等の防災管理・供給等に関すること

機関名	事務又は業務
日本銀行	・災害時における金融対策等
日本赤十字社	・災害時における医療、助産及びご遺体処理の実施 ・災害援助等の奉仕者の連絡調整 ・義えん金品の募集配分
日本放送協会	・気象予警報、災害情報等の災害広報対策
西日本高速道路株式会社 （ＮＥＸＣＯ西日本）	・災害時における高速道路の維持、修繕、管理、復旧等
機関名	事務又は業務
九州電力送配電株式会社 （玉名配電事業所）	・電気通信施設の防災管理 ・災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	・災害時における物資輸送対策等
九州旅客鉄道株式会社 （新玉名駅、大野下駅、玉名駅、肥後伊倉駅）	・鉄道施設の防災対策 ・災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
株式会社セブン‐イレブン・ジャパン 株式会社ローソン 株式会社ファミリーマート 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス	・災害時における物資供給対策等
公益社団法人 全日本トラック協会	・災害応急活動のための車両・人員等の体制整備、配車管理
公益社団法人日本医師会	・災害時における医療救護活動等
一般社団法人 日本建設業連合会	・災害時における建設対策等

⑥指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
株式会社熊本放送 株式会社熊本日日新聞社 株式会社テレビ熊本 株式会社熊本県民テレビ 熊本朝日放送株式会社	・気象予警報、災害情報等の災害広報対策
社団法人 熊本県トラック協会 一般社団法人 熊本県バス協会 一般社団法人 熊本県タクシー協会	・災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
社団法人熊本県医師会 社団法人熊本県看護協会 社団法人熊本県薬剤師会 一般社団法人 熊本県歯科医師会	・災害時における医療、看護対策、歯科医療、薬剤師活動、医薬品供給等
熊本県土地改良事業団体連合会 玉名平野土地改良区	・災害時における農業土木対策等
一般社団法人熊本県建設業協会	・災害時における応急対策等
産交バス株式会社 （玉名営業所）	・災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保

⑦公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	事務又は業務
玉名農業協同組合 （ＪＡたまな） 玉名市大浜町農業協同組合（ＪＡ大浜）	・農林関係の被害調査又は協力 ・農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 ・被災農家に対する融資又はその斡旋並びに飼料等の確保又は斡旋
玉名商工会議所 玉名市商工会	・商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び斡旋等についての協力 ・災害時における物価安定についての協力、徹底 ・救助用物資、復旧資材の確保についての協力斡旋
滑石漁業協同組合 大浜漁業協同組合 岱明漁業協同組合 横島漁業協同組合	・漁船、漁業施設のほか水産関係の被害調査又は協力 ・水産資源に対する災害応急対策についての指導 ・被害漁業者に対する融資又は斡旋
玉名市区長会	・風水害その他災害情報の提供及び応急対策
玉名郡市医師会	・災害時における医療、助産等の救護活動等
くまもと県北病院	・災害時における医療、助産等の救護活動等
玉名市社会福祉協議会	・避難所運営の支援に関すること ・防災ボランティアに関すること
玉名市民生委員児童委員連絡協議会	・避難行動要支援者の支援に関すること
有明広域行政事務組合 消防本部	・火災等、各種災害予防 ・災害時における消防、救急、救助業務
玉名市消防団	・災害時における消火、救助、避難誘導等の業務

第４節　安全・安心のまちづくり

（１）自助・共助・公助による防災・減災

①地域防災力の向上

○ 主担当：市民、事業者、自主防災組織

○ 大規模災害時には、初期消火、避難、救出、応急救護、避難誘導など、人命にかかわる応急対策が必要となるが、防災関係機関だけでこれらの対応を全て行うことには限界がある。

○ 市民や事業者、自主防災組織等の地域団体等は、必要な防災情報を収集し、地域特性に応じた自主防災活動を行うことができるよう平時からの防災意識の向上や体制整備を行うことが大切である。

②安全・安心のまちづくりの推進

○ 主担当：各部、各班

○ 本市では、市民、事業者、地域団体等が行う自助・共助と市や防災関係機関等が行う公助を防災・減災の両輪として、一丸となった安全・安心のまちづくりを推進する。

（２）市民・事業者・地域団体等の役割

①市民の役割

○ 市民は、自らの命を守ることを最優先とし、平時から自らの防災・減災に努めるとともに、地域での相互交流を深め、地域防災力の向上に努める。

○ 避難行動・避難場所の確認、家庭内備蓄など、個人の取組に加え、防災訓練への参加など、日ごろからの地域とのつながりを大切にする。

②事業者の役割

○ 事業者は、従業員や利用客等の安全確保を図るとともに、積極的に市民の安全確保や日常生活の早期回復に貢献するよう努める。

○ 要配慮者利用施設等をはじめとする事業所の予防減災対策、災害時における事業活動の継続的な実施など、平時から地域等の防災・減災活動に協力し地域の安全・安心なまちづくりに貢献する。

③地域団体等の役割

○ 主に市民が中心となって構成される自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員などの地域団体等は、個人では十分に対応できない地域の予防減災対策、災害時の情報収集及び構成員等への情報伝達、避難行動要支援者等の避難誘導支援、避難所等における被災者支援、簡易な復旧・復興活動等を担う。

（３）市民等の活動内容

①災害への備え

○ 主担当：市民、事業者、自主防災組織

○ 平成28年に発生した熊本地震では、地震動によって家屋や等が倒壊し、被災者が出た。

○ このような大規模な地震等の災害に備え、市民や事業者、地域団体等は、平時から建築物の耐震診断及び必要な補強、家具類の転倒防止対策等を講じ、自らや家族の安全を確保するとともに、被害の拡大を防止するよう努める。

②地震に伴う出火等への備え

○　主担当：市民、事業者、自主防災組織

○ 地震時には、ガス、石油等の火気使用設備器具の転倒や設備器具への可燃物の落下による出火のほか、停電の復旧による電気製品からの出火、圧迫された電気配線の摩擦損傷による出火、複数の蓄電池設備の衝突による出火など、地震の揺れに起因して火災が発生するおそれがあることから、市民や事業者・地域団体等は、出火の防止に努める。

③食料・生活用品の確保

○ 主担当：市民、事業者、自主防災組織

○ 災害が発生した場合に市民の生活や安全を確保するためには、災害時に必要な物資を平時から確保し、備蓄することが大切である。

○ 市民や事業者は、災害時の状況を想定し、各々で災害時に必要となる食料や物資の備蓄を心がける。

第５節　玉名市の災害特性

（１）自然的条件

①地形

○ 本市は、熊本県の北西部、菊池川の下流域に位置し、東西約14.5km、南北約17km、面積約152k㎡を有する都市である。

○ 菊池川の下流域に広がる玉名平野を中心に、北部は小岱山地の谷が発達したなだらかな丘陵地、南東部は金峰山系の山々に続く起伏の小さい台地に囲まれ、南西部は有明海に面している。

○ 中心となる玉名平野は三角州を形成しており、その前縁には江戸時代から進められてきた埋立・干拓地が有明海に向かって広がっている。

②地盤

○ 菊池川は、有明海特有の大きな干満差による潮位変動の影響を受けている。

○ このため、玉名平野は、菊池川による土砂等の堆積作用と、有明海の海退等により形成された沖積平野となっている。

○ この沖積平野は、形成年代も新しく、地下水面も高いことから軟弱地盤が広がっており、災害に対して危険性が高くなることがある。

③気象

○ 本市の気候（2017年気象庁：岱明観測所）は、海に面していながらも気温の年較差が大きいという内陸型気候の特徴を持っている。

○ 年平均気温の平年値は約17度、観測史上一位の日最高気温は38.4度、観測史上一位の日最低気温は－7.7度であり、居住環境として気象条件に恵まれている。

○ 平年の年間降水量は約1,800mmで、梅雨時期に降雨が集中している。年平均風速の平年値は約2m/秒、観測史上一位の最大瞬間風速は37.2m/S（風向は北東）である。

（２）社会的条件

①人口・世帯

○ 本市の人口は、65,817人（2020年3月末時点）、世帯数は28,013世帯であり、平成17年の71,851人（2005年国勢調査）と比べると約－8.4％の減少傾向にある。

②住宅

○ 本市における住宅総数は、24,050戸（H25住宅・土地統計調査）で、このうち耐震性のないものが7,482戸（31.1％）と推計され、地震等に対する災害危険性を内在している。

（３）過去に受けた地震被害等と災害想定の概要

①過去に受けた地震被害等の概要

ア　地震・津波

○ 平成28年4月に起きた熊本地方を震源地とする「熊本地震（正式名：平成28年（2016年）熊本地震）」は、同月14日夜の前震に始まり同月16日未明には本震が発生、最大震度7を2度記録し、死者275人、重軽傷者2,739人が発生したほか、住家被害は全壊8,657棟、半壊34,489棟にのぼる。（令和7年4月11日時点）

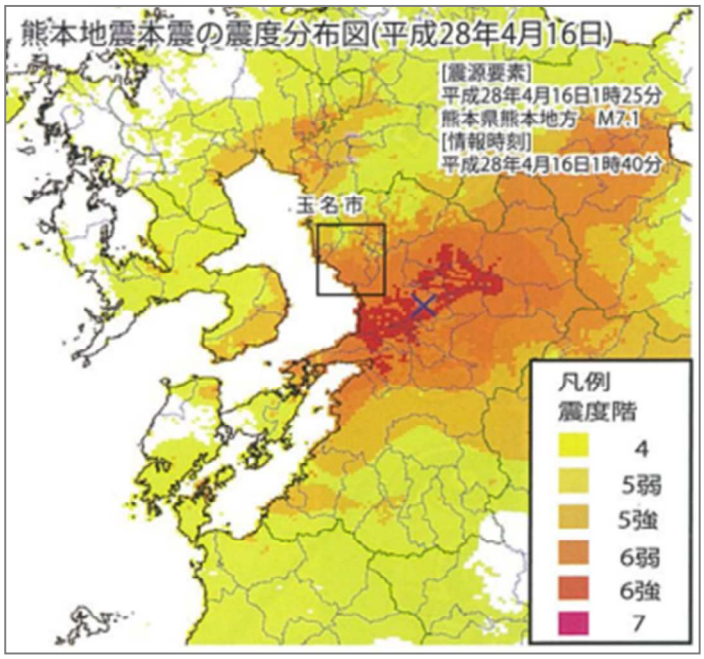

○ 本市域では最高で震度６弱を記録し、本震発生後の16日午後11時時点での状況は、避難所20箇所で避難者の数が3,125人であった。

○ 本市においては、人命に関わるような被害は発生していないが、家屋の倒壊や屋根瓦の損傷等多くの被害が発生した

■玉名市の主な被害状況（2017.3.31現在）

◇人的被害 18 人

◇建物被害（り災証明書発行分）

・全壊	54 棟	（うち住家 11 棟）
・大規模半壊	37 棟	（うち住家 12 棟）
・半壊	155 棟	（うち住家 83 棟）
・一部損壊	1,664 棟	（うち住家 1,548 棟）
・事業所被害	219 件	

■熊本地震震度回数（2016.4.14～12.31：玉名市）

・震度 7	0 回	（県　2 回）
・震度 6 強	0 回	（県　2 回）
・震度 6 弱	2 回	（県　3 回）
・震度 5 強	1 回	（県　4 回）
・震度 5 弱	4 回	（県　11 回）
・震度 4	11 回	（県 111 回）
・震度 3	48 回	（県 350 回）

○ この熊本地震では、地震後に「車中泊」で避難生活を送る被災者が多かったことも特徴の一つである。車中泊の主な理由は、避難所での他人への気遣いや余震の多さ（発生から15日間で2,959回）、車の便利さなどであった。

○ 水分補給不足などエコノミークラス症候群で亡くなった人もおり、十分な注意が必要であった。

イ　風水害等

○ 本市は、西に海、東に山地が位置する関係上、風に乗って海からの暖かく湿った空気が市域に入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい地形を有している。

○ 本市の,平年の年間降水量は約1,800mmで、このうちの約4割近くが、梅雨時期に集中して降り、水害を引き起こしているのが現状である。

○ 平成29年7月の九州北部豪雨は、福岡県と大分県を中心とする九州北部で被害が最大となった集中豪雨であった。次々に生まれた大量の積乱雲の連なりである「線状降水帯」が形成されたことに始まった。

- 福岡県朝倉市では1時間雨量が最大で100㎜を超え、1日雨量は540㎜（例年7月分の1.5倍）に達した。
- 土砂災害も九州全体で307件にのぼった。

○ 平成30年7月豪雨（台風7号）時における本市避難者状況は、以下のとおりであった。

- 避難勧告の発令：午後10時　・避難指示の発令：午前2時15分
- 避難者数（最大）：午前4時時点で561人（全市人口の１％弱）

○ 令和2年7月豪雨時における本市避難者状況は、以下のとおりであった。

- 避難勧告の発令：7月6日午後4時50分・避難指示の発令：7月6日午後8時20分
- 避難者数（最大）：1,169人（全市人口の2％弱）
- 避難所数：11か所

○ 令和2年台風10号における本市避難者状況は、以下のとおりであった。

- 避難勧告の発令：9月6日午後4時00分
- 避難者数（最大）：2,304人（全市人口の約3.5％）
- 避難所数：14か所
- 台風接近前から特別警報級との報道に伴い、避難者が増加したと思われ、避難所開設前から避難者が避難所へ並んでおり、避難所を9か所から14か所へ増設した。
- コロナ禍もあり、避難所収容人数に制限をかけており、避難所を例年より増加した。

②災害想定の概要

ア　地震・津波

○ 熊本県内には、布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯等が存在しており、地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、県内の主要活断層帯における地震発生確率は、日奈久断層帯（八代海区間）及び日奈久断層帯（日奈久区間）がＳ＊ランク、人吉盆地南縁断層、出水断層帯がＡ＊ランクと評価されており、特に注意が必要である。

検討対象断層帯等　[想定地震の震源域]	
①	布田川・日奈久断層帯 　中部・南西部　連動 ＜参考＞上記震源域単独時：(中部) ：(南西部)
②	別府・万年山断層帯
③	人吉盆地南縁断層
④	出水断層帯
⑤	雲仙断層群 　南東部 津波検討追加 ：南西部北部・南西部南部　連動

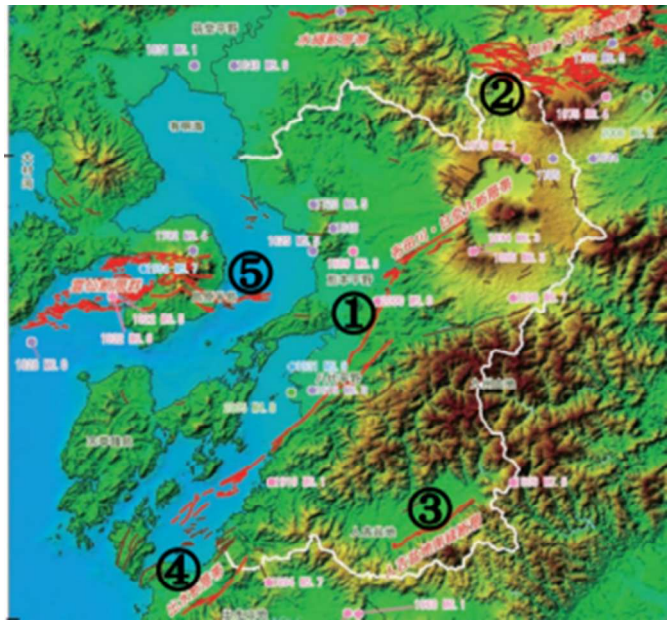

○ 本市に大きな影響を及ぼす主要活断層としては、「布田川・日奈久断層帯」、「雲仙断層群」があり、これに加え、「南海トラフ」についても、その想定される規模の大きさから本市への影響は多大であると想定される。

項目		布田川・日奈久断層帯	雲仙断層群	南海トラフ
地震規模	マグニチュード	7.9	7.1	9.0
	最大震度	6弱	6弱	5強

(熊本県ホームページから抜粋)

イ　風水害等

○梅雨期の大雨による水害

梅雨期の大雨は、東シナ海からの暖かく湿った空気の流れ込みによって発生することが多い。熊本県は、地形的に見てコの字型に西方に開けているため、熊本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、しかも県の北側から東側にかけては九州山地が連なっているため、この暖かく湿った空気が山地の斜面に当たり、上昇気流となって、県内に集中的な大雨を発生させることとなる。

また、近年は局地的に短時間に大雨が降る局地的大雨の発生が増加しており、都市化による従来とは異なるタイプの浸水被害も発生してきている。

○台風による災害

熊本県では、台風が県内を通過するか或いは九州の西岸に接近して北上する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんであるが、遠浅でＶ字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすく、台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多い。

第２章　玉名市の防災体制

第１節　防災体制を組織する

１　主体部署

○ 総務部、各部

２　基本的な考え方

○ 玉名市の地域における災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図るためのすべての組織は、本計画の定めるところによる。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　活動体制を組織する	・防災班、各部、各班
２　本部を組織し運営する	・防災班、各部、各班

（１）活動体制を組織する

①玉名市地域防災組織関係図

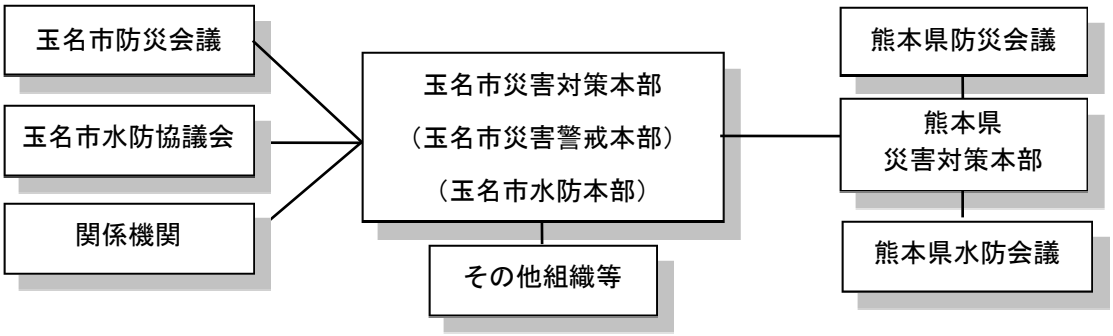

②玉名市の災害対策協力系統図

○ 玉名市域に災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合、玉名市災害対策本部等を構成する関係機関等は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施する。

玉名市災害対策本部

TEL：75-1130

（防災安全課）

停電時

TEL：73-2111

TEL：73-2112

TEL：73-2113

区分	主な機関名
指定地方行政機関	国土交通省九州地方整備局 菊池川河川事務所玉名出張所
	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所山鹿維持出張所
自衛隊	陸上自衛隊第８師団
県の機関	熊本県県北広域本部 玉名地域振興局 総務振興課
	熊本県県北広域本部 玉名地域振興局 土木部
	熊本県有明保健所
警察	熊本県玉名警察署
指定公共機関または指定地方公共機関及び公共的団体	日本郵便㈱ 玉名郵便局
	日本郵便㈱ 高道郵便局
	日本郵便㈱ 天水郵便局
	九州旅客鉄道㈱ 新玉名駅
	NTT 西日本㈱ 熊本支店
	九州電力送配電株式会社 玉名配電事業所
	産交バス㈱ 玉名営業所
	玉名農業協同組合
	玉名商工会議所
	漁業協同組合
	玉名市区長会協議会
	玉名郡市医師会
	くまもと県北病院
	玉名市社会福祉協議会
	玉名市民生委員児童委員連絡協議会
消防	有明広域行政事務組合 消防本部
	玉名市消防団

」

③玉名市防災会議

○ 主担当：防災班

○ 玉名市防災会議は、災害対策基本法及び玉名市防災会議条例に基づき設置された機関であって、本市の地域における防災に関し、本市が所掌すべき事務を中心としてこれに市内における公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務を合わせて総合的かつ計画的にその推進を図ることを目的とする。

④玉名市災害対策本部

○ 主担当：防災班

ア　災害対策本部の設置及び廃止

○ 災害対策本部は、次の基準に達したとき、または必要があると認めたとき本部長が設置、または廃止する。

○ 今般、大規模災害発生の事前予測が一定程度の確度で可能となっており、平成２５年８月から「特別警報」を発表する取り組みも行われているため、災害発生前であっても、迅速な対応を検討、実施するために早期での本部設置、運営を実施する。

本部の設置	・熊本地方気象台から警報が発表され、かつ市域に災害発生のおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置する必要があるとき ・市域で震度６弱以上の地震が発生したとき ・長周期地震動階級４が発表されたとき ・強力な組織で災害応急対策を実施する必要があるとき ・警報等が発表されていなくても、今後、災害の発生するおそれが非常に高まっているまたは、警報（特別警報等）が発表されるおそれがあり、市全域で早期の対応が必要なとき
本部の廃止	・予想された災害の危険が解消したと認められるとき、または災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき
本部の場所	・本部は、玉名市役所本庁舎内に設置する。 ・ただし、本庁舎が被災などにより使用できない場合は、状況を考慮しつつ、本部長またはその責務代行者が他の公用、または公共施設に本部設置場所を決定する

イ　指揮権限の代行

○ 本部の設置及び指揮は市長の権限により行われるが、市長の不在または連絡不能な場合など、市長の判断を仰ぐことができず、かつ緊急を要する場合は、市長（本部長）に代わり副本部長が災害対策本部の設置・運営に係る必要な意思決定を行う。

○ 代行者は、事後速やかに市長にこれを報告する。

ウ　本部の設置及び廃止の通知公表

○ 本部を設置したときは、関係機関に通知する。また廃止も同様とする。なお、地域住民に対しては、必要に応じ周知を図る。

エ　本部会議の運営

○ 本部長(市長)は、災害に関する情報を収集分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、災害対策本部会議（以下「本部会議」という）を開催する。

○ 本部会議を開くいとまがないときは、本部長(市長)がその方針を決定する。

○ 本部会議の協議事項は、おおむね下記のとおりとする。

1. 災害対策本部組織の配備体制に関すること
2. 住民等への広報に関すること
3. 指示、警戒区域の設定に関すること
4. 現地災害対策本部の設置に関すること
5. 国、県への要望及び陳情に関すること
6. 国、県、他市町村、関係機関及び関係団体等への応援要請及び連絡調整に関すること
7. 自衛隊災害派遣要請の要求に関すること
8. その他災害応急対策の重要事項に関すること

オ　現地災害対策本部の設置

○ 本部長(市長)は、局地的災害及び大規模事故災害等が発生した場合、または発生するおそれがある場合において、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域を定めて、現地または適当な場所に現地災害対策本部を設置する。

○ その際、現地災害対策本部長は、副本部長(副市長)、または本部員のうちから、本部長(市長)が指名する。

○ 現地本部員は、現地災害対策本部長が、各対策部所属職員から指名する。

⑤玉名市災害警戒本部

○ 主担当：防災班

○ 災害対策本部の設置前における災害に対する警戒を迅速かつ的確に行うため、総務部長を本部長とする玉名市災害警戒本部を設置することができる。

○ 災害警戒本部は、次の基準に達したとき、または必要があると認めたとき本部長が設置、または廃止する。

本部の設置	・熊本地方気象台から警報が発表され、特に警戒を必要とするとき ・市域で震度５弱、または震度５強の地震が発生したとき ・長周期地震動階級３が発表されたとき ・気象庁から市域沿岸に津波警報が発表されたとき ・台風の暴風域に入るおそれがあるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・観測所の水位が氾濫危険水位を超えたとき ・その他、自然的若しくは人為的原因から災害が発生し、または発生するおそれがあり、特に警戒を必要とするとき ・警報等が発表されていなくても、今後、災害の発生する恐れが高まっているまたは、警報（特別警報等）が発表されるおそれがあり、早期の対応が必要なとき
本部の廃止	・玉名市災害対策本部が設置されたとき（水防本部はそのままの形で災害対策本部に移行） ・災害に対する警戒を必要としなくなったとき

⑥玉名市水防本部

○ 主担当：防災班

○ 熊本地方気象台から水防に関係する警報・注意報等の発表または地震等の発生により、水防活動の必要があると認められるときは、本市における水防業務を統括する水防本部を設置し、水防活動を実施する。

○ 災害対策本部が設置されたときは、水防本部はそのままの形で災害対策本部に移行さる。

○水防本部を設置した場合は、直ちに県水防本部（県災害警戒本部）に通知するものとる。

ア　市の水防非常配備体制

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等、配備職員の安全管理に十分留意し自らの生命の安全確保を最優先とする。

配備区分	配備の時期
第１配備 （待機）	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められたとき
第２配備 （準備）	・水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき ・本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき
第３配備 （出動）	・激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第２配備で処理できがたいと認められるとき ・本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき

イ　水防団の非常配備体制

水防管理者は水防警報が発令されたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められたときは、水防団を出動させ、または出動の準備をさせるものとする。ただし、津波の場合等、水防団の安全管理に十分留意し自らの生命の安全確保を最優先とする。

配備区分	配備の時期
第１配備 （待機）	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発令されたとき
第２配備 （準備）	・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき ・気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき
第３配備 （出動）	・河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき （第４章第３節２「玉名市内における水位観測所」参照） ・潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき

（２）本部を組織し運営する

①玉名市災害対策本部の組織

○ 主担当：防災班

○ 災害対策本部は、災害対策基本法及び玉名市災害対策本部条例に基づき、市域に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市長が設置するもので、市長（本部長）が事務局の職員のほか、各部等の職員を総括し、災害応急対策の実施を強力に推進するための臨時に設けられる組織である。

○ 組織編成及び運営に関しては、市の行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定める。

○ 市に災害対策本部を設置したときは、災害時に法令等に基づき他に設置されている水防本部等を災害対策本部に吸収し、組織の一元化を図る。

○ 災害対策本部を設置するに至らない小災害等の場合にあっては、平常時における組織態勢等により対処する。

○ 国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策（市外における応援活動を含む。）を行うため、特に必要があると認められるときは、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する場合に準じた対応を行う。

②玉名市水防組織

○水防に関係ある警報・注意報等の発表又は地震等の発生により、洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市は市役所に水防本部を設置し、下記の組織で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、市長においてその設置運営を統制する。

○水防本部の設営及び配置については、本部長の指示による。

○場内掲示担当者は、次の図表を場内に掲示する。

① 被害状況一覧表

② 台風進路地図

③ 河川水位状況

④ 津波予想高さ・予想到達時間等に関する図表

⑤ 車両運行表

【玉名市災害対策本部組織系統図】

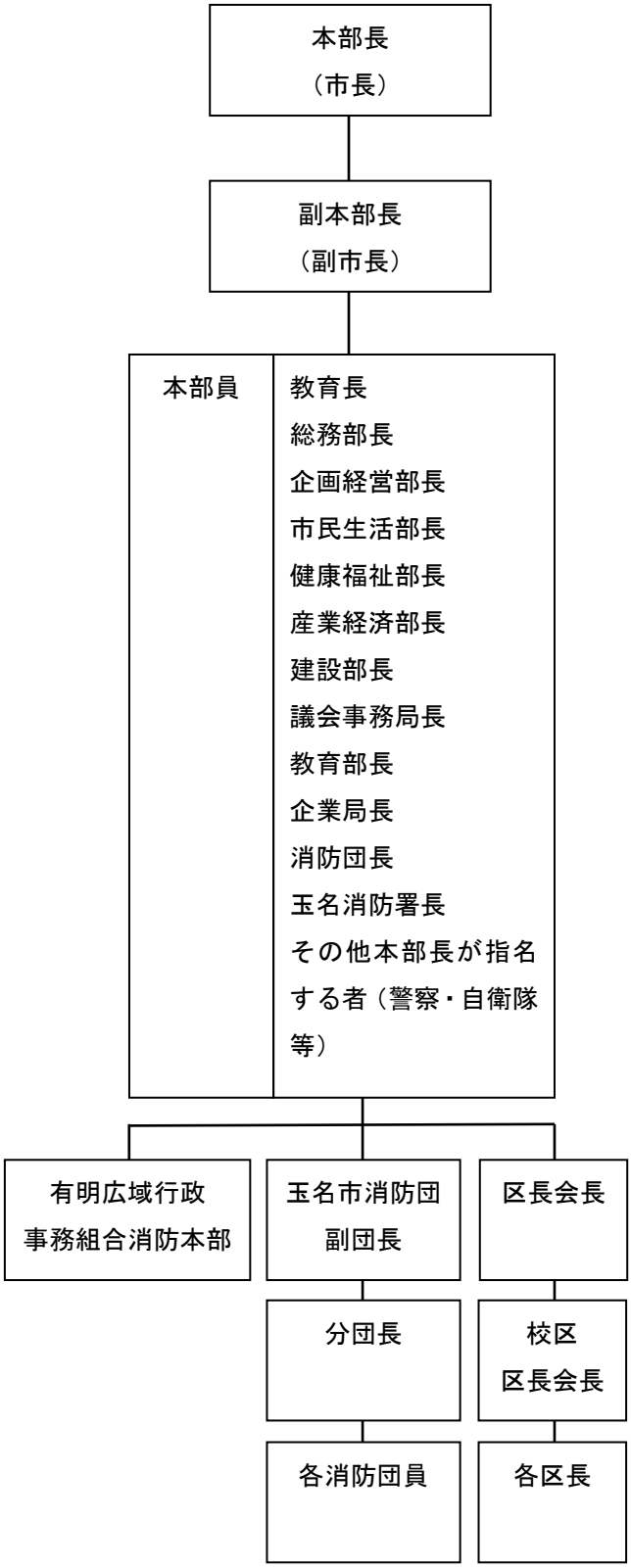

対策部名	班名
本部長室	秘書班
総務対策部	防災班
	総務班
	財政管理班
	会計班
	予備班
企画経営部	連絡調整班
	広報連絡班
	情報システム復旧班
	庁舎車両管理班
市民生活対策部	調達班
	衛生班
	税務調査班
	支所班
健康福祉対策部	庶務班
	調査班
	高齢介護班
	予備班
産業経済対策部	農林水産班
	商工観光班
建設対策部	都市整備班
	土木班
	営繕班
企業局	上下水道班
文教対策部	教育総務班
	文化班
	スポーツ振興班
	コミュニティ推進班
防災地区班	

本部	対策部名	対策部長	班名	班長	班員
本部長（市長） 副本部長 （副市長） 本部員 教育長 総務部長 企画経営部長 市民生活部長 健康福祉部長 産業経済部長 建設部長 議会事務局長 教育部長 企業局長 消防団長 玉名消防署長	本部長室		秘書班	秘書課長	秘書課職員
	総務 対策部	総務部長 議会事務局長	防災班	防災安全課長	防災安全課職員
			総務班	総務課長	総務課職員 （選挙管理委員会事務局職員）
			財政管理班	財政課長	財政課職員
			会計班	会計課長	会計課職員
			予備班	議会事務局次長 監査委員事務局長 人権啓発課長	議会事務局職員 監査委員事務局職員 人権啓発課職員
	企画 経営部	企画経営部長	連絡調整班	企画経営課長 契約検査課長	企画経営課職員 契約検査課職員
			広報連絡班	地域振興課長	地域振興課職員
			情報システム復旧班	情報政策課長	情報政策課職員
			庁舎車両管理班	管財課長	管財課職員
	市民生活 対策部	市民生活部長	調達班	市民課長	市民課職員
			衛生班	環境整備課長	環境整備課職員
			税務調査班	税務課長	税務課職員
			支所班	市民生活課長	市民生活課職員
	健康福祉 対策部	健康福祉部長	庶務班	総合福祉課長 子育て支援課長 くらしサポート課長	総合福祉課職員 子育て支援課職員 くらしサポート課職員
			調査班	保健予防課長	保健予防課職員
			高齢介護班	高齢介護課長	高齢介護課職員
			予備班	保険年金課長	保険年金課職員
	産業経済 対策部	産業経済部長	農林水産班	農業政策課長 水産林務課長 農地整備課長 農業委員会事務局長	農業政策課職員 水産林務課職員 農地整備課職員 農業委員会事務局職員
			商工観光班	商工政策課長 観光物産課長	商工政策課職員 観光物産課職員
	建設 対策部	建設部長	都市整備班	都市整備課長	都市整備課職員
			土木班	土木課長	土木課職員
			営繕班	住宅課長	住宅課職員
	企業局	企業局長	上下水道班	上下水道総務課長 上下水道工務課長	上下水道総務課職員 上下水道工務課職員
	文教 対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課職員
			文化班	文化課長	文化課職員
			スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課職員 県民体育祭準備室職員
			コミュニティ推進班	コミュニティ推進課長	コミュニティ推進課職員
	防災地区班			防災地区責任者班長	防災地区責任者
	避難所班			避難所班班長	避難所班職員

■役割分担

対策部名	班名等	所掌事務の概要
本部長室	（本部長室）	○ 本部長の命令及び指示に関すること
	秘書班	○ 本部長及び副本部長の災害視察及び災害調査団に関すること
総務 対策部	（総務対策部）	○ 総務対策の統括に関すること ○ 他部班に属しない事項並びに本部長が特に命じたこと
	防災班	○ 防災会議及び関係機関との連絡に関すること ○ 本部長及び副本部長の把握及び連絡調整に関すること ○ 配備体制の決定に関すること（災害対策本部等の設置等） ○ 災害情報の収集伝達及び災害状況に対して執られた措置の概要の報告に関すること ○ 気象情報の収集及び通報に関すること ○ 避難情報の発令及び伝達に関すること ○ 応援要請に関すること ○ 通信手段の確保、管理・運用に関すること（防災行政無線等） ○ 消防、危険物応急対策等、相互協力に関すること（消防団活動等） ○ 指定避難所等に関すること ○ 帰宅困難者対策に関すること ○ 自主防災組織等の防災教育等に関すること ○ 災害記録に関すること ○ 各班及び関係機関との連絡調整に関すること
	総務班	○ 職員の勤務の把握（出動回数・時間等）に関すること ○ 区長との連絡調整に関すること ○ 県及び指定地方行政機関に対する職員の派遣要請及び斡旋依頼に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他総務に関すること
	財政管理班	○ 災害に伴う財政措置全般（予算編成及び財政計画等）に関すること ○ 災害記録に関すること
	会計班	○ 災害対策費の支払い相談に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他会計に関すること
	予備班	○ 総務対策部の各班に対する応援協力に関すること
企画 経営部	（企画経営部）	○ 企画経営対策の統括に関すること
	連絡調整班	○ 各対策部の連絡調整に関すること ○ 災害時の契約に関すること ○ 災害記録に関すること
	広報連絡班	○ 災害広報全般に関すること ○ 災害記録に関すること
	情報システム復旧班	○ 災害時における情報システム等の機能復旧に関すること ○ 自家発電等のよる非常用電源確保に関すること ○ 災害記録に関すること
	庁舎車両管理班	○ 庁舎の災害対応対策に関すること ○ 車両配車の連絡調整に関すること ○ 緊急輸送に関すること ○ 庁舎の被害状況調査及び連絡調整に関すること ○ 災害記録に関すること

市民生活対策部	（市民生活対策部）	○ 市民生活対策の統括に関すること
	調達班	○ 災害時における応急食料の確保、調達及び配給に関すること ○ 災害に関する諸証明の減免に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他調達に関すること
	衛生班	○ 防疫に関すること ○ 災害時における瓦礫等の災害廃棄物処理に関すること ○ 災害時のし尿及び塵芥等の処理に関すること ○ り災地のごみ収集に関すること ○ 災害ゴミの処理に関するり災届出証明書発行に関すること ○ り災によるご遺体の収容及び埋火葬に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他救護及び衛生に関すること
	税務調査班	○ り災証明書等の発行に関すること ○ 家屋の被害認定調査、浸水状況（床上、床下）の調査に関すること ○ 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予等に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他税務調査に関すること
	支所班	○ 本部との連絡調整に関すること ○ 備蓄品の管理に関すること ○ 防災行政無線の放送に関すること（対象地域）
健康福祉対策部	（健康福祉対策部）	○ 健康福祉対策の統括に関すること
	庶務班	○ 災害救助法に基づく諸対策に関すること ○ 生活必需品、その他の救護物資の受付及び給付又は貸与に関すること ○ 被災者台帳作成に関すること ○ 被災者生活再建支援制度に関すること ○ 社会福祉協議会との連絡調整に関すること ○ 避難行動要支援者の情報の伝達･避難誘導･安否確認･避難状況の把握に関すること ○ 災害地及び避難所に必要な食料、物資の調査並びに調達、配分に関すること ○ 災害義援金等の対応に関すること ○ 災害弔慰金の支給及び援護資金の貸付に関すること ○ 災害ボランティア活動支援に関すること ○ 日赤との連絡調整に関すること ○ 社会福祉施設等の被害状況調査及び連絡調整に関すること ○ 災害記録に関すること
		○ 保育所・学童保育等の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ り災者に対する保育料の免除及び減免に関すること ○ こころのケアに関すること ○ 災害記録に関すること
		○ 生活困窮者の把握に関すること ○ 災害発生に伴う消費者相談に関すること ○ 生活保護受給者の把握に関すること ○ 災害記録に関すること
	調査班	○ 医療施設等の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること ○ 災害時の保健及び助産に関すること ○ 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること ○ 避難行動要支援者（妊産婦、乳幼児）の把握に関すること ○ 防疫に関すること（感染症予防、食品衛生対策に関すること） ○ 避難所の食事提供状況アセスメント等に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他避難者の保健に関すること

	高齢介護班	○ 避難行動要支援者（高齢者）の情報の伝達･避難誘導･安否確認･避難状況の把握に関すること ○ り災者に対する介護保険料及び利用料の減免等に関すること ○ こころのケアに関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他高齢介護に関すること
	予備班	○ り災者（後期高齢者医療被保険者）に対する後期高齢者医療保険料の減免等に関すること ○ り災者（国民健康保険被保険者）に対する一部負担金の猶予及び免除に関すること ○ り災者（後期高齢者医療被保険者）に対する一部負担金の猶予及び免除に関すること ○ り災者に対する国民年金保険料の減免等に関すること ○ 健康福祉対策部の各班に対する応援協力に関すること
産業経済対策部	（産業経済対策部）	○ 産業経済対策の統括に関すること
	農林水産班	○ 農林水産施設の被害状況調査及び災害応急策に関すること ○ 農林水産物の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 防疫に関すること ○ 家畜並びに畜産施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 災害復旧資金の融資あっせんに関すること ○ 災害記録に関すること
		○ 農地及び農業用施設被害状況調査並びに災害応急対策に関すること。 ○ 災害記録に関すること
		○ その他農林水産に関すること
	商工観光班	○ 被災中小業者に対する災害金融に関すること ○ 商工業者の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ り災店舗及びり災事業所等のり災証明書に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他商工に関すること
		○ 観光施設等の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他観光（宿泊者の安否確認・風評被害対策等）に関すること
建設対策部	（建設対策部）	○ 建設対策の統括に関すること
	都市整備班	○ 都市計画道路の災害状況調査、情報収集及び災害応急対策に関すること ○ 公園緑地、花の都玉名等の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 新玉名駅前周辺の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他景観形成、都市整備に関すること
	土木班	○ 公共土木施設（市道・里道・河川・水路・橋梁など）の災害状況調査、情報収集及び災害応急対策に関すること ○ 土砂災害等の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 河川管理者（国、県）との連絡調整に関すること ○ 緊急輸送道路の啓開に関すること ○ 障害物の除去に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他土木に関すること

	営繕班	○ 市営住宅等の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 応急仮設住宅の建設に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他建設及び市営住宅に関すること
企業局	（企業局）	○ 上下水道対策の統括に関すること
	上下水道班	○ 上下水道施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 給水地区に対する飲料水の供給に関すること ○ 上下水道利用料の減免に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他上下水道に関すること
文教 対策部	（文教対策部）	○ 文教対策の統括に関すること
	教育総務班	○ 教育委員会との連絡調整に関すること ○ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること ○ 児童生徒等の避難及び安否確認に関すること ○ 教材、学用品などの調達及び給付に関すること ○ 避難所となっている学校施設との連絡調整に関すること ○ 学校施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ こころのケアに関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他学校教育に関すること
	文化班	○ 文化財の被害状況調査及び災害応急対策に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他文化財に関すること
	スポーツ振興班	○ 社会体育施設の被害状況調査並びに災害応急対策に関すること ○ 避難所となっている社会体育施設との連絡調整に関すること ○ 災害時における社会教育団体との連絡調整及び協力に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他社会教育に関すること
	コミュニティ推進班	○ 公民館及び図書館の被害状況調査並びに災害応急対策に関すること ○ 災害時における所管団体との連絡調整及び協力依頼に関すること ○ 避難所となっている社会教育施設との連絡調整に関すること ○ 災害記録に関すること ○ その他コミュニティ推進課の業務に関すること
防災地区班		○ 災害情報の収集及び報告に関すること ○ 災害時における消防団及びその他の団体の活動に対する連絡調整及び協力に関すること ○ 本部との通報連絡に関すること ○ その他地区内の災害に関すること
避難所班		○ 避難所の開設、運営に関すること

第２節　職員を動員・参集する

１　主体部署

○ 総務対策部、各対策部、各班

２　基本的な考え方

○ 市は、災害状況により必要な配備体制をとり迅速かつ的確な災害対策活動を実施する。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　職員を動員する	・総務部長、警報発令待機班、各部、各班
２　職員を参集する	・各部長、各部、各班

（１）職員を動員する

○ 災害発生時における応急措置を迅速かつ着実に推進するため、平時から災害を想定した訓練を行うとともに、職員が直ちに応急措置に従事し、活動できるよう、あらかじめ体制を定めて職員への周知徹底を図る。

①勤務時間内の場合

○ 主担当：総務部長

○ 総務部長は、庁内放送及び内線電話等により、各部長と所属課長に対して配備の伝達を行う。

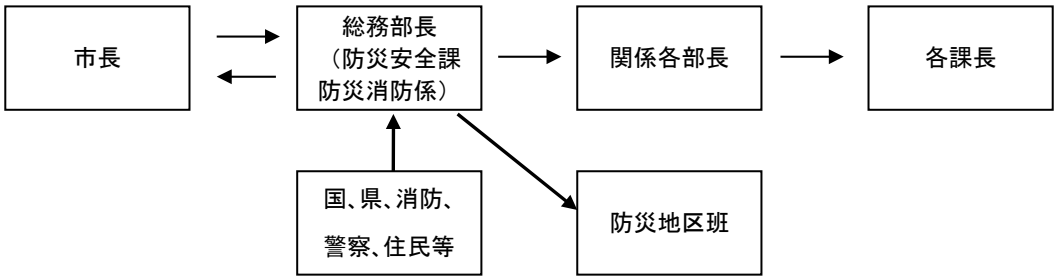

②勤務時間外の場合

○ 主担当：警報発令待機班

○ 時間外における第１配備としては、警報発令待機班（以下、「待機班」という。）を充てる。

○ 警備室から気象予警報等の連絡を受けたときは、待機班は直ちに担当する本庁及び各支所に登庁する。登庁後は、待機班長は、防災安全課に対して、電話等により配備の伝達を行う。

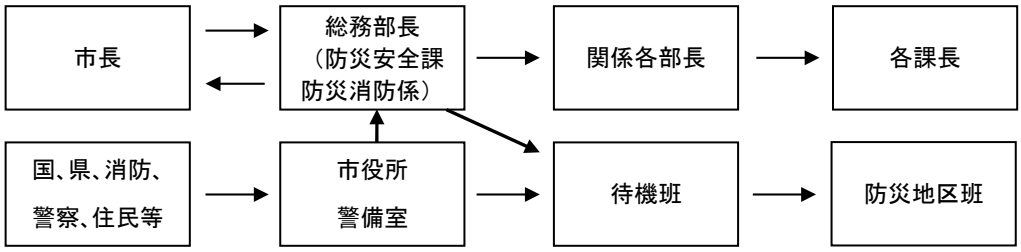

（２）職員を参集する

①配備基準

○ 主担当：各部長

○ 本部長は、玉名市域における災害の規模、種類、被害発生の予想される時間等を検討し必要な体制をとるため、各部の長に対し、次の３種の区分により配備体制を指令する。

配備区分	指令の基準等
第一配備体制	○ 指令の基準 1. 市域に暴風、大雨、洪水、津波等の警報及び津波注意報が発令されたとき 2. 市域で震度４の地震が発生したとき 3. その他特に市長が必要と認めるとき ○ 以上のいずれかのときは、待機班編成表による体制をとり、被害情報等を必要に応じ関係各部へ連絡する。その他の待機班職員については、自宅待機する。
第二配備体制	○ 指令の基準 1. 市域に暴風、大雨、洪水、津波等の警報及び津波注意報が発令され、災害が起こるおそれのあるとき 2. 市域で震度５弱または５強の地震発生又は長周期地震動階級３が発表されたとき 3. その他特に市長が必要と認めるとき ○ 以上のいずれかのときは、直ちに災害応急対策等に必要な待機班（警報待機班、避難所班、防災地区責任者）全員が災害対策（警戒）本部の指示に基づき動員できる体制とし、状況に応じ第三配備に直ちに切替える体制とする。 ○ 勤務時間外に、震度５弱または５強の地震発生又は、津波警報・長周期地震動階級３の発生をテレビ、ラジオ、防災行政無線等で確認した場合、待機班職員（警報待機班、避難所班、防災地区責任者）全員は、直ちに自主登庁する。
第三配備体制	○ 指令の基準 1. 市内全域にわたって風水害等の発生するおそれがあり、または被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき 2. 市域で震度６弱以上の地震が発生又は長周期地震動階級４が発表されたとき 3. その他特に市長が必要と認めるとき ○ 以上のいずれかのときは、動員可能な全職員をもってあたるもので完全な非常体制とする。 ○ 勤務時間外に、震度６弱以上の強い地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級４の発表をテレビ、ラジオ、防災行政無線等で確認した場合、全職員は、直ちに自主登庁し、所属長の指示を受ける。 ○ ただし、道路の遮断や公共の交通機関等の不通により、登庁できない場合は、所属長へその旨伝えるとともに、最寄りの支所等へ出向き、応急活動に従事する。

第３節　自衛隊災害派遣を要請する

１　主体部署

○ 総務対策部、各対策部、消防本部

２　基本的な考え方

○ 災害に対し人命または財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づき自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期する。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　災害派遣要請の要求基準	―
2　自衛隊災害派遣要請の要求要領	・防災班
3　消防及び自衛隊への相互協力を行う	・消防本部
4　自衛隊への後方支援を行う	・各対策部
5　撤収を要請する	・防災班

（１）災害派遣要請の要求基準

○ 災害に際し、人命または財産を保護するための応急対策の実施が、災害対策本部の職員の動員だけでは不可能または困難で自衛隊の出動が必要であると認められる場合に、その派遣の要請を要求する。

（２）自衛隊災害派遣要請の要求要領

○ 主担当：防災班

○ 自衛隊の災害派遣を必要とする各対策部長は、速やかに本部長に報告する。

○ 本部長は自衛隊の派遣要請の要求を決定したときは、土木事務所長、陸上自衛隊長及び警察署長と十分連絡をとり把握できる範囲で次の事項を明らかにして、県知事に自衛隊の派遣要請を要求する。

○ 本部長は、自衛隊の災害派遣を考慮する場合、災害派遣要請の要求の有無に関わらず、できる限り早期に災害関連情報等を自衛隊に提供する。

1. 災害の状況及び派遣の要請を要求する事由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容

4. その他参考となるべき事項
   - 連絡方法・連絡責任者
   - 部隊の集結地等

○ 本部長は、通信の途絶等により、県知事に対して災害派遣の要請の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知する。

○ 本部長は、前記の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

（３）自衛隊への相互協力を行う

○ 主担当：消防本部

○ 「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定（消防庁・防衛省）」に基づき、有明広域行政事務組合消防本部は、自衛隊と次のとおり相互に協力を行う。

○ 情報交換

大規模災害に際しては、速やかに、当該災害に係る情報を収集し、自衛隊との間で相互に提供し、情報の共有に努める。なお、情報交換の対象は次のとおりとする。

1. 大規模災害の状況に係る情報
2. 救援活動の態勢に係る情報
3. 上記の他、情報及び自衛隊の任務遂行に資する情報

○ 連携のための調整

大規模災害の発生地その他の目的地における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、自衛隊と連携してその任務に当たるよう相互に調整を行う。

○ 消防職員等の移動のための協力

消防組織法第44条の規定に基づき、災害が発生した市町村のために応援出動する場合、消防職員等及び当該応援出動に必要な資機材の被災地等への迅速な移動を確保するため、自衛隊に対し当該消防職員等の航空輸送、その他の輸送支援の協力を依頼する。

（４）自衛隊への後方支援を行う

○ 主担当：各対策部

○ 自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分行えるよう努める。

1. 作業実施期間中は、現場に現場責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議し、作業の推進を図る。
2. 派遣部隊が行う応急復旧に必要な機械等については、できる限り本市で準備し、速やかに活動が開始されるよう留意する。
3. 派遣部隊の宿泊施設または設営適地の準備をする。

（５）撤収を要請する

○ 主担当：防災班

○ 救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、または作業が復旧の段階に入った場合、本部長は、速やかに県知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第４節 相互応援に協力する

１　主体部署

○ 総務対策部、各対策部

２　基本的な考え方

○ 市は、協定締結市町村に対する相互応援等は、県及び関係機関等と連携し、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　県協定に基づく応援要請	・防災班
2　県への応援または応援斡旋の要請、国・県による代行	・防災班
3　「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力	・防災班、各対策部
4　相互応援の強化	・防災班、各対策部
5　複合災害における応援要請	・防災班
6　応援、受援体制の整備	・防災班、各対策部

（１）県協定に基づく応援要請

○ 主担当：防災班

○ 市は、県及び県内市町村と連携し、県内市町村区域において地震等の災害に被災した市町村が単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」（平成15年７月23日締結）及び次の根拠法令等に基づき、応援を行う。

要請・要求の内容	根拠法令
他市町村に対する応援の要求	災害対策基本法第 67 条
他市町村に対する職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
指定地方行政機関、指定地方公共機関等に対する職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条

○ 市は、県及び県内市町村と連携し、県内市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組む。

1. 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
2. 被災者の救援・救助、医療、、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資提供

3. 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
4. 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
5. その他、特に被災市町村から要請があった事項

（２）県への応援または応援斡旋の要請、国・県による代行

○ 主担当：防災班

○ 市は、本市域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援または応援の斡旋を要請する。

○ 県に対する応援の要請等は、次の根拠法令等に基づき、熊本県県北広域本部玉名地域振興局を経由して要請する。

要請・要求の内容	根拠法令
応援の要求又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条
職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
指定地方行政機関、指定地方公共機関等に対する職員派遣の斡旋の要求	災害対策基本法第 30 条

（３）「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく協力

○ 主担当：防災班、各対策部

○ 市は､総務省・県等と連携し、大規模災害発生時に被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると見込まれるときは､「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱（総務省)」等に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整に協力する。

（４）相互応援の強化

○ 主担当：防災班、各対策部

○ 市は、県と連携し、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮する。

○ 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど，必要な準備を整える。

（５）複合災害における応援要請

○ 主担当：防災班

○ 市は、県及び関係機関と連携し、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努める。

（６）応援・受援体制の整備

○ 主担当：防災班、各対策部

○ 市は、県及び防災関係機関と連携し、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた受援マニュアルを事前に作成する。

○ 平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行う。

○ 災害対策基本法の改正による災害発生前における国の災害対策本部の設置が可能となっており、市町村間での広域避難について協議が可能になっている。

また、救助法の改正により、災害発生前においても適用が可能となり、広域避難に関する負担について、災害救助法で賄うことができる。以上を踏まえ、広域避難に関する検討を他市町村間と検討を行うことする。検討にあたっては「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」を参照し、検討項目は以下のとおりとする。

ア　広域避難の必要性

イ　移動困難者の避難先の確保

ウ　住民自らが確保した避難先へ避難する者の概算

エ　広域避難に要する時間の算出

オ　広域避難に関する避難情報発令の判断基準

カ　避難先の確保

○ 市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への避難、指定避難場所、指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受け入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村の受け入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告したうえで、自ら他の市町村に協議することができる。

○ 応援職員の健康管理等

応援職員の派遣に当たっては、県及び市は、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

第３章　災害予防計画

Ⅰ　防災体制の整備に向けて

第１節　情報収集伝達体制を整備する

１　主体部署

○ 総務対策部、企画経営対策部、有明広域行政事務組合消防本部、関係機関

２　基本的な考え方

○ 災害時の通信手段や市民への情報伝達体制、及び非常通信訓練の実施など、災害情報網の整備を図る。

○ 各機関は、あらかじめ通信回線を多重化する等により、災害に強い情報通信網の構築を図る。

○ 県及び市は、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　災害通信手段を整備する	・防災班、広報連絡班
２　市民への情報伝達体制を推進する	・防災班、広報連絡班
３　非常通信訓練を実施する	・防災班、広報連絡班、消防本部、関係機関

（１）災害通信手段を整備する

①通信設備の確保

○ 主担当：防災班、広報連絡班、情報システム復旧班

○ 県及び市、関係機関は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

ア　防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。
イ　有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。
ウ　画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。
エ　非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。
オ　平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。
カ　移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。
キ　通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努めること。
ク　携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。
ケ　被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。
コ　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
サ　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。
シ　情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

○ 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

②多様な通信手段の活用

○ 主担当：防災班、広報連絡班

○ 防災版、広報連絡班は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

③防災行政無線等の維持・拡充

○ 主担当：防災班、広報連絡班

○ 防災班、広報連絡班は、災害における、情報の収集、連絡活動を迅速的確に行うとともに、災害時に必要な情報を市民に伝達する手段として、防災行政無線等の維持、拡充を行う。

（２）市民への情報伝達体制を推進する

○ 主担当：広報連絡班、防災班

○ 広報連絡班、防災班は、市民への情報伝達体制を次のように推進する。

1. 玉名市防災行政無線の活用
2. 電話応答サービスの運用（防災行政無線内容の再生機能）
3. 携帯電話やメール機能（玉名市安心メール、県防災情報メール）、ホームページ、ソーシャルメディア等の活用
4. 加入電話
5. ひまわりテレビをはじめ、報道機関を通じての広報
6. J－アラート（全国瞬時警報システム）の運用（国が発表する津波警報、緊急地震速報等の時間的余裕のない緊急情報を、通信衛星を用いて受信後、防災行政無線を自動起動させ、屋外拡声器等から瞬時に伝達する）
7. 庁内車両（広報車及び消防車）による広報
8. 水防信号（サイレン等）の利用
9. 防災地区班及び消防団による口頭
10. 区長（各行政区）による口頭
11. 自主防災組織への伝達

（３）非常通信訓練を実施する

○ 主担当：広報連絡班、防災班、関係機関

○ 市及び防災関係機関は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第２節　消防予防を行う

１　主体部署

○ 総務部、建設部、有明広域行政事務組合消防本部、関係機関

２　基本的な考え方

○ 災害時における延焼火災等を防ぐため、出火防止や初期消火、消防力・消防水利施設の充実及び消防活動対策を実施することにより、的確な消防予防を図る

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　出火を防止する	・防災班、消防本部、消防団
2　初期消火を行う	・防災班、消防本部、消防団
3　消防力を充実する	・防災班、消防本部、消防団
4　火災予防を啓発する	・防災班、消防本部、消防団
5　消防水利施設を充実する	・防災班、消防本部、消防団
6　消防活動対策を行う	・防災班、都市整備班、土木班、消防本部、消防団、警察、道路管理者

（１）出火を防止する

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

○ 消防法令で定める危険物は引火性又は発火性という火災危険の最も大である物質（ガソリン、灯油等）を対象としてその指定数量以上の製造、貯蔵取扱い等につき消防関係法令に従い規制を行う業務であり予防行政の重要事項として重点をおいているものである。

①火気使用設備・器具の安全対策

○ 身近な火気使用設備・器具の安全対策を推進するとともに出火防止の必要事項について広く市民に広報するなど、次の安全指導を図る。

ア　液体燃料を使用する器具の安全措置

1. 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用する。
2. 地震等により容易に転倒、または転落しないよう耐震措置を講ずる。
3. 移動式の石油ストーブにあっては、上記によるほか自動消火装置、または自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用する。

イ　気体燃料を使用する器具の安全措置

1. プロパンガス容器は鎖等により転倒防止措置を講ずるとともに、不使用時には容器バルブを閉鎖する。
2. 屋外のガス元栓は不使用時には閉鎖する。

ウ　石油類、ガス類その他の引火性、発火性物品の安全な保管場所の確保及び転倒、落下による出火を防止するための措置

エ　地震時の火気使用に関する安全行動の習慣化

オ　火気を使用する事業所の査察の強化及び施設の実態に則した消防訓練実施

②危険物施設等の安全対策

○ 危険物施設は、出火のみならず延焼要因ともなり、従来から指導等により安全対策を進めているが、地震発生時等に備え、安全指導を図っていく。

③化学薬品等の安全対策

○ 化学薬品等を取り扱う学校、病院及び事業所に対して保管の適正化を指導するとともに、個別的、具体的な安全対策の推進を図る。

1. 化学薬品容器の転倒落下防止措置
2. 化学薬品収納棚の転倒防止措置
3. 化学薬品等収納場所の整理整頓
4. 混合混触発火性物品の近隣貯蔵防止措置
5. 初期消火資機材の適正配置

④大規模の安全対策

○ スーパーマーケット、病院、工場などの建築物では、地震等の発生と同時に外壁・窓ガラス等の落下及びエレベーターによる閉じ込め等により大混乱となるおそれがあることから、消防法第8条及び第36条に基づく当該建築物の消防計画において、地震等による被害の軽減を目的に次の安全対策を重点的とした災害時の応急対策の確立を推進する。

1. 立入検査の重点実施による安全指導
2. 火気使用場所の整理整頓と火気始末の徹底
3. 商品・陳列物等の転倒落下の防止
4. 消防計画に基づく自衛消防組織の教育訓練

⑤高圧ガス施設等の安全対策

○ 高圧ガス施設等の事故は、その事故の大小により被害の程度が異なるが、大量のガスが噴出した場合には、周辺への人身被害、火災による家屋等の被害をもたらし、特に爆発の事故の場合には広範囲に被害をもたらす。

○ ガス製造事業者等については、自衛消防計画に基づき、広域的災害に対処できるよう消火、応急処置、連絡通報体制を主体とした組織、人員の運用及び教育訓練を実施するよう指導する。

（２）初期消火を行う

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

①市民の防災行動力の向上

○ 地震時等には、関係機関の活動が制約されることが予想されることから、地震等による被害の防止または軽減を図るため、市民の防災行動力を高め、初期消火の徹底を図る。

②初期消火器具の設置促進

○ 家庭からの出火を極力低減させるため消火器、バケツ等の初期消火器具の設置を促進する。

③事業所の自主防災体制の強化

○ 事業所の自主防災体制の充実強化を図るとともに、住民との連携による地域ぐるみの防災体制の確立を推進する。

（３）消防力を充実する

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

県及び市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に　向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

①消防団消防力の強化

○ 本市の消防団は、平成17年10月3日に旧玉名市、旧岱明町、旧横島町及び旧天水町の1市3町が合併し、40分団体制であったが、平成25年4月1日の分団再編により10分団体制となっている。近年、社会情勢の変化や青年層の意識の変化に伴い、消防団への加入率の減少が顕在化し、団員の確保には苦慮しているが、これに対処するため、消防施設及び機具の整備、通信施設の充実等その整備強化、近代化を図っている。

○ 機動力を発揮するため、基本装備である消防自動車等機械器具の充実を図る。

○ 「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防団の抜本的な強化を図るための必要な措置を講ずる。

②消防団員の確保（大規模消防団員等の導入促進）

○ 市は、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対応できない役割を担う大規模消防団員等の導入の促進に努める。

（例）災害種別毎の出動例

1. 風水害：被害が広範囲に及び避難指示の発令や避難所開設等が必要な場合等
2. 地震・津波：震度５強以上、津波警報が発表された場合、避難所開設が必要な場合等

③消防用機械・資機材の整備促進

○ 市は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

④緊急消防援助隊の充実強化

○ 消防組織法第44条第１項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。

○ 県、市、消防本部は、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

（４）火災予防を啓発する

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

①火災予防運動

○ 毎年春秋2回、実施計画に基づき、火災予防運動を展開している。今後共この運動を強力に推進する。なお、気象情報に基づき火災予防上必要と認めたときは、適時広報巡回を行い市民の警戒心の高揚に努める。

②車両、船舶、文化財等の火災予防

○ 車両及び船舶の火災予防については、関係機関と協力して予防運動の徹底を図るほか、文化財の防火についても関係者と共に協力し、防火対策に万全を期する。

③林野火災の防止

○ 森林所有者、林業関係者、登山者等を対象に登山口に火災予防ポスターを掲示し、また火入れ等の届出厳守等の徹底を図り、山林火災の防止に努める。

④火災危険地域の指定

○ 市街地のうち、木造家屋が密集し、また道路が狭く消防車の進入が困難な地域を火災危険地域と指定し、署員及び団員による一般家庭の防火診断及び特定防火対象物の予防査察を実施し、火災の防止に努める。

⑤防火管理者制度の確立

○ 学校、病院、工場、事務所、百貨店など法令で定められた防火対象物には資格をもった防

火管理者をおいて防火管理上必要な業務を行うよう義務づけられている。

○ 防火管理者については、対象物の増加又は資格者の異動等により防火管理者不在の対象物も見受けられるので、引き続き有明広域行政事務組合消防本部主催の講習会受講を呼びかけ、対象物の防火管理の徹底を図る。

⑥住宅防火対策の推進

○ 住宅防火対策を総合的かつ効果的に推進するため、関係者間において連絡調整を図り、火災の未然防止及び火災による被害の軽減に努めるものとする。

（５）消防水利施設を充実する

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

○ 消防水利については、火災の初期消火に必要欠くべからざる施設であり、これらの水利は国の定めた基準に従い消火栓、防火水槽等の人工水利及び河川、池、沼、海水等の自然水利をもってこれに充てる。

（６）消防活動対策を行う

○ 主担当：防災班、都市整備班、土木班、消防本部、消防団、警察、道路管理者

①路上工作物対策

○ 路上に、みだりに存置、または放置されている物件の整理・移動については、消防法第3条による屋外火災予防命令をもって措置する。

○ 消防出動路を阻害する工作物等（電柱・塀・商店の出店等）については、交通に支障のないよう関係機関に改善及び取締りを依頼する。

○ 商店街等におけるアーケード、日避け、その他類似工作物については、消防活動上支障のないよう関係者に行政指導する。

②道路対策

○ 交通渋滞の頻繁な道路については、災害防ぎょ活動の支障を排除するため、警察、道路管理者等に道路事情の改善について対策を要求する。

第３節　救護・救援体制を整備する

１　主体部署

○ 企業局、健康福祉対策部、各対策部

２　基本的な考え方

○ 災害時の飲料水、食料及び生活必需品の確保をはじめ、応急医療や災害時の連携協力のための救護・救援体制の整備を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　飲料水を確保する	・上下水道班
２　食料及び生活必需品を確保する	・庶務班、防災班、各班（職員個人備蓄の促進）
３　応急医療体制を整備する	・調査班

（１）飲料水を確保する

○ 主担当：上下水道班

①飲料水の供給

○ 市及び防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努める。また、職員は災害時用の個人備蓄に努める。

○ 備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努める。

②補給水の確保

○ 補給水として市内の浄水場の配水池の水を応急給水の水源として確保する。

③応急給水拠点等の整備

○ 災害時には被害状況に応じて、市内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。

○ 浄水場に応急給水所を設置し、浄水場を基地とする給水タンク車による応急給水体制の整備を図る。

○ 拠点給水は、原則として避難所や支所、浄水場等において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域の中心となる公共施設等を拠点とし、給水タンクや仮設給水栓による応急給水を行う。

○ 浄水場においては、応急給水所及び給水拠点としての整備を図る。

④応急給水用資機材等の整備

○ 給水タンク車・給水タンク・非常用飲料水袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

（２）食料及び生活必需品を確保する

①備蓄について

○ 主担当：庶務班、各班

○ 災害時には、一時的に流通機構が混乱するため、避難者等に対して緊急に供給すべき食料及び生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。このような事態に備えるため、災害による被害規模の想定に基づく食料及び生活用品の公的備蓄の推進を図るとともに、民間業界との協定の締結を推進し、流通在庫備蓄の確保を図る。

○ 各家庭や地域、事業所における食料等の備蓄は、大規模災害によるライフラインの途絶や物流の混乱などを考慮した１週間分程度を目安とするとともに、その旨を啓発する。ただし、循環備蓄（消費期限等を意識しながら消費し買い足す備蓄：ローリングストック）を促進するなど、各家庭や地域、事業所が無理のない範囲で取り組めるよう配慮する。

○ 市は、平時における職員個人備蓄の促進に努める。

②避難所の機能の充実

○ 主担当：防災班、庶務班

ア　備蓄

○ 市は、避難所となる施設について、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、非常用電源、ガス設備、防災行政無線等）の整備に努めるとともに、できるだけの近傍で備蓄施設を確保し食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、パーティションや段ボールベッド、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努め、要配慮者に配慮した備品等の被災時のみに使用する備品等については、あらかじめ導入計画を策定する。

○ 必要に応じ、空調設備、照明、トイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

○ 高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク等の備蓄に加え、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

イ　設備等の整備

○ 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。

○ 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、情報収集機器等）計画的な整備の推進に努める。

○ 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも十分配慮し、専用エリア（授乳室、更衣室等）の配置に努める。

○ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用をふくめた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

③緊急調達体制の確立

○ 主担当：防災班

ア　民間企業との協定の推進

○ 災害時において被災人数が拡大すると、備蓄だけでは緊急に必要な食料や生活必需品が足りなくなることが予想される。そのため、災害時における食料、生活必需品の供給を確保し、さらに災害応急対策の円滑化を図るため、食料、生活必需品及び資機材等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結し、これらの物資の緊急時の調達に万全を期する。

○ 事前に調達に関する協定を締結した場合、年１回は、物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。

イ　広域的な受援体制

○ 広域的な救援物資の受入れ等については、県の広域防災拠点等を通じて支援を受ける体制及び広域的な相互応援体制を整備する。

（３）応急医療体制を整備する

○ 主担当：調査班

○ 大規模な災害が発生した場合、多数の負傷者が発生することが予想され、医療機関においても医療機能の低下が考えられる。このため、災害時においても応急医療が円滑に遂行できるよう、救護所設置等の体制を確立し、医療関係団体やくまもと県北病院等医療機関の協力のもと、広範な応急医療体制の確立を図る。

　なお、市のみで対応が困難な場合は、医療救護班、医療品等について県又は、保健医療福祉調整現地本部（立ち上がっている場合）に協力要請を行う。

第４節　防災体制を充実する

１　主体部署

○ 総務対策部、建設対策部、市民生活対策部、各対策部、有明広域行政事務組合消防本部、関係機関

２　基本的な考え方

○ 災害時における様々な防災対応を迅速かつ的確に実施するため、防災体制の充実を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　災害応急対策組織を整備する	・防災班
2　業務継続体制を確立する	・防災班
3　広域防災体制を確立する	・防災班
4　応援要請及び受援体制を整備する	・防災班
5　資機材等を整備する	・各班
6　緊急輸送道路を定める	・都市整備班、土木班、防災班
7　重要物流道路を促進する	・都市整備班、土木班、防災班
8　帰宅困難者対策を推進する	・防災班、教育総務班、商工観光班
9　孤立化地域対策を推進する	・防災班、農林水産班
10　被災建築物応急危険度判定士制度を整備する	・営繕班
11　家屋被害認定士制度を整備する	・税務調査班
12　災害廃棄物対策を充実する	・衛生班、防災班
13　危険物施設等の予防対策を実施する	・防災班、消防本部

（１）災害応急対策組織を整備する

○ 主担当：防災班

○ 災害の予測及び予報、災害に関する情報の収集伝達、災害応急措置の実施等災害応急対策の実施に関する災害対策本部その他の組織を整備するとともに、絶えずその改善に努める。

○ 公共的団体、防災上重要な施設の管理者、その他民間の災害応急対策組織の整備、改善を促進するとともに、市と防災関係機関との連絡及び協力体制を確立する。

○ 市は、県及び、他の機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

（２）業務継続体制を確立する

○ 主担当：防災班

○ 大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（ＢＣＰ）を定める。災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等にあたっては、次の事項を盛り込む。

1. 市長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
2. 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
3. 電気、水、食料等の確保
4. 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
5. 重要な行政データのバックアップ
6. 非常時優先業務の整理

○ 当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行う。

（３）広域防災体制を確立する

○ 主担当：防災班

○ 大規模災害や広域的な災害の発生時には、県等が締結している他県等との相互応援協定に基づき、広域的に連携した対処を進める。

○ 県及び市は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるものとする。

（４）応援要請及び受援体制を整備する

○ 主担当：防災班

○ 応援要請の機を失せずに行い、また、応援部隊の迅速かつ効率的な活動を確保するため、

応援要請並びに応援部隊の受入れ・運用・連携等に係る受援マニュアルの作成、応援部隊の活動拠点や活動用資機材の確保等により、受入れ体制の整備を進める。

○ 県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

○ 応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

○ 会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

○ 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（５）資機材等を整備する

○ 主担当：各班

○ 災害応急対策の万全を期するためには、消防車等の車両、水防資材、救助物資等の資器材、備蓄物資等を十分保有し整備しておくことが必要であるので、それらの充実及び適正配置を図り、災害時に有効に使用されるよう定期的に点検を行う。その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

○ 水防資材、救助物資等の資器材備蓄物資が不足する場合に対処するためそれらを緊急調達し得る体制を確立する。

（６）緊急輸送道路を定める

○ 主担当：都市整備班、土木班、防災班

①緊急輸送道路

○ 輸送道路とは県が指定する緊急輸送道路と本市が選定する緊急輸送道路を合わせた道路をいい、災害時に物資、人員の輸送等を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路である。

②緊急輸送道路の選定

○ 市は、災害応急活動を円滑に実施するため、緊急輸送道路を選定する。市は、緊急輸送道路について、平時より防災関係機関等に周知を図る。

③効率的な緊急輸送のための措置

○ 市または関係機関は効率的な緊急輸送を実施するため、警察署と協議のうえ、緊急車両用の赤色灯サイレンやステッカー、通行禁止等の看板を事前に整備するよう努める。

○ 災害時における避難者や救援物資、資機材等の輸送施設、救援物資や資機材等の集積拠点

として指定される施設について、災害時の安全性確保に配慮した整備に努める。

（７）重要物流道路と連携する

○ 主担当：都市整備班、土木班、防災班

①重要物流道路

○ 重要物流道路とは国が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車（40ft背高）の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行するために創設された制度である。

②重要物流道路との機能連携

○ 市は災害時の交通ネットワークの強化を見据えた重要物流道路及び代替・補完路の指定を踏まえながら、対象となる重要物流道路との機能連携に努める。

（８）帰宅困難者対策を推進する

○ 市は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生するおそれがあることから、多様な視点を踏まえ、必要に応じ、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

①災害時における帰宅困難者への支援

○ 主担当：防災班、教育総務班、商工観光班

○ 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮する。

○ 帰宅困難者に対して、一時的な収容やその他の課題の解決に努める。

②企業等への啓発

○ 主担当：商工観光班

○ 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行う。

（９）孤立化地域対策を推進する

○ 主担当：防災班、農林水産班

○ 市は、県と連携し、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、

○ の整備、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の確保を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定する。

(10) 被災建築物応急危険度判定士制度を整備する

○ 主担当：営繕班

○ 大規模な地震等により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次的災害を防止し、住民の安全を確保するために、被災建築物応急危険度判定士制度の充実を図る。

○ 県が実施する「熊本県被災建築物応急危険度判定士認定講習会」の受講を促すことにより、判定士の育成を図る。

（11）家屋被害認定士制度を整備する

○ 主担当：税務調査班

○ 災害時における多くの被災者支援制度において市長が発行する罹災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、市は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成する。

（12）廃棄物対策を充実する

○ 主担当：衛生班、防災班

○ 市民生活部は、災害時の廃棄物処理を迅速に実施・早期復旧に資するための災害廃棄物処理計画の策定をあらかじめ定めておくとともに、平時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討し、災害廃棄物処理計画の策定に努める。

○ 市民生活部は、廃棄物処理施設等の耐震化・浸水対策等の防災対策を図るよう努める。

（13）危険物施設等の予防対策を実施する

○ 主担当：防災班、消防本部

①市の保安対策

○ 市は、消防法に基づき、危険物施設の設置または変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は直ちに改修、移転させるなど危険物の規制を行う。

○ 市は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

②消防体制の強化

○ 市は各事業所の火災防災計画を作成するとともに、隣接市との相互応援協定の締結を推進する。

第５節　災害に強いまちをつくる

１　主体部署

○ 総務対策部、健康福祉対策部、建設対策部、産業経済対策部、文教対策部、有明広域行政事務組合消防本部、警察署

２　基本的な考え方

○ 災害が発生しても、緊急に難を避け、命を守ることができるよう避難するためにふさわしい安全な場所を確保するとともに、災害時の混乱を最小限に抑え、適切に避難するための体制整備を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　避難所、避難場所を確保する	. 防災班、庶務班、調査班、高齢介護班、都市整備班
2　避難所の環境整備	・防災班、庶務班
3　避難路を確保する	・防災班、都市整備班、土木班、農林水産班
4　避難誘導に備える	・防災班、庶務班、調査班、高齢介護班、教育総務班、消防本部、警察署
5　火災危険地域等を改善する	・都市整備班
6　まちの不燃化を推進する	・都市整備班
7　建築物の耐震性等を向上する	・都市整備班、営繕班、防災班

（１）避難所、避難場所を確保する

○ 市は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策を踏まえ公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される地域の特性に応じた避難所等（指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、市民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

○ 市は、指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者に対して、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるよう要請する。

○ 市は、学校を避難所として指定する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、関係者と調整を図る。

○ 指定緊急避難場所については、案内標識等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備する。

○ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するよう努める。

○ 指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。また、市は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

①指定避難所

○ 主担当：防災班

○ 災害の危険性があり、避難した住民が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在する場所。

○ 災害により、住民等が生活本拠地を失ったときなどに一定期間滞在する場所。

○ 指定避難所については、一次避難所（市域を５エリアに区分し、各エリア内の拠点的避難所）及び二次避難所等の段階的な考え方にて避難所開設を行う。

○ 既存の避難所との位置関係、収容能力等を考慮し、公共施設の中から追加指定の検討に努める。また、民間施設の指定についても検討に努める。

②指定緊急避難場所

○ 主担当：防災班

○ 災害が発生し、または発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設または場所を市長が指定する。

③福祉避難所

○ 主担当：庶務班、調査班、高齢介護班、防災班

○ 災害時における要配慮者対策として、福祉避難所を指定し、要配慮者のうち、特に支援を要する者の受け入れを行う。

④その他の避難場所

○ 主担当：防災班、都市整備班

○ 地域の状況に応じて、公園、広場等について、平時は市民に親しまれ、災害時には、一時的な避難場所となるよう整備を推進する。

一 次 避 難 所：災害発生時等において第一次に開設する避難所で、主に各エリア内の拠点避難所
二次避難所等：一次避難所開設後、被害状況等を踏まえ必要に応じて開設する避難所

（２）避難所の環境整備

○ 主担当：防災班、庶務班

○ 市は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする

（３）避難路を確保する

○ 主担当：防災班、都市整備班、土木班、農林水産班

①避難路の整備計画

○ 市は、県と連携し、地域の特性に応じた避難路等（指定避難所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地または緑道）の整備及び案内標識等の整備に努める。

○ ただし、ソフト対策と組み合わせながら、ハード整備については、計画規模相当での推進を図る。

○ ここで、避難路とは「住宅や不特定多数の人が集まる場所から避難所や避難場所等へ至る経路」のことを言う。

②災害発生時に安全な避難路の選定

○ 市は、指定避難所等の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定する。

○ 避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識等も併せて整備するよう努める。

（４）避難誘導に備える

①指定避難所等の周知徹底

○ 主担当：防災班、警察署

○ 市は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるよう、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努める。住民に対する周知徹底にあたっては、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識等の設置、講習会等を行う。

1. 指定避難所等の名称及び場所
2. 指定避難所等への経路
3. 避難の勧告または指示の伝達方法
4. 避難後の心構え

○ 市は、警察と連携し、平時の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定避難所等、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。

○ その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努める。

②広域避難及び避難者の運送

○ 主担当：防災班

○ 市は、県と連携し、大規模災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在がが可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定

めるよう努めるものとする。また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

③多数の者が出入りする施設における対策

○ 主担当：防災班、消防本部、警察署

○ 病院、工場、事業所、駅等多数の者が出入りする施設の設置者または管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、本市、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておく。

④児童生徒等の対策

○ 主担当：防災班、庶務班、教育総務班

○ 市は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。

○ 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、市町村間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努める。

⑤車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

○ 主担当：各班

○ 市は、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておく。

○ 市は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。

○ 県及び市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、ＮＰＯやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

○ 県及び市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

○ 県及び市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留

意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

○ 県及び市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

○ 県及び市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

○ 県及び市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

○ 指定の有無に関わらず、指定避難所等以外の施設の管理者は、大規模災害時には多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え訓練する。また、市の主体部署等や近隣の指定避難所等を把握しておく。

⑥避難誘導体制の整備

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班、防災班

○ 市は、防災と福祉の連携により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の避難誘導について、自主防災組織等の協力が得られるよう体制の整備を図る。

⑦外国人に対する対策

○ 主担当：防災班

○ 市は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導体制の構築に努める。

（５）火災危険地域等を改善する

○ 主担当：都市整備班

○ 地震災害時に、建物倒壊や火災延焼の危険性が大きい地区や道が狭く避難が困難な地区など防災上危険な密集的な市街地（火災危険地域等）については、地域ごとの課題に応じた施策を検討し、地域レベルでの段階的な改善に努める。

○ 地区計画等による総合的なまちづくりを通じて防災性の向上を図るとともに、防災情報の提供等のまちづくり活動支援などソフト面の対策の充実を図っていく。

（６）まちの不燃化を推進する

○ 主担当：都市整備班

○ 市街地再開発事業等を展開することにより、まちの不燃化を推進する。

○ 建築物が増加し、火災発生のおそれが極めて高くなっている市街地については、耐火建築物等への誘導を図るため、都市計画法による防火地域または準防火地域の指定を検討する。

（７）建築物の耐震性等を向上する

平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年３月に発生した東日本大震災、令和６年１月に発生した令和６年能登半島地震の被災状況等に鑑み、以下のとおり、建築物等の災害予防を促進する。

①公共建築物の耐震性の向上

○ 主担当：営繕班

○ 新耐震基準施行（昭和56年）以前に着工された公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設を抽出し、必要に応じて耐震診断などを行い、それらを踏まえ、更新の時期などを勘案しながら、補強・補修に取り組む。

②民間建築物の耐震診断、耐震改修

○ 主担当：営繕班

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築基準法の特例措置や融資・税制等の優遇措置を講じ、民間建築物の耐震改修を円滑に進める。

○ 新耐震基準施行（昭和56年）以前に着工された建築物については、耐震診断の普及・啓発を行うとともに、補助制度による耐震診断の促進を図る。

③玉名市建築物耐震改修促進計画(H29.3改定)

○ 主担当：営繕班

○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の平成25年11月の改正施行を受けて、市民の自己予防意識の高揚を図り所有者自らによる耐震化を促進するため、「玉名市耐震改修促進計画」を策定しており上記の取組と合わせ、同計画に基づき市内の住宅・建築物の耐震化の促進を図る。

④液状化への対応

○ 主担当：都市整備班

○ 液状化対策については、建築物の新築や建替え時に事業者が個別に液状化対策を行う。

⑤防災対策の推進

○ 主担当：防災班

○ 住宅火災による高齢者の死亡率が高齢者以外に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

第６節　公共施設等を整備する

１　主体部署

○ 総務対策部、建設対策部、企業局、有明広域行政事務組合消防本部、河川管理者

２　基本的な考え方

○ 生活に密着した公共施設が被災した場合、市民の生活維持に重大な支障を来すことが予測され、その影響は極めて大きく、災害時には災害対応の拠点となことも想定し、施設の耐震化及び、機能強化等を図る。

○ 施設が被災した場合に備え、復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、県及び関係機関と共有を図る。

○ 県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生の恐れのある所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　道路・橋梁により交通ネットワークを確保する	・都市整備班、土木班
2　公園緑地をつくる	・都市整備班
3　菊池川等の河川機能を整備する	・防災班、土木班、都市整備班、関係機関
4　汚水排除の麻痺に備える	・上下水道班
5　消防水利を整備する	・消防本部、防災班、河川管理者
6　農業用水利を整備する	・農林水産班、関係機関

（１）道路・橋梁により交通ネットワークを確保する

○ 主担当：都市整備班、土木班

○ 災害時の交通の確保は、災害対策上重要な意義をもつもので、都市計画道路の整備・改良、道路橋・既設道路の改良等一貫性のある道路交通体系の確立を図るとともに、関連事業を勘案して総合的な事業を推進する。

○ 県及び市は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

（２）公園緑地をつくる

○ 主担当：都市整備班

○ 公園緑地は、災害時の市民の重要な避難場所、避難路として機能すると同時に、応急仮設住宅の建設用地、応急救助活動、物資集積の基地として、また、ヘリポートとしても活用できる重要な施設である。このため、防災の観点から公園の整備、緑地の保全を推進し都市の防災強化に努める。

（３）菊池川等の河川機能を整備する

○ 主担当：防災班、土木班、都市整備班、関係機関

○ 市内を流れる主な河川（１級河川、２級河川）は、菊池川、唐人川、境川、行末川、繁根木川、木葉川である。菊池川水系においては、平成27年の水防法の改正を踏まえ、想定最大規模による見直しが行われ、平成29年に浸水想定区域図及び家屋倒壊等氾濫想定区域図が公表された。県管理区間については、平成30年に菊池川水系繁根木川、木葉川が公表された。また、2級水系行末川、境川、唐人川についても、令和元年度に公表された。市は、浸水想定区域をもとに、必要な対応を図る。

○ 発生頻度が高い計画規模等の水害と想定最大規模の水害とで、想定される浸水区域や浸水深が著しく異なり、避難者数や安全な場所が異なる地域において、毎回想定最大規模での水害に対する避難を行うことは困難かつ現実的ではない。

よって、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせながら、計画規模相当に必要な対応を図る。

○ 想定最大規模の水害も起こり得ることから、ハザードマップ等で周知を図る。

○ 菊池川流域においては、熊本県北地域圏域で連携し、災害に強い地域づくりを目指すため、本市を含む流域自治体、関係機関等による熊本県北地域災害に強い地域づくり協議会が平成28年に発足された。同協議会では、防災意識の向上と広域的な連携強化に向けた以下の取組を行う。

1. 流出形態等が異なる多数の支川が流れる特徴を踏まえ、各自治体が広域的に連携できるための仕組みづくりや施設整備
2. 住民自らが避難行動を取るための迅速かつ的確な防災情報提供と水防災学習・教育の推進、水防災活動の取組強化
3. 過去の水害を踏まえた災害に強い地域づくりに寄与する着実なハード整備

○ 菊池川の川づくりは、菊池川水系河川整備計画により、河川管理者(国、県)と地域住民、関係機関等との連携のもと、防災面からより安全で安心な暮らしを確保するとともに、川を必要とする生きものの棲みかにもなるよう整備が進められている。

○ 市は県と連携し、集中豪雨、台風時の高潮等の水害、雨水流出量の増大による浸水被害を防止するための河川改修、河川施設等について整備や維持管理に努める。

（４）汚水排除の麻痺に備える

○ 主担当：上下水道班

○ 公共下水道等の汚水排除機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、施設の管理者は、発災に備えて、終末処理場等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じる。

（５）消防水利を整備する

○ 地震時には、地盤の変動による水道管の破損等により、消火栓の使用が制限されることが予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、地域の実情にあった消防水利の充実と機能の確保を図る。

①指定消防水利の増設

○ 主担当：消防本部

○ 池、水槽等消防の用に利用できる施設の所有者等の承諾を得て、常時使用可能化を図るとともに、機能の保持に努める。

②自然水利の確保

○ 主担当：消防本部、防災班、河川管理者

○ 河川・水路について、災害時には消防水利として流水を活用できるよう努める。

（６）農業用水利を整備する

○農業用の水利施設における浸水被害の改善や、玉名平野土地改良区をはじめとした各関係機関と連携し、適切な維持管理に努める。

①浸水被害の改善

○ 主担当：農林水産班、関係機関

○ 農業用水利施設からの浸水被害を防止するため、浸水被害の多発箇所では引き続き、農業用水利の改修を推進する。

②河川・水利施設の適切な維持管理

○ 主担当：農林水産班、関係機関

○ 集中豪雨等による堤防や排水路の決壊、氾濫などの農業用水利施設からの水害に備えるため、水利施設の適切な維持管理に努める。また、自然災害による農業水利施設の被害を最小限に留めるため、玉名平野土地改良区等、関係機関が実施する計画にも積極的に連携を図る。

第７節　ライフラインを整備する

１　主体部署

○ 企業局、事業者

２　基本的な考え方

○ 災害時においても生命線となるライフラインが維持されるよう、施設等の体制整備を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　水道施設を整備する	・上下水道班
2　下水道施設を整備する	・上下水道班
3　鉄道施設を整備する	・鉄道事業者
4　電力施設を整備する	・電力事業者
5　ガス施設を整備する	・ガス事業者
6　電気通信施設を整備する	・電気通信事業者

（１）水道施設を整備する

○ 主担当：上下水道班

○ 水道は公衆衛生の向上に資することはもとより、健康で快適な市民生活、都市の諸活動の基盤として不可欠のものである。このため、水道施設は災害による被害を未然に防ぐため、今後も施設整備を進め、より災害に強い水道施設づくりをめざす。

○ 市は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備する。

○ 学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

（２）下水道施設を整備する

○ 主担当：上下水道班

○ 公共下水道等の汚水排除機能が麻痺した場合、市民生活に与える影響は極めて大きいため、施設の管理者は、発災に備えて、終末処理場等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じる。

（３）鉄道施設を整備する

○ 主担当：鉄道事業者

○ 鉄道事業者は、鉄道施設について、運転の安全確保を確立するために必要な設備の実態を把握し、合わせて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態を保持できるよう設備の整備を行うとともに、災害の発生するおそれがある場合の警戒体制をあらかじめ策定する。

（４）電力施設を整備する

○ 主担当：電力事業者

○ 電力事業者は、電力施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が麻痺せず迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

（５）ガス施設を整備する

○ 主担当：ガス事業者

○ ガス事業者は、ガス施設について、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体が停止せず、迅速な復旧を可能にするための対策について定める。

（６）電気通信施設を整備する

○ 主担当：電気通信事業者

○ 電気通信事業者は、災害対策基本法により会社がとるべき災害対策に関する措置について、基本となる事項を定める。

第８節　要配慮者を守る

１　主体部署

○ 健康福祉対策部、各対策部

２　基本的な考え方

○ 社会福祉施設等の安全確保をはじめ、災害時における外国人等を含む要配慮者への対応や、福祉のまちづくりの推進、女性・子育て家庭のニーズに配慮するための防災対応を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　社会福祉施設等の対策を行う	・庶務班、スポーツ振興班、コミュニティ推進班
2　要配慮者支援対策を行う	・庶務班、調査班、高齢介護班
3　外国人等への対策を行う	・各班
4　福祉のまちづくりを推進する	・庶務班、各班
5　女性や子育て家庭等のニーズに配慮する	・庶務班、調査班

（１）社会福祉施設等の対策を行う

○ 主担当：庶務班、スポーツ振興班、コミュニティ推進班

○ 市は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行う。

1. 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること
2. 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること
3. 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと
4. 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること
5. 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと

（２）要配慮者支援対策を行う

○ 主担当：庶務班、調査班、高齢介護班

①要配慮者の範囲

○ 防災上の配慮を必要とする要配慮者の範囲は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者とする。

【対象者の範囲】

以下の要件に該当する方

1. 要介護認定者
2. 身体障がい者手帳を所持する者
3. 療育手帳を所持する者
4. 精神障がい者保健福祉手帳を所持する者
5. 難病患者（特定疾患医療受給者等）
6. 65 歳以上のみ世帯（一人暮らし・夫婦等）
7. 乳幼児及び妊産婦
8. 上記以外で特に配慮を要する者

②推進組織の整備

○ 要配慮者に関連する部署において、庁内横断で要配慮者を支援する体制を整備する。

○ 既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

③避難行動要支援者名簿の整備

○ 要配慮者のうち、避難行動要支援者の所在等を把握し、避難行動要支援者名簿を整備する。

○ 名簿の記載事項は、災害対策基本法第49条の10第２項による。

④個別避難計画の整備

○ 避難行動要支援者の個別避難計画作成（法第４９条の14）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、作成・更新を行い、個別避難計画の中に避難支援実施者氏名、連絡先、避難路、想定される災害等を記載し、実効性のある計画とする。

作成にあたっては、福祉専門職，社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとし、地域特有の課題に留意するものとする。

○ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。

○ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に取り組む。

⑤避難行動要支援者情報（名簿、個別避難計画）の共有・提供・更新

○ 災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者情報を関係部署と共有するとともに、本人の同意を得ることを基本に、避難行動要支援者情報を警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、消防団等に提供する。

○ 要配慮者の状況は常に変化し得ることから、名簿作成担当部署は避難行動要支援者情報を

更新する期間や仕組みを整え、名簿情報、個別避難計画を最新の状態に保つよう努める。

○ 避難行動要支援者情報（個別避難計画）の実行性を確保する観点から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

⑥防災についての指導・啓発

ア　対象者及びその家族に対する指導

1. 日常生活において常に防災に対する理解を深め、また、日頃から対策を講じておくこと
2. 発生時には、近隣の協力が得られるよう日常的に交流を深めること
3. 地域における防災訓練等には積極的に参加すること

イ　地域住民に対する指導

1. 自主防災組織等において、地域居住の要配慮者の把握に努め、その支援体制を日頃から整備すること
2. 災害発生時には対象者の安全確保に協力すること
3. 地域における防災訓練等に対象者及びその家族が参加するよう働きかけること

⑦情報連絡手段の整備

○ 防災上、情報入手が困難な聴覚障がい者などへ、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。

○ 情報伝達にあたっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにする。そのため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにする。すなわち、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑧安全機器の普及促進

○ 防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導とあわせて、簡易型の警報設備や自動消火設備等の防災機器の普及を促進する。

⑨援護体制の整備

ア　被災生活が長期化した場合

1. 巡回介護にあたる体制や在宅被災の高齢者等の援護対策を進める
2. ホームヘルプサービスの充実
3. デイサービス事業の充実

4. 相談支援関係機関との連携強化

イ　特別養護老人ホーム等との連携

○ 災害時には、緊急入所が必要な要介護者の受入れを行うとともに、在宅者の援護活動の拠点となるよう連携を図る。

ウ　福祉避難所の設置

○ 災害時における要援護者対策として、福祉避難所を指定し、要配慮者のうち特に支援を要する者の受け入れを行う。

○ 市は、福祉避難所の運営を円滑に行うために、福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成し、関係者の研修・訓練を実施するよう努める。

○ 市は、福祉避難所について、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

⑩災害時に配慮すべき事項

1. 各種広報媒体を活用した情報提供
2. 名簿等を活用した在宅要援護者の確認
3. 条件に適した避難場所の提供及び社会福祉施設等への緊急入所対策
4. 避難場所等における要配慮者の把握及びニーズの調査
5. 手話通訳者及びボランティア等の協力による生活支援
6. 巡回健康相談及び栄養相談等の重点的実施
7. 保健・福祉の専門職による相談や継続的な心のケア対策
8. 保健・福祉相談窓口の設置等

（３）外国人等への対策を行う

○ 主担当：各班

○ 在日外国人や訪日外国人等について、安心して行動できるような環境づくり、また、災害時における安全の確保を図るため、防災知識の普及等に努める。

1. 災害関連情報の外国人等への広報
2. 外国語の防災啓発パンフレット等の作成
3. 誘導標識や案内板等を外国人等が理解し自ら行動できる環境整備
4. ボランティア通訳の確保
5. 外国人等への対応ができる者の確保と指揮・命令系統の確立
6. 連携すべき施設の確保（外国人対応ができるホテル、病院等）
7. ピクトグラム、指差し会話帳などの備付け

（４）福祉のまちづくりを推進する

○ 主担当：庶務班、各班

○ 地域ぐるみの支援体制づくりを推進するため、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努める。合わせて、高齢者や障がい者の積極的な社会参加を促進し、だれもが住みよいまちづくりを進めるため、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の趣旨等に基づき、施設等の利便性及び安全性の向上の促進に努める。

○ 市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備にあわせた防災環境の整備促進に努める。

（５）女性や子育て家庭ほか多様なニーズに配慮する

○ 主担当：庶務班、調査班

○ 平常時から固定的な性別役割分担意識をなくす取組が必要であるとともに、災害時には、女性や子育て家庭、性的マイノリティの人々等の多様なニーズを的確に把握し支援する。そのためには、女性等を避難場所運営者に含め反映させる。また、女性等に対する個別の支援に取組むとともに、運営者側への支援も行っていく必要がある。

Ⅱ　地域防災力の向上

第１節　地域防災力を向上させる

１　主体部署

○ 総務対策部、有明広域行政事務組合消防本部、消防団

２　基本的な考え方

○ 災害時の通信手段や市民への情報伝達体制、及び非常通信訓練の実施など、災害情報網の整備を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　市民の役割	・防災班、消防本部、消防団
２　自主防災組織の役割	・防災班、消防本部、消防団

（１）市民の役割

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

○ 被害を軽減するうえで、市民の果たすべき役割は極めて大きい。市民は自らの安全は自らの手で守る意識を持ち、平時から災害発生時に至るまで、可能な限り防災対策を着実に実施するなど地域防災力の向上に努める。また、市はこれらに積極的に協力する。

①平時から実施する事項

1. 自主防災活動への参加及び協力
2. 各種講習会等への参加
3. 防災に関する知識の習得
4. 家庭における防災の話し合い
5. 災害発生時の避難所、避難路、最寄りの医療救護施設の確認
6. 石油ストーブ、ガス器具等について、火災予防措置の実施
7. 家屋の補強等
8. 家具その他落下、倒壊の防止対策
9. 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄
   （食料等の家庭内備蓄の目安：平時から最低３日間（推奨１週間分））

②災害発生後に実施が必要となる事項

1. 正確な情報の把握
2. 出火防止及び初期消火
3. 救出救護及び応急手当
4. 適切な避難及び避難生活

（２）自主防災組織の役割

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

○ 本計画は、市民の隣保共同の精神と連帯感に基づく防災組織の整備充実を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全を確保するため、自主防災組織を編成し大規模な災害に備えるものである。

○ 自主防災組織の育成にあたっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が市民運動として防災・減災のための行動をとることを目指して取り組む。

①組織の育成指導

○ 市は、自主防災組織設立の手引きの配布等によって自主防災組織の結成を促進するとともに、防災訓練の実施、リーダー研修等を通じてその育成を図る。

②組織の編成単位

○ 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模であること。

○ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

③組織づくり

○ 既存組織を自主防災組織として育成することを基本とし次のような方法により組織づくりを行う。

○ その際、女性の参画の拡大に努めるとともに、リーダーに複数女性が含まれるよう、女性リーダーの育成を図る。

○ 行政区単位の活動の一環として防災を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

○ 現行、防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図り自主防災組織として育成する。

④組織の活動力向上

○ 資機材の充実、より実践的な訓練の実施により災害発生時における自主防災組織の活動力を高め、共助の精神に基づいた地域防災力の向上に努める。

○ 自主防災組織は、地域全体が連帯協同し、防災関係機関と一体となって地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るために、自主的かつ組織的な地域の防災活動を行う。

⑤平時の活動

ア　地区防災計画策定の推進

○ 自主防災組織の参加者等により、防災力の向上を図るため、市は共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、連携して防災活動を行うこととする。また、市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受けた場合、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

＜地区防災計画の項目（例）＞

1. 計画の対象地区の範囲
2. 基本的な考え方（活動目標等）
3. 地区の特性（防災マップ等）
4. 防災活動の内容（活動体制等）
5. 実践と検証

○ 市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理する。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

イ　防災資機材の整備

○ 防災活動に必要な資機材を整備するとともに、訓練等を通じて資機材の使用方法等について熟練するよう努める。

ウ　地域内の他組織との連携

○ 地域内事業所の防災組織や地域における自主防災組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

○ 自主防災組織等は、地域の居住者、とりわけ要配慮者に関する情報を把握するよう努める。

⑥災害発生時の応急活動

ア　情報の収集伝達

○ 家屋の倒壊、要救出救護者、負傷者、火災危険等の地域の被害等の把握に努め、地域住民へ必要な情報を伝えるとともに、防災関係機関との連携を緊密にするなど地域のネットワークの中心的な存在として活動する。

イ　出火の防止及び初期消火等の実施

○ 地震が発生した場合は、各家庭に対し火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

ウ　負傷者等の救出救護

○ 資機材等を利用して負傷者等の救護を行い、救護所及び救急医療機関等へ負傷者等を搬送する。

エ　住民の集団避難の実施

○ 避難場所へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

オ　物資供給活動への協力

○ 市が行う物資の配分に協力する。

カ　社会秩序の維持

○ ラジオ、テレビ等による正確な情報の収集及び伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないよう、また、生活物資の買い占め、交通渋滞等の混乱が生じないように、地域住民に対し呼びかけをし、円滑な応急対策が講じられるよう努める。

第２節　防災教育・広報・訓練を行う

１　主体部署

○ 総務対策部、健康福祉対策部、文教対策部、有明広域行政事務組合消防本部、関係機関

２　基本的な考え方

○ 災害時の防災活動を円滑に実施するとともに、防災活動力の向上のため、防災教育や広報、防災訓練等の実施を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　防災教育及び広報を行う	・防災班、庶務班、教育総務班、各班、消防本部、消防団
２　防災訓練を行う	・防災班、庶務班、教育総務班、消防本部、関係機関

（１）防災教育及び広報を行う

①市民に対する広報及び防災知識の普及

○ 主担当：防災班

○ 県及び市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、防災知識の普及徹底を図る。また、地震、津波に関しては、情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、南海トラフ地震に関連する情報等の解

説に努め、報道機関等の協力を得て、住民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

○ 啓発に当たっては、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※火山防災の日：８月２６日

防災の日：９月１日

津波防災の日：１１月５日

防災とボランティアの日：１月１７日　（新規）

○ 県及び市は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及をはじめとして市民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することでほかの市民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図る。

ア　防災知識の普及方法

○ 市は、防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を、概ね以下の方法を実施する。

1. 各種講習会、出前講座等の開催
2. 消防展示コーナーの設置
3. テレビ、ラジオ等による防災啓発情報の提供
4. 広報誌（印刷物、市ホームページ「防災コラム」の運用）
5. 広報車両等による街頭広報の巡回
6. デジタル技術を活用した防災教育

イ　防災教育・広報の内容

○ 地域の実情に応じ、概ね以下の内容とする。

1. 災害に関する一般的な知識
2. 過去の災害事例や教訓、他地域の災害からの教訓（自然災害伝承碑など）
3. 災害想定の概要
4. 平時の心得（家具の固定、耐震診断・改修、ブロック塀の転倒防止、備蓄品の確保等）
5. 災害時の心得（情報の入手方法、避難行動の原則、非常持ち出し品）
6. 各地域における避難所に関する知識
7. 出火の防止及び初期消火の心得（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置）
8. 救助・救護の方法
9. 応急手当の方法

ウ　マイタイムラインの普及

○ 令和２年７月豪雨を踏まえ、「熊本県　マイタイムライン」作成の普及に努め、逃げ遅れゼロの取組を行う。

②職員に対する防災教育

○ 主担当：防災班、消防本部

○ 防災関係職員の研修会等を実施するほか、災害時における職員の心得、任務分担等について機会あるごとに防災教育を行う。

③消防団員に対する防災教育

○ 主担当：消防本部、消防団

○ 県消防学校の教養訓練計画に基づき、消防学校に消防団幹部及び団員を派遣し、消防戦術の向上を期する。

○ 随時出動訓練を実施し、団員の教養及び消火技術の向上を期する。

④学校等における防災知識の普及

○ 主担当：庶務班、教育総務班、防災班

市は、県と連携し学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

○児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 風水害等災害発生のしくみ

エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

○学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

市は、県と連携し学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

⑤事業所等における自主防災活動・防災教育

○ 主担当：防災班、消防本部

○ 市は、事業所等が、従業員、利用者等の安全を図るとともに、地域に災害が拡大することのないよう、自主防災組織を構成し、関連地域と連携を図りながら、的確な防災活動を行うよう努める。

○ 事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出動、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

○ 事業所等における自主防災活動としては、概ね次の事項とし、それぞれの実情に応じて行うよう指導する。

1. 事業継続計画の策定
2. 防災訓練の実施
3. 従業員の防災教育
4. 情報の収集、伝達体制の確立
5. 火災その他災害予防対策
6. 避難対策の確立
7. 応急救護等の対策
8. 飲料水、食料、生活必需品等の確保
9. 地域の防災活動への協力

⑥防災上重要な施設における自主防災活動・防災教育

○ 主担当：防災班、消防本部、各班

○ 防災上重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火、避難誘導等、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立をめざす。

ア　病院・社会福祉施設等

○ 病院、社会福祉施設等について、入院者等の実態を把握するとともに、避難通路の確保、防災設備の維持管理の徹底を指導し、災害発生時における避難誘導体制を強化する。

イ　ホテル・旅館

○ ホテル・旅館等の宿泊施設においては、宿泊客のほとんどが施設及び周囲の地理に不案内であるため、施設管理者等は災害情報の伝達、避難誘導体制の確立を図るとともに、従業員に対し消防用設備等の技術指導、避難誘導、救出・救護等の技能を養うための防災教育及び訓練指導を行う。

ウ　工場・事業所

○ 危険物等を大量に保有する工場・事業所の管理者に対し、日頃からの保安体制を強化するとともに自主防災体制の充実を図る。

○ 自主防災組織と連携した防災活動が行えるよう、地域ぐるみの自主防災体制を推進する。

○ 事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時の行動力の向上を推進

する。

⑦自主防災組織に対する防災教育

○ 主担当：防災班

○ 自主防災組織において活動する者に対し、災害が発生した場合には、自らの命は自らで守る「自助」の意識や、近隣の人々が助け合う「共助」の精神を養い、災害に対する正しい知識を身に付け災害に備えるなど、地域の防災力の向上を図る。

ア　防災知識の習得

○ 講演会、懇談会、訓練その他防災行事に積極的に参加し、一人ひとりが正しい知識を習得できるよう努める。

イ　防災リーダーの養成

○ 平時には地域での防災対策及び啓発活動などを行い災害時には地域のリーダーとして人命救助とともに、被害を最小限に抑える取組や避難所の運営などに助力できる防災リーダーを養成する。

ウ　防災訓練の実施

○ 市が実施する総合防災訓練及びその他の訓練への積極的な参加を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組を持続的に実施する。また、過去の災害の教訓を踏まえ、すべての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

⑧防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

○ 県及び市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

⑨外国人に対する防災知識の普及

○県及び市は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

（２）防災訓練を行う

○ 主担当：防災班、消防本部、関係機関

○ 市は地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚、災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法の習熟を図ることを目的に、関係機関の参

加と住民その他関係団体の協力を得て、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害を想定した訓練を実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

○市は、県及び防災関係機関と連携し、様々な複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

①市・防災関係機関の訓練

○ 市が実施する防災訓練は、可能な限り防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て実施し、対応能力向上を図る。

○ 個別防災訓練を行うにあたっては、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的事案を想定するとともに、実働訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行う。

②住民等の訓練

○ 災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自主消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。このため、市・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行う。

○ 住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努める。

③訓練の時期・場所等

ア　訓練の時期

○ 「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等市民に対して最もアピール効果のある時期を選び積極的かつ継続的に実施する。

イ　訓練の場所

○ 訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施する。

ウ　訓練の実施

○ 市は、防災訓練を昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく定期的に行うよう努め、住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

エ　訓練の工夫

○ 防災訓練の実施に当たり、市は訓練のシナリオに地震想定訓練であれば緊急地震速報を取り入れるなど災害発生時の対応行動の習熟を図るとともに具体かつ実践的な訓練を行うよう努める。

○ 学校等は、避難訓練の一部を､津波警報発令を想定した訓練とし、津波避難訓練を進める。地域、保護者と連携した防災訓練の際、津波災害学習や津波災害を想定した避難訓練を実施する。

オ　訓練実施における避難行動要支援者等への配慮

○ 訓練を実施する際は、高齢者等の避難行動要支援者に十分配慮するとともに男女双方の視点にも配慮するよう努める。

○ 自主防災組織等は、要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努める。

カ　訓練の検証

○ 防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努める。

Ⅲ　災害予防対策の推進

第１節　洪水・土砂災害対策を推進する

１　主体部署

○ 建設対策部、総務対策部

２　基本的な考え方

○ 本市は、災害危険箇所等に指定された区域等を対象として、土砂災害防止法に基づく対応、水防法に基づく対応を的確に図る。

○ 平成24年７月の熊本広域大水害や平成29年７月の九州北部豪雨、令和２年７月豪雨など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　土石流対策を行う	・土木班、防災班
2　急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策を行う	・土木班、防災班
3　地すべり防止対策	・土木班、防災班
4　治水対策を行う	・防災班、都市整備班、土木班
5　防災集団移転対策を行う	・都市整備班、土木班、営繕班
6　早期避難対策を行う	・防災班
7　水防法に基づく対応を行う	・土木班、都市整備班、防災班
8　土砂災害防止法及び水防法に基づく共通対策	・防災班
9　災害危険地域指定	・土木班、都市整備班、防災班

（１）土石流対策を行う

○ 主担当：土木班、防災班

○ 県では、土石流対策の施設整備を推進するとともに、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号、以下「土砂災害防止法」という。）」に基づき、土砂災害警戒区域等（土石流）の指定を推進し、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図る。

○ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域について当該警戒区域ごとに次に掲げる事項に

ついて定め、市長は円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずる。

1. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
3. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事
4. 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
5. 救助に関する事項
6. 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

○ 加えて、土砂災害から住民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取組が必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組む。

（２）急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策を行う

○ 主担当：土木班、防災班

○ 最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が全国各地で多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

○ 県では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定とともに、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。

また、急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼす恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づき土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している。

○ 市長は「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域について、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定め、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずる。

1. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
3. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
4. 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
5. 救助に関する事項
6. 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（３）地すべり防止対策

○ 主担当：土木班、防災班

○ 県では、砂防地すべり（山地、農地を除く）については「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止区域に指定し、区域内における行為の制限や地すべり防止工事を行っている。

　また、地すべりの危険性があり人家に被害を及ぼす恐れのある箇所については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域（地すべり）に指定している。

○ 市長は「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域について、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定め、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずる。

1. 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報または警報の発令及び伝達に関する事項
2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
3. 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事
4. 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
5. 救助に関する事項
6. 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（４）治水対策を行う

○ 主担当：防災班、都市整備班、土木班

○市は、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、河川管理者等の取組みだけでなく、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で行う治水「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

（５）防災集団移転対策を行う

○ 主担当：都市整備班、土木班、営繕班

○ 豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域または建築基準法第39条第 1 項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の住居に適当でないと認め

られる区域内にある住民の集団移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に要する経費の一部を国が負担し、住民の生命、身体、財産等を災害から保護する。

（６）早期避難対策を行う

○ 主担当：防災班

○ 平成24年７月に発生した熊本広域大水害では、未明からの記録的豪雨により、県内各所で河川の氾濫や土砂災害が発生し、甚大な被害が発生した。とりわけ、「これまでに経験のないような大雨」を記録した阿蘇地域では、深夜に住民が避難行動をとることは現実的に困難であり、仮に避難を行ったとしても、かえって被災が懸念される状況であったことが、その後の検証結果から明らかになった。

○ これらの災害を通して得られた教訓は、「空振り」をおそれず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」の考えである。

○ 市は、住民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」について広め、災害から住民を守るとともに、住民の防災意識の高揚に努めていく。

（７）水防法に基づく対応を行う

○ 主担当：土木班、都市整備班、防災班

○ 市は、県等から浸水想定の情報を受けるとともに、市が行う浸水被害軽減地区の指定などに対し助言等を受ける。

○ 市は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、本市地域防災計画において、次に掲げる事項について定める。

1. 洪水予報等の伝達方法
2. 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
3. 浸水想定区域内で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設または大規模工場等の所有者または管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

（８）土砂災害防止法及び水防法に基づく共通対策

①避難確保計画の作成及び訓練報告の義務化に伴う対応

○ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められたすべての要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害や水害が発生する恐れがある場合における避難確保に関する計画（以下、「避難確保計画」とい

う。）を策定、これを市に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を市に報告するものとする。

○ 名称及び所在地を定めた施設については、市は、本計画において、当該施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、必要な指示等を行う。また、計画に基づく避難誘導等の訓練を実施・報告を行っていない施設の所有者または管理者に対し、計画の作成同様必要な指示等を行う。

②要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

○市は、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（９）災害危険地域指定

①災害危険個所の把握

○市は、県と協力し、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また市は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

②災害危険地域の現況

○ 河川で危険と思われる箇所は、地域防災（水防）計画資料編のとおりである。また、洪水による浸水が発生する恐れのある個所は、玉名市ハザードマップで確認することができる。

○ 県内の海岸において津波・高潮が発生するおそれがある箇所は、玉名市ハザードマップ、熊本県浸水想定区域図で確認することができる。

○ 土砂災害警戒区域土石流、地すべり、急傾斜（山地・農地を除く）が発生するおそれのある箇所については、地域防災（水防）計画資料編のとおりである。また、これらの指定地域は、玉名市ハザードマップ、熊本県土砂災害情報マップで確認することができる。

○ 地すべり（山地・農地）、山腹の崩壊等により危険と思われる個所は、熊本県山地災害危険個所マップで確認することができる。

③盛土対策

ア　盛土による災害の防止のための取組み

○市は県と協力し、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、

産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

イ　是正指導

○県及び市は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第２節　津波・高潮予防対策を推進する

１　主体部署

○ 総務対策部、建設対策部、各対策部

２　基本的な考え方

○ 国が示す南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方等を踏まえ、津波・高潮災害を最小限に抑えるため、適切な防災対応を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　南海トラフ沿いの異常な現象に対応する	・防災班、各班
2　津波・高潮からの防護体制を整備する	・土木班、防災班、関係機関

（１）南海トラフ沿いの異常な現象に対応する

①最も警戒する期間の目安

○ 主担当：防災班、各班

○ 平成30年に、中央防災会議の防災対策実行会議の一つである「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」から「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」が公表された。これによると、南海トラフ沿いでM8クラスの地震が発生した場合、被災地域以外でも、後発地震に備え１週間は防災対応を実施するが示されている。

○ 市は、国・県等の考え方を踏まえ、最も警戒する期間として１週間を目安としながら、防災対応に努める。

（２）津波・高潮からの防護体制を整備する

①海岸保全施設等の整備・改良

○ 主担当：土木班、土木班、関係機関

○ 有明海沿岸には広大な干拓地が広がっており、高潮災害等において危険性の高い地域である。市は、県等と連携し、海岸保全施設等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設等について、背後地を考慮し、緊急性の高いものから順次改良補強に努める。

○ 港湾については、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

②情報伝達体制の確立

○ 主担当：防災班

○ 市は、県等と連携し、住民に対して津波・高潮に関する情報を伝達する手段として、全国

瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線、サイレン、携帯電話への一斉メール（玉名市安心メール、県防災情報メールサービス、緊急速報メール等）及び津波フラッグ等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図る。

○ 情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に配慮する。

○ 津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対して避難場所等の周知をしておく。

○ 強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」、「火山噴火等による津波」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

③高潮危険地域の把握

○ 主担当：防災班

○ 市は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えたハザードマップ等によりあらかじめ高潮危険地域を把握する。

④潮位監視体制の整備

○ 主担当：防災班

○ 台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、市は、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、警戒水位に到達した旨の情報を県等に提供すると指定した海岸について、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努める。

⑤津波警報等の発表及び伝達

○ 主担当：防災班

○市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を設定するものとする。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。

なお、市町村は、津波警報等に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

第３節　危険物等の安全を確保する

１　主体部署

○ 有明広域行政事務組合消防本部、事業者

２　基本的な考え方

○ 危険物や高圧ガス等の保安対策について、災害予防体制の構築を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　危険物保安対策を行う	・消防本部
２　高圧ガス等の保安対策を行う	・消防本部、ガス事業者

（１）危険物保安対策を行う

○ 主担当：消防本部

○ 消防法に基づく危険物の規制に関する政令等によるほか、総務省消防庁、県消防等と連絡協調し、市内における危険物施設関係者等と災害予防の体制を整え、規制業務の円滑な推進を図る。

○ 危険物の規制の主体は、市長であり、その規制事務の執行は、有明広域行政事務組合消防本部がこれに当たる。

（２）高圧ガス等の保安対策を行う

①立入検査の実施

○ 主担当：消防本部

○ 立入検査を重点的に実施し、危険な管理状態の改善について指導する。

②訓練指導

○ 主担当：消防本部

○ 自衛消防隊の訓練指導等を実施し、その育成を図る。

③高圧ガス関係事業所等における防災体制の整備

○ 主担当：消防本部、ガス事業者

○ ガス事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

第４節　ボランティア環境を整える

１　主体部署

○ 健康福祉対策部、社会福祉協議会

２　基本的な考え方

○ 災害時のボランティア活動が有効かつ機能的に発揮されるよう、ボランティア環境の整備を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　市とボランティアの関係	・庶務班、社会福祉協議会
２　平時の連携を図る	・庶務班、社会福祉協議会
３　ボランティア活動に向けた環境を整備する	・庶務班、社会福祉協議会

（１）市とボランティアの関係

○ 主担当：庶務班、社会福祉協議会

○ 市は災害が発生した場合、その被害状況により災害ボランティア活動が必要と認めるときは、社会福祉協議会にボランティア調整機関（以下「災害ボランティアセンター」）の設置を要請する。

○ ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等については、災害ボランティアセンターに委ねる。

○ 市は災害ボランティアセンターと連携を図るとともに、その活動に対し支援と協力を行う。

○ 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会等との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

（２）平時の連携を図る

○ 主担当：庶務班、社会福祉協議会

○ 災害時に迅速に、災害ボランティアセンターが機能し、円滑に活動できるよう平時から社会福祉協議会のボランティアセンターと連携し、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるように市民意識の高揚を図る。

○ 災害ボランティアセンターの中核を担えるコーディネーターの養成に努める。

（３）ボランティア活動に向けた環境を整備する

○ 主担当：庶務班、社会福祉協議会

○ 災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点、資材及び活動時の保障等の支援並びに活動しやすい環境づくり等の条件整備を検討する。

第５節　大規模事故等の災害を予防する

１　主体部署

○ 総務対策部、企画経営対策部、健康福祉対策部、建設対策部、各対策部、有明広域行政事務組合消防本部、くまもと県北病院、玉名警察署、道路管理者、事業者、関係機関

２　基本的な考え方

○ 雑踏事故、原子力災害などの大規模事故等に備え、緊急輸送活動や防災訓練などの災害予防対策を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　連携の強化と体制を整備する	・防災班、関係機関
2　情報の収集・伝達体制を整備する	・防災班、関係機関
3　災害応急活動体制を整備する	・防災班、関係機関
4　捜索、救急・救助、医療及び消防活動体制を整備する	・庁内車両管理班、庶務班、調査班、各班、消防本部、くまもと県北病院、関係機関
5　緊急輸送活動等を整備する	・庁内車両管理班、衛生班、都市整備班、広報連絡班、道路管理者、警察署、放送事業者
6　防災訓練を実施する	・防災班、各班、関係機関
7　市民等の平時からの備えを行う	・防災班、各班、消防本部
8　交通の安全確保を充実する	・都市整備班、道路管理者、警察署
9　雑踏事故を予防する	・防災班、消防本部、くまもと県北病院、警察署、鉄道事業者
10　原子力災害に備える	・防災班、関係機関

（１）連携の強化と体制を整備する

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 災害発生において協力を要請することが予想できる機関に対し、あらかじめ相互応援ができるよう平時から連携の強化に努める。

○ 災害発生時には、国、県、関係機関、災害発生事業者、事故発生責任者等に対して、必要な情報伝達が行えるよう情報連絡体制を整備する。

（２）情報の収集・伝達体制を整備する

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 市は、国及び県等と連携し、庁内及び関係機関相互間において、情報の収集・伝達体制の整備を図る。

○ 市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

（３）災害応急活動体制を整備する

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 市は、平時から実情に応じた職員への参集体制の整備を図る。

○ 市は、地方公共団体間の応援について協定締結を推進する等相互応援体制の整備に努める。

○ 市は、大規模事故等の災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るため、必要に応じて県と協議し、専門機関等の派遣要請や情報収集に努める。

（専門分野例）

1. 災害医療、化学物質等の取扱い
2. 鉄道や航空機・道路等の各災害の応急対策
3. こころのケア等

（４）捜索、救急・救助、医療及び消防活動体制を整備する

①捜索活動関係

○ 主担当：消防本部、各班、関係機関

○ 市は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

②救急・救助関係

○ 主担当：消防本部、庁内車両管理班、庶務班、調査班、関係機関

○ 市は、車両及び応急措置の実施に必要な資機材の整備に努める。

③医療活動関係

○ 主担当：庶務班、くまもと県北病院、関係機関

○ 市は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ鉄道事業者、道路管理者、医療機関との連絡体制を整備するとともに、保健医療福祉調整現地本部、医療機関等との連絡・連携体制の強化を図るよう努める。

④消防活動関係

○ 主担当：防災班、消防本部、関係機関

○ 平時から機関相互の連携の強化を図る。

（５）緊急輸送活動等を整備する

①緊急輸送活動への備え

○ 主担当：庁内車両管理班、関係機関、警察署

○ 市は、信号機等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備を要望する。

○ 県、市及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

○ 県、市及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

②危険物等の流出時における防除活動関係

○ 主担当：衛生班、都市整備班

○ 市は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう資機材の整備促進に努める。

③関係者等への的確な情報伝達活動関係

○ 主担当：広報連絡班、放送事業者

○ 市は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理する。

○ 市は、大規模事故等の災害に関する情報を常に伝達できるよう体制及び施設・設備の整備を進めるとともに、放送事業者等との連携を図る。

④復旧への備え

○ 主担当：都市整備班、道路管理者

○ 道路管理者は、施設・整備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材の整備に努める。

○ 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整理するよう努める。

（６）防災訓練を実施する

①訓練の実施

○ 主担当：防災班、各班、関係機関

○ 市は、職員等の災害対応能力の向上及び関係機関相互の連携の促進を図るため、大規模事故等の災害を想定した訓練を実施する。

②訓練への参加

○ 主担当：防災班、各班、事業者

○ 市は、事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等につ

いて確認する。

（７）市民等の平時からの備えを行う

①市民に対する広報及び防災知識の普及

○ 主担当：防災班、消防本部

○ 市は、住民自らが災害に対する予防措置を講じ、各家庭における出火防止、初期消火等の徹底を図ることが大切であるため、講習会、パネル展示、テレビ等の報道機関の利用、広報冊子、ホームページ等の作成、配付を通じて防災意識の向上と防災に関する知識の普及を図る。

②自主防災組織に対する防災教育

○ 主担当：防災班、消防本部

○ 市は、講習会、懇談会、訓練、その他の防災行事への積極的な参加を促進し、防災知識の普及啓発を図る。

③事業者に対する防災教育

○ 主担当：防災班、消防本部、各班

○ 市は、防災上重要な施設における事業者に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、出火防止、初期消火、避難誘導等、災害時における防災行動力を養い、緊急時に有効に対応できる自主防災体制の確立を目指す。

（８）交通の安全確保を充実する

①交通安全のための情報の充実

○ 主担当：都市整備班、道路管理者、警察署

○ 市は、交通安全のための情報の収集及び提供の充実について定める。

○ 道路管理者は、熊本地方気象台による気象等に関する情報を有効に活用するため、熊本地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図る。

○ 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

○ 異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

○ 市は、警察署と相互に連携をして、広く市民の交通安全の普及・啓発に努める。

②道路施設の整備等

○ 主担当：都市整備班、道路管理者

○ 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

○ 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。

○ 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努める。

（９）雑踏事故を予防する

○ 花火大会、イベントその他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等などにより死傷者が生じる雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項等について定める。

①雑踏の特殊性

○ 市は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

②行事等の主催者等の留意事項

○ 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じ実施計画において、次の事項を定める。

1. 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
2. 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と連携した救急・救護体制
3. 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など医療機関等との協力体制
4. 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

○ 行事等の主催者等は、行事等の開催等にあたり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、医療機関等と連絡調整を行う。

○ 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。

○ 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、医療機関等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。

○ 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼び掛ける。

③鉄道事業者等

○ 主担当：鉄道事業者

○ 鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害するおそれのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努める。

④消防機関等

○ 主担当：消防本部

○ 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要

な警戒体制を確保する。

○ 緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請する。

○ 医療機関等との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の傷病者が発生した場合に、医師の派遣の要請等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。

○ 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

⑤医療機関等

○ 主担当：くまもと県北病院等

○ 医療機関等は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関、医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努める。

○ 事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者等、消防機関等と連絡をとり、これに協力するよう努める。

⑥警察署

○ 主担当：警察署

○ 事前に行事等の主催者等と連携を保ち、行事等の内容、当該場所の地理的条件、群集に対する広報活動の手段、人出の予想等を把握して情勢判断を的確に行うなど、必要な準備の上、雑踏警備計画を策定し、当日には合理的かつ効果的な部隊活動により事件事故等の防止を図る。

○ 自主警備を実施する行事等の主催者等に対しては、自主警備計画の策定段階から必要な指導、助言を積極的に行う。

⑦市

○ 主担当：防災班、消防本部、くまもと県北病院、警察署

○ 市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

1. 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に警察署及び消防本部並びに医療機関等と連絡調整を行う。
2. 事故が発生した場合には、迅速に警察署及び消防本部並びに医療機関等及び県にその旨通報する。

（10）原子力災害に備える

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 本市は、原子力発電所よりＵＰＺ圏外の位置にあるが、原子力発電所の事故による被害状況については様々な要素が関係するため、実際の事故発生時には、事故の規模や気象条件等を踏まえ、柔軟に対応する必要がある。このため、本市では、緊急時モニタリング活動

への協力、情報伝達・広報活動等に係る事項について検討する。

○ 市は、放射性物質や放射線の特性、放射線による健康への影響、緊急時にとるべき行動、屋内退避や避難時の留意事項等に関する知識の普及・啓発に努める。

○ 原子力防災対策の円滑な実施を図るため、放射線による健康への影響や放射線緊急被ばく医療などの必要な知識について、関係省庁等が実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を参加させるなどにより、防災知識の習得、防災技術の習熟等の実施に努める。

第４章　災害応急対策計画

Ⅰ　情報収集伝達・警戒活動

第１節　警戒期の情報収集伝達を行う

１　主体部署

○ 総務対策部、建設対策部、企画経営対策部、消防本部、警察署

２　基本的な考え方

○ 災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を、あらかじめ定められた連絡網により、住民等に迅速かつ確実に伝達し、適切な防災措置の実施を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　気象予警報等を収集伝達する	・防災班、都市整備班、土木班、消防本部、関係機関
２　本部が行う収集伝達方法	・防災班、広報連絡班、待機班、警備室、消防本部、警察署

（１）気象予警報等を収集伝達する

①熊本地方気象台が玉名市に発表する気象予警報等

○ 主担当：防災班、関係機関

ア　特別警報

○ 予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき、「特別警報」が発表される。

○ 特別警報は、熊本地方気象台から県に通知され、県が市長に通知する。

○ 特別警報の通知を受けた市長は、直ちに市民に周知させる措置をとらなければならない。

種　類	発　表　基　準
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

イ　警報 ・注意報

○ 大雨や強風などの気象現象によって、玉名市においては下表の条件下で気象注意報・警報が発表される。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　熊本地方気象台

玉名市	府県予報区	熊本県		
	一次細分区域	熊本地方		
	市町村等をまとめた地域	荒尾玉名		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	25	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	200	
	洪水	流域雨量指数基準	繁根木川流域=9.7, 赤川流域=6.6, 唐人川流域=9.9, 境川流域=7.6, 行末川流域=10.6, 友田川流域=7.7, 木葉川流域=16.2	
		複合基準*1	菊池川流域=(22, 55.6), 唐人川流域=(12, 9.8), 行末川流域=(12, 10.5)	
		指定河川洪水予報による基準	菊池川水系[玉名]	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	4.3m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	15	
		土壌雨量指数基準	122	
	洪水	流域雨量指数基準	繁根木川流域=7.7, 赤川流域=5.2, 唐人川流域=7.9, 境川流域=6, 行末川流域=8.4, 友田川流域=6.1, 木葉川流域=12.9	
		複合基準*1	菊池川流域=(9, 50), 繁根木川流域=(12, 6.2), 赤川流域=(12, 3.5), 唐人川流域=(7, 7.9), 境川流域=(7, 6), 行末川流域=(7, 8.4), 木葉川流域=(11, 12.9)	
		指定河川洪水予報による基準	菊池川水系[玉名]	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ3cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	3.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上		
	低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：平地で最低気温が-5℃以下		
	霜	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜　最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数, 流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

②地域細分区域

○ 警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、警報、注意報を発表する場合の細分区域は、次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。

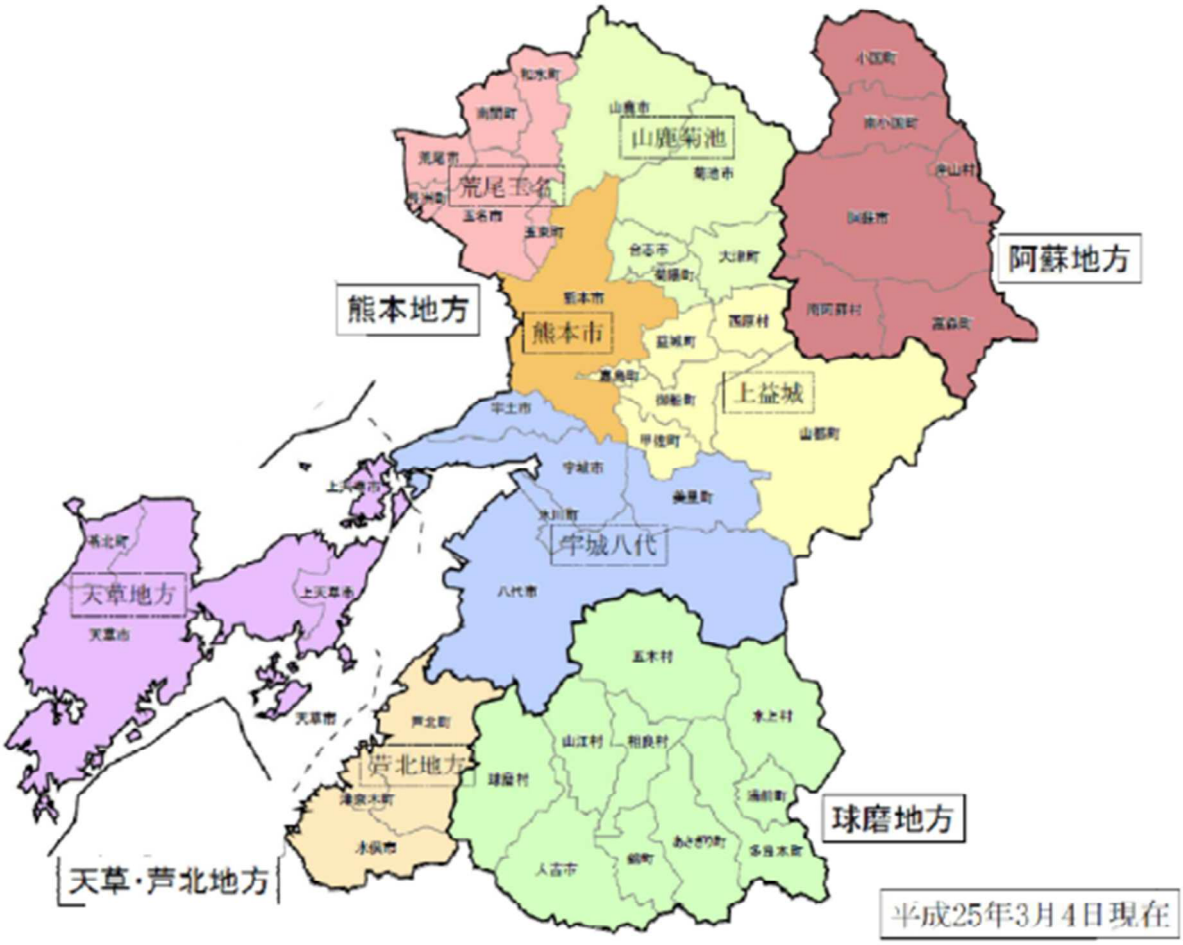

	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
熊本県	熊本地方	山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
		荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
		熊本市	熊本市
		上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
		宇城八代	八代市、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
	阿蘇地方		阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
	天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
		芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
	球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

③気象情報

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するものである。

現象の種類	発　表　基　準
台風情報	台風が発生したときや、台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるか、すでに影響を及ぼしているときに、「台風に関する気象情報（全般台風情報）」を発表します。なお、今後台風に発達すると予想される熱帯低気圧が日本に影響するおそれがある場合には、「発達する熱帯低気圧に関する情報」という標題で情報を発表します。 これらの情報には、台風の実況と予想などを示した「位置情報」と防災上の注意事項などを示した「総合情報」があります。
都道府県気象情報	警報等に先立って現象を予告し、警戒・注意を呼び掛けたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、府県単位を基本に適時発表される。
記録的短時間大雨情報	大雨警報等が発表されている状況で、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計)されたときに発表される。
早期注意情報（警報級の可能性）	警報級の現象が5日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報（警報級の可能性）」として［高］、［中］の2段階で発表される。

④大津波警報・津波警報・津波注意報

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するものである。

○ 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

　津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュードが８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

○ 津波警報等の留意事項等

1.　沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に

合わない場合がある。

2. 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合がある。
3. 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
4. どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
5. 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

津波警報等の種類、発表基準、解説及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 （予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで３ｍを超える場合。	10m 超 （10m＜予想される津波の最大波の高さ）	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。
		10m （5m＜予想される津波の最大波の高さ≦10m）		
		5m （3m＜予想される津波の最大波の高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで１ｍを超え、3m以下の場合。	3m （1m＜予想される津波の最大波の高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで、安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m （0.2m≦予想される津波の最大波の高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで、海に入ったり、海岸に近づいたりしない。

注）１．津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

２．「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

○津波予報区

全国には 66 の津波予報区があり、玉名市は有明・八代海に属する。

⑤津波予報

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発　表　基　準	発　表　内　容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

⑥緊急地震速報（警報）

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 気象庁は、震度５弱以上または長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。本市の区域は、「熊本県熊本」区域に該当する。

○ 日本放送協会（ＮＨＫ）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

○ 震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

⑦火災気象通報

○ 主担当：防災班、消防本部

○ 火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。

○ 知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。

○ 火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。　実効湿度が65％以下で最小湿度が40％以下、若しくは陸上を対象とした最大風速が10mを超える見込みのとき。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

⑧火災警報

○ 主担当：防災班、消防本部、関係機関

○ 市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために、消防法に基づき火災警報を発令する。

⑨火災注意報

○ 主担当：防災班、消防本部、関係機関

○ 気象状況等が、次のいずれかに該当し、かつ、消防長において、市民に対し、火災に対する注意を促す必要があると認められたときに発令し、その必要がなくなったときに解除する。

1. 乾燥注意報が発令され、かつ長期間にわたり続く見込みのとき。
2. 強風注意報が発令されているとき。
3. 日々炎上火災が続発しているとき。
4. 放火事件が多発しているとき。
5. その他

⑩指定河川（菊池川水系）洪水予報の発表基準

○ 主担当：防災班、都市整備班、関係機関

○ 菊池川水系の洪水に関して、国土交通省菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う菊池川水系洪水予報の種類は、次のとおりである。

種　　類	発　表　基　準
氾濫注意情報（ 洪水注意報 ）（警戒レベル２相当情報[洪水]）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル２相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（ 洪水警報 ）（警戒レベル３相当情報[洪水]）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル４相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル３相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（ 洪水警報 ）（警戒レベル４相当情報[洪水]）	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル４相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル４相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき

氾濫発生情報（ 洪水警報 ）（警戒レベル５相当情報[洪水]）	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報（警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

⑪水位周知河川水位到達情報の発表基準

○主担当：防災班、都市整備班、関係機関

○水位到達情報の発表は、国土交通省菊池川河川事務所又は、県知事が行う。情報の種類は、次のとおりである。

種　　類	発　表　基　準
氾濫注意情報（警戒レベル２相当情報[洪水]））	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル２相当水位）に到達したとき
氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報[洪水]）	基準地点の水位が避難判断水位（警戒レベル３相当水位）に到達したとき
氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報[洪水]）	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（警戒レベル４相当水位）に到達したとき
氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報[洪水]）	氾濫が発生したとき
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

⑫水防警報

○ 主担当：防災班、都市整備班、関係機関

○ 水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（菊池川河川事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発する。

国土交通大臣が発表する水防警報

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき

出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

熊本県知事が発表する水防警報

種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要なある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況等により必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
警戒	洪水により相当の被害を生じる氾濫のおそれがあり、住民等に避難準備（高齢者においては避難の開始）をさせる必要がある旨を警告するもの 出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの	洪水警報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達するおそれがあるとき
厳重警戒	洪水により、堤防の決壊など重大な災害発生の恐れがあり、住民等を避難させる必要がある旨を警告するもの 出水状況及びその河川を示し、厳重な警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの	洪水警報等により、又は、氾濫危険水位に達し、更に上昇し、氾濫するおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

⑬水防に関する情報

○ 主担当：防災班、都市整備班、関係機関

○ 水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水

位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発する。

玉名市における雨量観測所

観測所名	位置	所管
岱明	玉名市岱明町中土	熊本地方気象台
繁根木	玉名市石貫	熊本県河川課
富尾（道路）	玉名市玉名	熊本河川国道事務所
県岱明	玉名市岱明町浜田	熊本県砂防課
横島	玉名市横島町横島	熊本県砂防課
天水	玉名市天水町小天	熊本県砂防課

玉名市内における水位観測所

観測所名 河川名	位置	水防団 待機水位 （m）	氾濫 注意水位 （m）	避難 判断水位 （m）	氾濫 危険水位 （m）	所管
玉名 菊池川	玉名市両迫間	3.50	4.40	5.50	5.90	菊池川 河川事務所
岩崎 繁根木川	玉名市岩崎	1.00	1.40	1.50	1.70	菊池川 河川事務所
津留 木葉川	玉名市津留	3.50	4.40	5.10	5.60	菊池川 河川事務所
繁根木 繁根木川	玉名市石貫	0.94	1.91	1.91	2.12	熊本県
木葉 木葉川	玉名市田崎	2.67	3.87	4.69	4.92	熊本県
南大門橋 境川	玉名市中	1.12	1.64	1.64	2.42	熊本県
榎島橋 境川	玉名市岱明町野口	1.69	2.97	2.97	3.15	熊本県
唐人川 唐人川	玉名市天水町部田見	1.31	1.58	1.58	1.68	熊本県
行末川 行末川	（玉名郡長洲町）	2.07	2.58	2.58	2.93	熊本県

＜危機管理型水位計＞※2018 年から運用開始）	
菊池川、繁根木川	国土交通省
三蔵川、友田川、唐人川	熊本県

⑭熊本県及び熊本気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報

○ 主担当：防災班、都市整備班、土木班、関係機関

○ 土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎等に発表する。

○ 市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。

⑮地震・津波情報

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁が防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報のことである。

ア 地震に関する情報

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合に発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※ ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

イ　地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を知らせるために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
地震解説資料（全国速報版・地域速報版）	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・熊本県で震度４以上を観測（ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料（全国詳細版・地域詳細版）	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・注意報発表時 ・熊本県で震度５弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後１～２時間を目途に 第１号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、（毎月の都道府県内及び）その地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に関する活動を支援するために、週ごとに全国の震度などを取りまとめた資料。

ウ 津波に関する情報

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報（※３）	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※１）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※２）

（※１）津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第１波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ＞1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ≦１m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ≧0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ＜0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測されたにおける最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。

・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値（注））の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞３m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦３m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ＞１m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ≦１m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	（すべての場合）	沖合での観測値※（注２）、沿岸での推定値とも数値で発表

（注）沿岸から距離が100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（注２）沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。

（※３）津波情報の留意事項等

（ア）　津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

（イ）　各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

（ウ）　津波観測に関する情報

・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

（エ）　沖合の津波観測に関する情報

・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到達するまで５分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

（２）本部が行う収集伝達方法

①気象予警報等の収集伝達責任者

○ 主担当：防災班、待機班、警備室

○ 電話、インターネット等を通じて、熊本地方気象台が発する気象予警報等を速やかに収集する。

○ 気象予警報等の伝達は、注意報、警報及びその他重要なものについて行う。

○ 各部への伝達は、本部から原則として、勤務時間内は庁内放送及び電話により行う。勤務時間外は、警備室が担当し、待機班設置後は、待機班長が担当する。

○ 本部設置前における気象予警報等の伝達は、総務対策部が行う伝達方法に準じて行う。

②異常現象発見時等の収集伝達方法

○ 主担当：防災班、消防本部、警察

○ 異常現象発見者の通報は、以下のとおりである。

1. 本部は、異常現象（津波、高潮、洪水、土砂等）を発見した場合は、電話等をもって消防本部（119番）又は警察官に通報する。
2. 警察官は直ちに本部及び上部機関に通報する。
3. 現象の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡するとともに関係職員を現場に派遣し、早急にこれに対する応急対策を行う。

○ 水防法に基づく水位の状況等の通報は、本市水防計画の定めるところによる。

○ 火災警報は、消防担当が火災警報に関する規定（消防法第22条）により、関係機関、報道機関、又は特に重要な防火対象物の管理者へ連絡するとともに、サイレン、広報車等により市民に伝達する。

③市民等への伝達

○ 主担当：広報連絡班

○ 特別警報が発表された際は、市は住民への周知の措置が義務付けられている。

○ 市長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、本計画の定めるところにより、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に周知する。

○ 本部は、必要と認める気象予警報等のほか、予想される事態及びこれに対してとるべき措置もあわせて周知する。

○ 気象予警報等は、報道機関が自主的にラジオ、テレビ、新聞等により報道することにより、繊細かつ広範囲にわたって周知されるが、本部が必要と認めた気象予警報等についても依頼して周知を図る。特に、台風接近時には、台風の状況と合わせ、不要・普及の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

○ 市民等への伝達は、主に次の通信手段等を利用して行う。

1. 玉名市防災行政無線の活用
2. 電話応答サービスの運用（防災行政無線内容の再生機能）
3. 携帯電話やメール機能（玉名市安心メール、県防災情報メール）、ホームページ、ソーシャルメディア等の活用
4. 加入電話
5. ひまわりテレビをはじめ、報道機関を通じての広報
6. J－アラート（全国瞬時警報システム）の運用（国が発表する津波警報、緊急地震速報等の時間的余裕のない緊急情報を、通信衛星を用いて受信後、防災行政無線を自動起動させ、屋外拡声器等から瞬時に伝達する）
7. 庁内車両（広報車及び消防車）による広報
8. 水防信号（サイレン等）の利用
9. 防災地区班及び消防団による口頭
10. 区長（各行政区）による口頭
11. 自主防災組織への伝達

④気象予警報等の伝達系統

ア　特別警報、警報、注意報の伝達系統

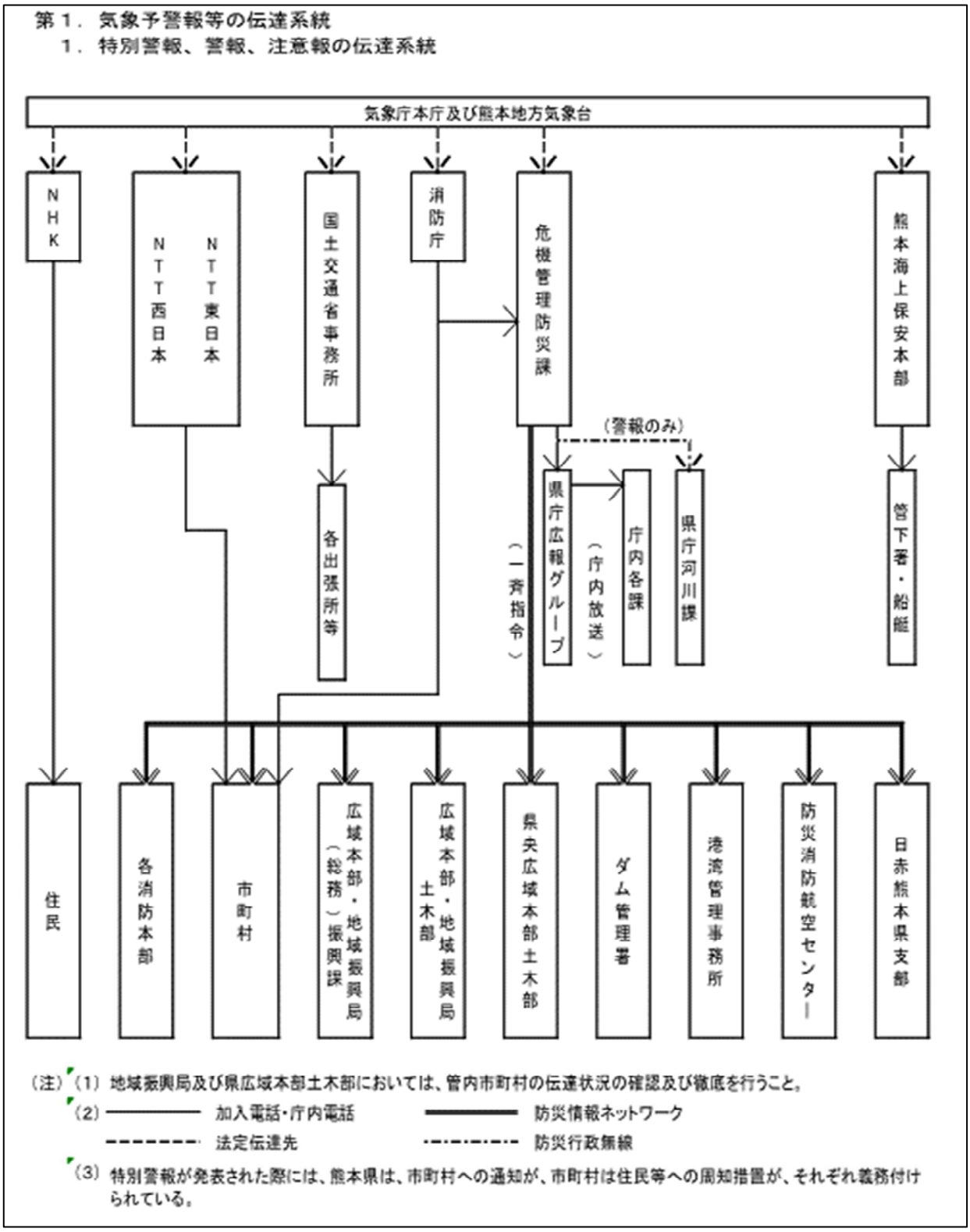

イ　大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報の伝達系統

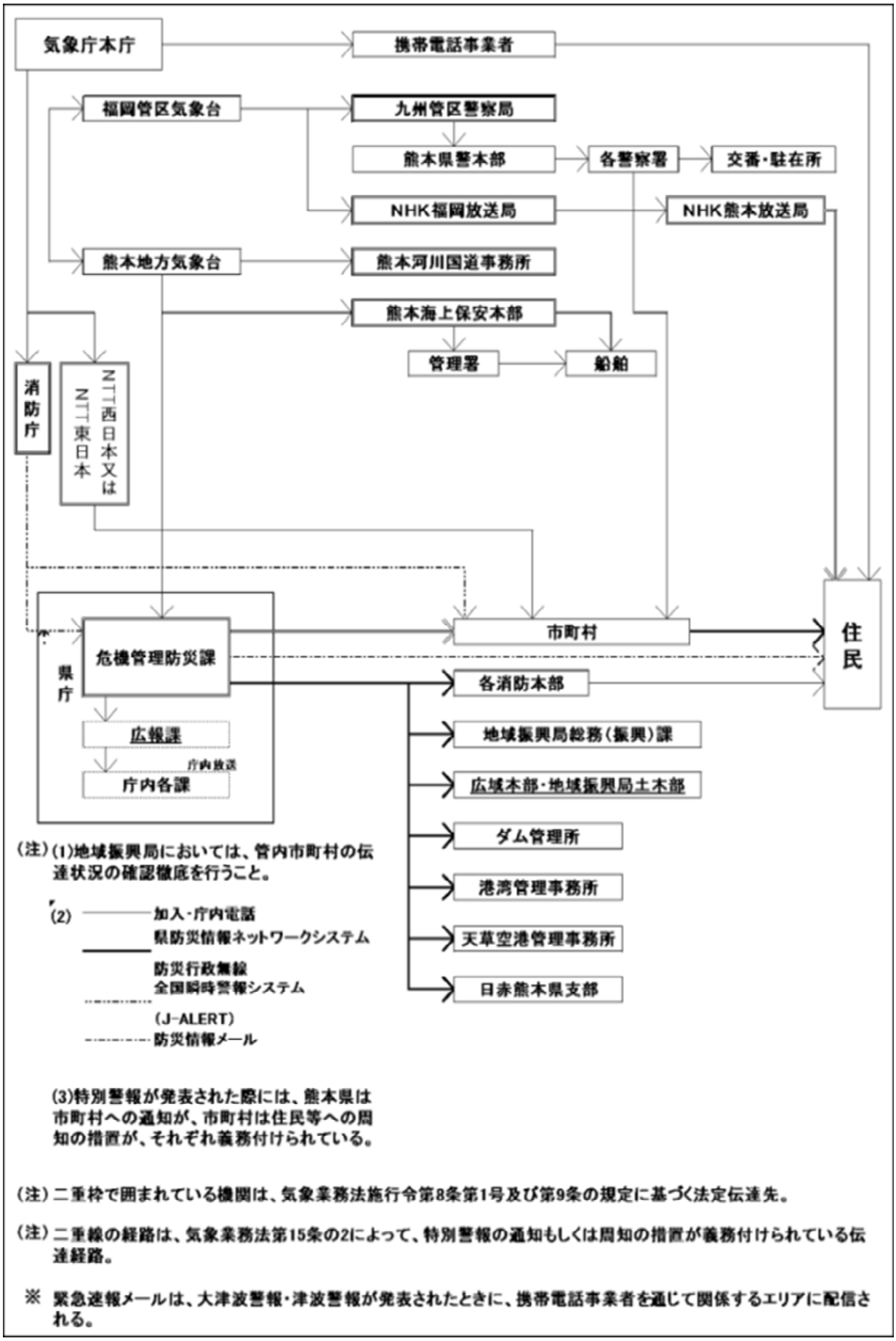

ウ　地震及び津波に関する情報の伝達系統

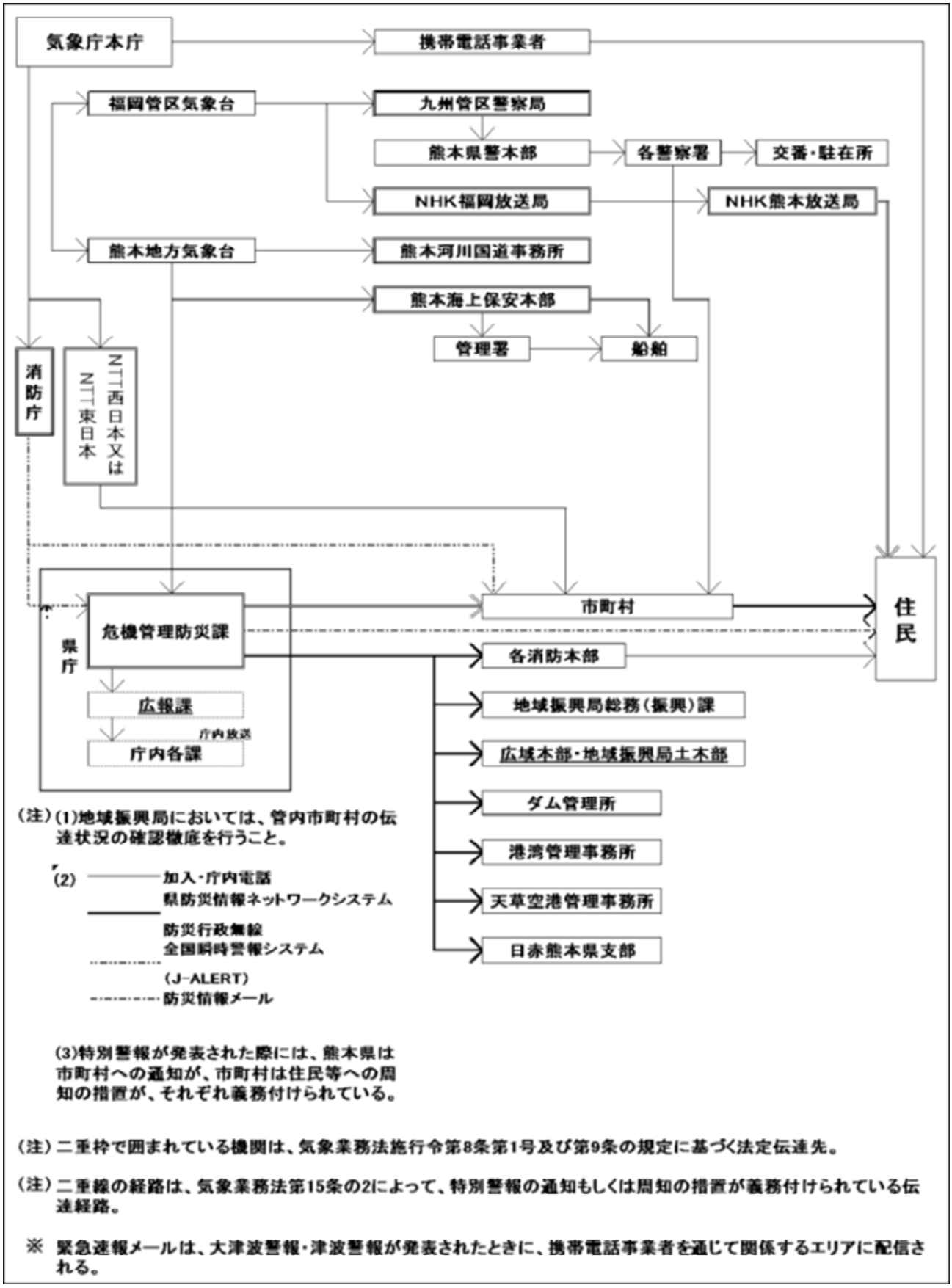

エ　菊池川洪水予報伝達系統図

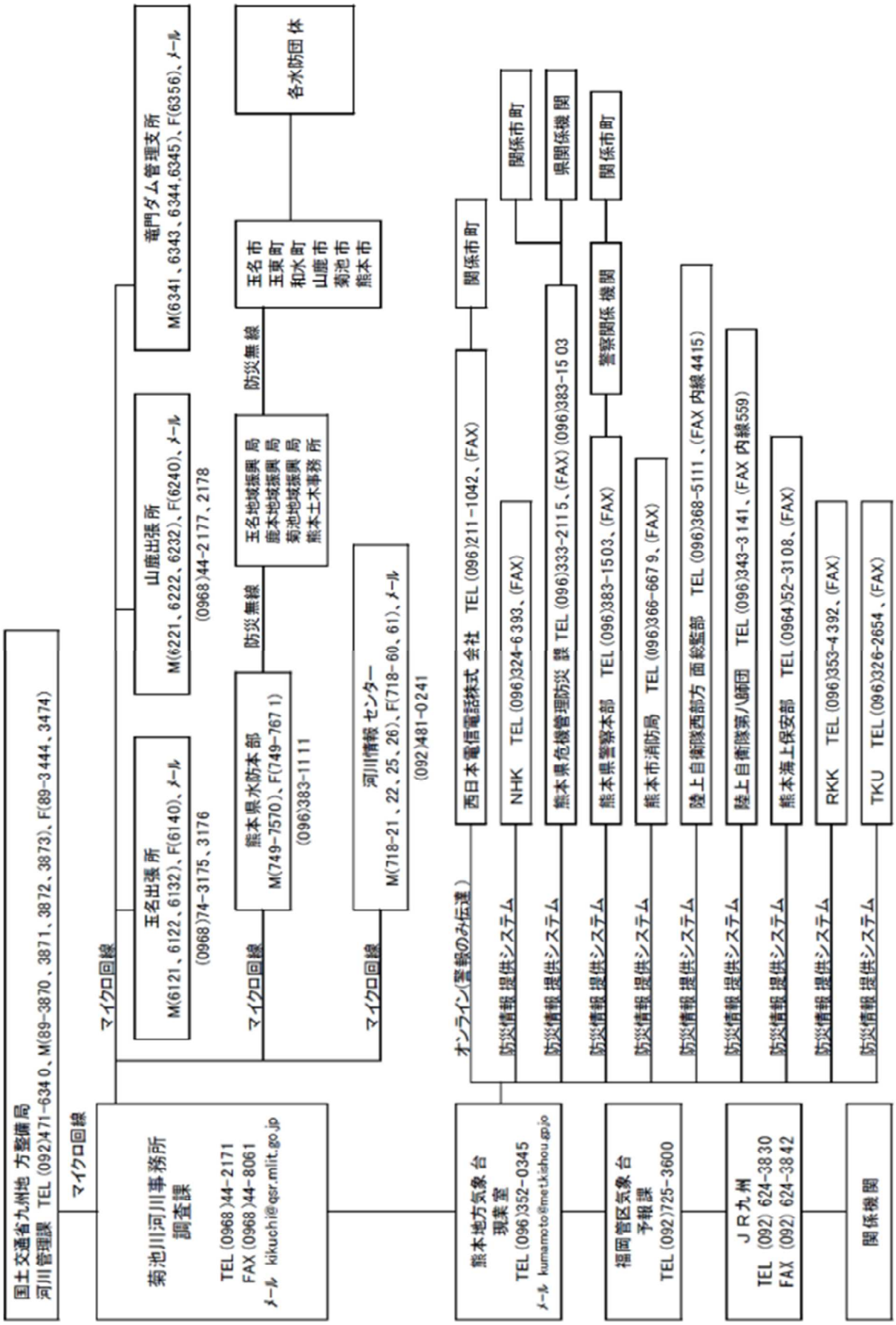

資料：熊本県地域防災計画　令和４年度修正

第２節　警戒活動を行う

１　主体部署

○ 総務対策部、建設対策部、企画経営対策部、企業局、有明広域行政事務組合消防本部、関係機関、事業者

２　基本的な考え方

○ 市及び関係機関は、洪水・土砂等による災害の発生が予想される場合、または地震・津波が発生するおそれがある場合、防災活動を必要とする旨の情報をもとに、状況に応じた警戒活動を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　水防警報等の発表基準	・防災班、土木班、広報連絡班、関係機関
2　水防活動を実施する	・防災班、土木班、関係機関、事業者
3　土砂災害警戒活動を実施する	・土木班、防災班、広報連絡班
4　ライフライン・交通等警戒活動を実施する	・上下水道班、土木班、都市整備班、事業者
5　南海トラフ沿いで異常現象が観測された場合の当面の対応	・防災班、各班、消防本部、関係機関

（１）水防警報等の発表基準

①知事が発表する水防警報

○ 主担当：防災班

○ 知事が指定する河川に、洪水による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の水防警報を発表する。（水防法第16条第３項）

②洪水予報

○ 主担当：防災班

○ 国は、指定河川について、熊本地方気象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

③避難判断水位の設定及び到達情報の発表

○ 主担当：防災班、広報連絡班

○ 県は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして指定した河川（水位周知河川）において、避難判断水位、はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者等に通知するとともに一般に周知する。

○ 避難判断水位に到達したときは、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

（２）水防活動を実施する

①水防

○ 本市の水防活動は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体である玉名市が行う。

○ 市は、水防組織の確立強化及び水防能力の確保に努め、市域の水防対策を実施する。

○ 市民は、気象情報、出水状況等に注意し、水災等が予想されるときには水防活動に協力する。

②水防の責任

○ 主担当：防災班、土木班、関係機関

○ 市は、法第3条に定めるところにより、市域内の水防に万全を期す。

○ 市防災会議は、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

1. 洪水予報、及びはん濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法
2. 避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
3. 浸水想定区域内に、主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等で当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地等

○ 市防災会議は、前項の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及びはん濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法を定める。

○ 市長は、洪水予報の伝達方法、避難所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民に周知するよう努める。

○ 市長は、浸水想定区域の住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講じる。

○ 水防管理者（市長）又は消防長は、河川を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。

○ 水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位（水防法で規定される警戒水位）に達したときその他水防上必要があると認めるときは、消防機関を出動させ、または出動の準備をさせる。

○ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずる。

○ 水防管理者（市長）または消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は現場にある者をして水防に従事させる。

○ 水防管理者又は消防長は、堤防その他の施設が決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

③水防機構

○ 主担当：防災班、土木班、関係機関

○ 市における水防業務を統括する「水防本部」を防災安全課内に置き、水防活動を実施する。

○ 災害対策本部が設置されたときは、「水防本部」の組織はそのままの形で「災害対策本部」に移行される。

○ 熊本地方気象台から水防活動に関係する注意報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があると認められるときは、水防体制に入る。

④水防活動

○ 主担当：土木班、防災班、関係機関

○ 通常勤務から水防体制への切替えを確実迅速に行うとともに、勤務員を適当に交代休養をさせ、長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長（市長）は別途定める要領による配備を行う。

○水防活動は、水防本部要員のほか法第５条により水防管理者の所轄の下に消防本部、消防署、消防団があたるものとする。

○住民の水防従事については、法第 24 条により水防管理者又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、住民又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

ア　出動準備

水防管理者は、次に示す基準により水防本部要員及び消防機関に出動準備をさせる。

① 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

② 豪雨、地震等により決壊、漏水、がけくずれ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

③ 気象予報、水防警報等により、洪水、内水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

イ　出動

水防管理者は、次に示す基準により水防本部要員及び消防機関に出動命令を発し、水防活動を適切に行うものとする。

① 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。

② 潮位が異常を示し、高潮のおそれが生じたとき。

③ 台風が本市又はその近くを通過するおそれがあるとき。

④ その他気象予報、水防警報等により出動を要すると認めたとき。

ウ　予報及び警報に対する措置

水防管理団体は、水防に関する通報を受けたときは、本計画の定めるところによりその状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちにその旨を関係機関へ通知するものとする。

① 水防団（消防団）が水防のために出動したとき。
② 堤防等に異常を発見したとき。
③ 水防作業を開始したとき。
④ 応援を求める場合。
⑤ 立ち退き避難を指示したとき。
⑥ 水防本部を設置したとき。

エ　監視及び警戒

水防管理者は出動命令を受け、出動したときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、堤防の異常（越水・漏水・亀裂等）の早期発見に努めるとともに、異常を発見した場合は、ただちに水防作業を開始するものとし、その旨を関係機関へ報告するものとする。また、水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じ、あるいはその区域内の居住者または水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

オ　水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

その際、水防に従事する者は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

カ　非常事態の通報及び応援等

水防に際し、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者、水防団長、消防機関の長等は直ちに一般市民、隣接する市町村及び水防関係機関に通報しなければならない。

水防のため、緊急の必要がある場合、水防管理者は他の区域の水防管理者や水防関係機関に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限り、その求めに応じなければならない。なお、応援のため派遣された者は、水防についての応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

また、水防上必要があるときは、所轄の警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。

キ　水防信号

法第 20 条第１項による水防信号は、次のとおりである。

第１信号　警報水位に達したことを知らせるもの
第２信号　水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第３信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第４信号　必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

警鐘信号		サイレン信号
第１信号	○-休止　○-休止　○-休止	約５秒　約 15 秒　約５秒　約 15 秒　約５秒　約 15 秒 ○　－休止－　○　－休止－　○　－休止－
第２信号	○-○-○　○-○-○　○-○-○ ○-○-○　○-○-○　○-○-○	約５秒　約６秒　約５秒　約６秒　約５秒　約６秒 ○　－休止－　○　－休止－　○　－休止－
第３信号	○-○-○-○　○-○-○-○　○-○-○-○　○-○-○-○ ○-○-○-○　○-○-○-○　○-○-○-○　○-○-○-○	約 10 秒　約５秒　約 10 秒　約５秒　約 10 秒　約５秒 ○　－休止－　○　－休止－　○　－休止－
第４信号	乱打	約１分　約５秒　約１分　約５秒 ○　－休止－　○　－休止－

ク　水防標識

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動がとれるようにするため水防標識を定める。

（標　識）

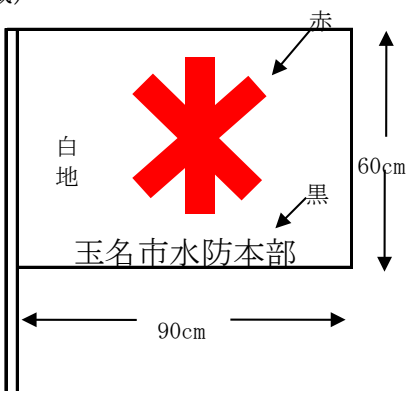

（腕　章）

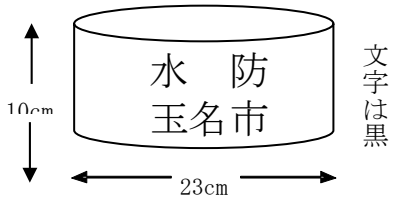

班　長　等 … 赤地

水防本部要員 … 白地

ケ　費用負担

本市の水防に要する費用は、水防法第４１条の規定により、水防管理団体である玉名市が負担するものとする。

コ　公用負担

○水防法第２８条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者及び水防団長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

① 必要な土地の一時使用

② 土石、竹木その他の資材の使用及び収用

③ 車両その他の運搬用機材の使用

④ 排水用機器の使用

⑤ 工作物その他の障害物の処分

○水防法第２８条第２項の規定により、公用負担の権限を行使した場合、次の証票（別紙１）を２通作成して、その１通を負担者に渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

⑤水防計画及び水防訓練

○ 主担当：防災班、土木班、関係機関

○ 指定水防管理団体（本市）の管理者（市長）は、法第33条の規定により県水防計画に応じた水防計画を策定する。

○ 毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。

○ 指定水防管理団体（本市）の管理者（市長）は、水防計画の策定又は変更を行ったときは、その要旨を公表する。

⑥津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

⑦安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれの場合においても水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も水防団員自身の安全は確保しなければならない。水防活動従事者自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりである。

○ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

○ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

○ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

○ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。

○ 水防活動は原則として複数人で行う。

○ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。

○ 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

○ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

○ 津波浸水想定の区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

○ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

サ　水防報告

水防作業員が出動したときには、地区責任者または水防団員は速やかに次の事項を取りま

とめ、資料編(別紙○)により、水防本部へ報告するものとする。

1	被害の状況	7	警察の援助状況
2	水防作業の状況	8	現場指揮者の氏名（水防団員も可）
3	堤防その他施設等の異常の有無	9	居住者等の出動状況
4	出動人員	１０	水防関係者の死傷
5	使用資材の種類及び数量	１１	避難、立退きの状況
6	公用負担の種類及び数量	１２	今後、考慮すべき点やその他の事項

（３）土砂災害警戒活動を実施する

①防災パトロール等の実施

○ 主担当：土木班、防災班、広報連絡班

○ 市は、県等との情報連携を図り、土砂災害の未然防止に努める。

○ 市は、危険箇所等において防災パトロールを実施し、災害が発生するおそれのある前兆現象等の把握に努める。（河川・ため池堤防の亀裂等、川の濁り、小石の落下、地面のひび割れ等）

○ 市は、必要に応じて警戒区域等の設定を行う。

○ 市は、必要に応じて住民等に避難準備するよう広報を行う。

○ 市は、必要に応じて適時・適切に避難指示を発令する。

（４）ライフライン・交通等警戒活動を実施する

①ライフライン事業者

○ 主担当：上下水道班、ライフライン事業者

○ 上水道、下水道、電力、電気通信、ガス等の事業者は、風水害、地震・津波等の災害に備える。

②放送事業者

○ 主担当：放送事業者

○ 放送事業者事業者は、気象予警報等の収集に努める。

③交通施設管理者

○ 主担当：都市整備班、土木班、交通施設管理者

○ 交通施設管理者は、気象予警報等の収集に努めるとともに、利用者の混乱を防止するため、適切な措置を講ずる。

（５）南海トラフ沿いで異常現象が観測された場合の当面対応

①「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

○ 主担当：防災班、関係機関

○ 気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言いただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

②「南海トラフ地震に関連する情報」発表時の措置

○ 主担当：防災班、各班、消防本部、関係機関

○ 市及び関係機関は、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際の情報収集・連絡体制の整備や、市民への広報、所管する防災上重要な施設等がある場合には,必要に応じ、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対応の確認など、地震への備えを徹底する。

○ 市及び関係機関は、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平時に比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」の発表があった場合、可能性がなくなった旨の「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

第３節　発災直後の情報収集伝達を行う

１　主体部署

○ 総務対策部、健康福祉対策部、企画経営対策部、建設対策部、各部（各班）、有明広域行政事務組合消防本部、関係機関

２　基本的な考え方

○ 市は、県等と連携し、災害発生後、直ちに地震情報等（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

○ 収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

○ 災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて市は、災害時の個人情報の取り扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　被害等の調査を行う	・防災班、庶務班、広報連絡班、情報システム復旧班、各部（各班）、消防本部、関係機関
２　被害情報を収取伝達する	・防災班、庶務班、広報連絡班、情報システム復旧班、各部（各班）、消防本部
３　災害広報を行う	・防災班、広報連絡班、関係機関

（１）被害等の調査を行う

○市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうちア～オの情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、１１９番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。ただし、アの中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握し

た者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあっては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（資料編参照）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）

イ 火災の発生状況

ウ 住家の被災状況

エ 住民の行動・避難状況

オ 土砂災害等の発生状況

カ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間

キ 孤立集落の発生状況

ク 医療救護関係情報

ケ その他市の業務継続に必要な情報

（２）被害情報を収集伝達する

①本部が収集伝達を行う災害情報等の種類

○ 主担当：防災班

1. 被害状況
2. 防災活動に必要な情報
3. 災害応急対策実施状況
4. その他災害に関する各種の情報、資料等

②被害状況の報告

○ 主担当：防災班、庶務班、各部（各班）、消防本部

ア 報告の窓口

○ 各部（各班）からの報告窓口は総務対策部（防災班）とし、総務対策部（防災班）は各部（各班）からの情報を受け、集約し、被害状況全体を把握する。把握した被害状況は、各部へ伝達する。

○ 総務対策部（防災班）は、各部（各班）と連携を図るとともに、必要により班員を各部へ派遣し情報を収集する。

イ 収集伝達方法及び注意事項

○ 各部より総務対策部への報告

災害情報等の収集報告は、迅速かつ正確に行い、災害対策の時期を失することのないようにするとともに、地域内の災害関係機関と常に密接な連絡を図らなければならない。

a．災害情報報告

速報的な災害情報の報告については、主に有明広域行政事務組合消防本部及び建設対策部（各班）において収集した情報を総務対策部（防災班）へ報告するものとし、概ね次の事項について報告を行う。

1. 人的被害
2. 建築物の被害（被災地区、被災種別、被災世帯数等）
3. 公共土木施設の被害（道路、橋梁、河川等）
4. 鉄道施設の被害状況
5. 防災活動に必要な情報

b．被害状況報告

災害救助実施上、正確な資料が要求される場合は、健康福祉対策部（庶務班）においてとりまとめ、総務対策部（防災班）へ報告する。被害状況調査の方法は、社会福祉協議会等の協力を得て行い、概ね次の事項について報告する。

1. 人的被害、建築物の被害
2. 世帯構成員別被害状況調
3. 避難状況

c．公共的施設災害情報

各部（各班）は、所管の公共的施設の被害状況を調査し総務対策部（防災班）へ報告しなければならない。この場合公共的施設については、次の２種類に区分して行う。

1. 公共的施設
   ア　市有施設
   イ　国、県、公共的団体又は私人の所有する施設であって、市民生活に影響のある被害を受けた施設
2. 防災活動に必要な情報

d．総務対策部への報告

総務対策部（防災班）への報告は、常に状況を把握し、必要の都度文書、電話、口頭、防災行政無線等の方法によって報告する。ただし、緊急を要するものについては、その都度本部へ報告しなければならない。

e．安否情報の取扱い

1. 県、災害に関連する市町村、事故発生等関係機関、事故発生責任者等との間での安否情報の共有を進めるため、積極的に情報交換を行うとともに、その情報の一元的な提供及び安否情報の提供内容や手法等について対応する。
2. 市民への安否情報の提供にあたっては、警察・医療機関等との情報交換・調整等を

円滑に行うとともに、県等との連携により実施する。

3. 災害発生時における市民や被災者の家族等からの問合せについては、市民生活対策部で対応する。

○ 関係機関からの情報

郵便局をはじめ、協定締結関係機関からの被害情報等については、各部（各班）でとりまとめ、総務対策部（防災班）へ伝達する。

○ 市民からの通報

市民からの災害に関する情報が、市役所へなされたときは、各部（各班）で収集のうえ、直ちにその被害の種類に応じ、応急対策実施担当機関（外部を含む）に連絡する。

ウ　全市の災害情報等のとりまとめ及び伝達

○ とりまとめの種類

総務対策部（防災班）は、状況により収集した情報及び資料をとりまとめ、次に掲げる資料のうち、一部または全部を作成する。

1. 気象予警報、防災指令等の状況、被害状況等の掲示
2. 本部員会議、市議会等のための資料

○ 災害情報等の伝達

とりまとめた災害情報等のうち必要なものは、次の機関へ伝達する。

1. 知事

総務対策部（防災班）は、災害の程度が災害救助法適用基準に該当し、または該当する見込みのあるときは、直ちに被害状況等報告を知事に提出する。

2. 必要な部等

本部長は、本部で収集した災害情報等を必要な部に伝達し、応急対策の処置について指揮をとる。

3. 報道機関

報道機関に対する災害情報等の伝達は、すべて総務対策部（防災班）を通じて行う。

4. 市民

総務対策部（防災班）は、広報連絡班等と連携し、必要な災害情報等について市民に周知する。

③県知事等へ報告する

○ 主担当：防災班

○ 災害の規模等により、市独自の対応力では十分な災害対策が実施できない場合、市は、県等に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

○ 火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第 267号）に基づく「直接即報基準」に該当する火災・災害等（地震の場合は震度５強以上）を覚知したときには、県及び消防庁に可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

④通信手段を確保する

○ 主担当：防災班、広報連絡班、情報システム復旧班

○ 災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、加入電話による通信、電報による通信、警察電話による通信、鉄道電話による通信、防災行政無線電話による通信等のうちから実情に即した方法で行う。

○ 通信途絶時においては、災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努める。

（３）災害広報を行う

①災害広報を行う

○ 主担当：防災班、広報連絡班

ア　本部における担当機関

○ 本部が災害時において、県等と連携し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、災害に関する情報を様々な手段を用いて、周知を図る。

○ 災害広報の実施決定は、本部長が行う。

イ　広報の内容

○ 広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられるが、被災者等のニーズに応じた多様な内容を提供するよう努める。

○ 行方不明者となる疑いのある者（以下「安否不明者」という。）や当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者（以下「行方不明者」という。）及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、警察及び市町村と連携するとともに、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。

【広報の内容例】

1. 災害対策本部の設置
2. 被害の想定
3. 台風接近時の広報（不要・不急の外出抑制の呼びかけ）
4. 被害の概況

5. 市及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

6. 避難指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項

7. 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

8. 防疫に関する事項

9. 火災状況

10. 医療救護所の開設状況

11. 給食・給水実施状況

12. 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

13. 住民の安否情報

14. 医療機関などの生活関連状況

15. 被災者支援に関する情報等

ウ　報道機関に対する協力要請等

○ 本部がとりまとめた前項各号に掲げる項目を、直ちに報道機関に発表する。

○ 報道機関が独自で取材する場合にも積極的に資料情報等を提供する。

○ 熊本県を通じて要請する。

○ 緊急に市民に対して周知する必要がある場合は、ＮＨＫ放送局へ災害対策基本法第57条に基づき無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送を要請する。この場合、やむを得ない場合を除き、熊本県を通じて実施する。なお、緊急警報放送により放送要請を行うことができるのは、次に掲げる事項とする。

1. 市民への警報、通知等

2. 災害時における混乱を防止するための指示等

3. 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

エ　広報の方法

○ 洪水や避難に関する情報のみならず、被災状況・応急対策の実施状況・住民のとるべき措置等について積極的に広報する。

○ 広報の実施にあたっては、情報の出所を明確にしたうえで、確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報する。

○ 広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

○ 被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、情報を提供する媒体にも配慮し、適切に情報提供がなされるよう努める。

○ 広報活動に従事する者の安全確保について留意する。

○ 広報手段は、市民等への伝達手段に準ずる。

②広聴を行う

○ 主担当：庶務班、広報連絡班、関係機関

ア　災害相談窓口の開設

○ 大規模な災害が発生した場合においては、被災者の要望を広く聞き入れるとともに、生活相談等の業務を実施し、生活の安定を図る。

○ 健康福祉対策部（庶務班）は、市域全体にわたる災害が発生した場合、もしくは本部長が災害の状況により必要と認めたときは、被災者のための災害総合相談窓口を本庁舎に開設し、健康福祉対策部（庶務班）はこの運営に協力する。

○ 開設場所については、災害の規模及び程度により、適切な方法で実施する。

イ　実施体制

○ 災害総合相談窓口では、電話及び市民応対業務全般について実施するものとし、対応職員は、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得る。

○ 相談窓口の開設時には、広報紙・ホームページ・防災行政無線等で市民へ周知する。

ウ　要望の処理

○ 災害総合相談窓口及び各支所の災害相談窓口で扱う情報は、市の応急対策の実施状況、被害状況、援護・救援に関する事項等を扱うものとし、被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聴き取りに努める。

○ 災害相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

○ 必要により、関係機関の協力を求める。

Ⅱ　消防・救助、医療救護活動

第１節　消防・救助活動を実施する

１　主体部署

○ 総務対策部、有明広域行政事務組合消防本部、消防団

２　基本的な考え方

○ 大火災等による災害が発生した場合において、その鎮圧、被害の拡大防止に努め、市民の生命、身体、財産を保護するための計画である。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　消防応急対策を実施する	・防災班、消防本部、消防団

（１）消防応急対策を実施する

①消防責任

○ 主担当：消防本部、消防団

○ 消防組織法第３章の規定に基づき消防責任は消防長にある。従って、災害防除活動は、原則として、消防長が行う。

○ 消防団本部において実情に応じた招集計画をたて、各副団長を通じて各分団に招集を伝達する。

②出動計画を明確にする

○ 主担当：消防本部、消防団

○ 消防団は、出動指令に基づき出動する。

○ 大規模火災の場合は、応援協定により県消防の応援を求め、消防力の増強を図る。

③火災防ぎょ活動を実施する

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

○ 消防法第22条の規定に基づき、県知事から通報を受けたとき、または気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、市長は、火災警報を発令し、市民に対し、火の使用を制限することができる。

ア　火災警報

○ 火災警報発令基準

別途定めるところによる。

○ 火災警報の伝達

火災警報の伝達方法は、サイレンの吹鳴（玉名市防災行政無線）その他広報による。

イ　火災注意報

○ 発令基準・伝達

発令基準は別途定めるところによる。発令時は、主たる関係機関へ通知する。

○ 実施事項

1. 各消防署、各分署、庁舎、市役所等に掲示板
2. 広報車による巡回広報
3. テレビ、新聞等報道機関への発表
4. 火気の適正使用、その他消防長または消防署長が必要と認める防火指導

④応援要請を実施する

○ 主担当：防災班、消防本部、消防団

ア　県内の応援体制（市町村消防相互応援）

○ 本部長又は消防長は「熊本県市町村消防相互応援協定（昭和４６年４月１日締結）の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制（消防組織法第２１条）を確立する。

イ　県外の応援体制（緊急消防援助隊の出動要請）

○ 本部長は、災害の状況等を考慮し、県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請する。

○ 本部長は、緊急消防援助隊を要請した場合には、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、応援等調整本部（災害対策本部相当）を設置する。

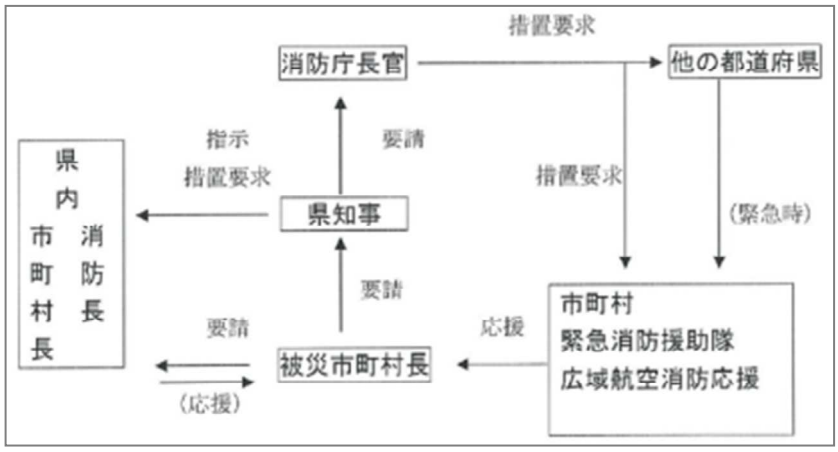

第２節　医療救護活動を行う

１　主体部署

○ 総務対策部、健康福祉対策部、企画経営対策部、各部（各班）、有明広域行政事務組合消防本部、消防団、関係機関、自主防災組織等

２　基本的な考え方

○ 医療救護活動は、災害のため、被災地の住民が医療助産、乳幼児救護等のみちを失った場合に、応急的に医療又は助産等を行い、被災者を保護するために必要な活動を定めるものである。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　医療救護対策を実施する	・防災班、調査班、医療関係機関
2　救急医療活動を行う	・防災班、調査班、庁内車両管理班、各部（各班）、消防本部、消防団、医療関係機関
3　被災者救出活動を行う	・庶務班、防災班、各部（各班）、消防本部、消防団、関係機関、自主防災組織等

（１）医療救護対策を実施する

①実施責任機関

○ 主担当：調査班、関係機関

○ 災害救助法が適用された場合における医療救護については、市長が知事の通知を受けて実施する。

○ 災害救助法が適用されない小災害の場合にあっては、本部長が実施する。

②医療救護チームの派遣を要請する

○ 主担当：調査班、関係機関

○ 健康福祉対策部長は、市内の医療機関が被災し、その機能が低下または停止した場合は、医療を行うための医療救護チームの派遣を県（保健医療福祉調整現地本部）に要請する。

○ 死傷者が多数で市内の医療機関では対応できない状況が生じた場合においては、医療救護チームの派遣を県（保健医療福祉調整現地本部）に要請する。

③救護所を設置する

○ 主担当：調査班、関係機関

○ 救護所は、傷病者等に対する応急処置、避難所等への巡回診療及び医療支援を行う。

○ 健康福祉対策部長は、救護所は、原則として災害地の避難所または支所内に設置する。次の場合に救護所を設置する。

1. 市内の医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、市内の医療機関では対応しきれない場合
2. 傷病者が多数で、市内の医療機関だけでは対応しきれない場合
3. 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力の問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

○ 地域の医療機関の復旧状況、受診者数等を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、健康福祉対策部長は、郡市医師会等と協議の上、救護所を廃止する。

④地域救護活動を行う

○ 主担当：調査班、関係機関

○ 救急医薬品セットの配付

避難所へ救急医薬品等を入れた救急医薬品セットを配付する。

○ 避難者の健康調査

健康福祉対策部（調査班）により、避難所の巡回健康相談を行い、避難者の健康状態を調査し、必要に応じて受診勧奨、処置等を行う。また、避難所から仮設住宅へ入居後も、健康調査により把握した者に対して巡回健康相談を行う。

○ 避難所の栄養調査

健康福祉対策部（調査班）により、避難所の巡回を行い、避難者へ提供されている食事の量や内容を確認し、食事のエネルギーや栄養素の過不足等についてアセスメントを行う。

その結果から栄養・食生活に関する課題を抽出し改善のための活動を行う。また、状況に応じて栄養・食生活の支援が必要な方（要配慮者）への個別栄養相談を行う。

○ こころのケア対策

災害後に発生の予想されるPTSD（精神的外傷後ストレス反応）等やその他のストレス反応など、こころのケア対策の一環としてホットラインの設置等による相談窓口の設置を行うほか、状況により、応援協定締結自治体へ、適切な支援、助言等を行う支援チームの派遣を要請し、必要に応じて訪問、面接等による相談活動をともに行う。

（２）救急医療活動を行う

①実施責任機関

○ 主担当：調査班

○ 災害により、短時間に集団的に発生する初期救急医療対策については、事故発生等関係機関、警察、県、医療機関、その他関係機関協力のもとに、本計画の定めるところにより実施する。

○ 災害救助法が適用された場合における医療救護については、市長が知事の通知を受けて実施する。

②救急医療対策の方法

○ 主担当：調査班、各部（各班）、消防本部、関係機関

ア　事故等の発見、通報並びに関係機関への連絡

○ 事故等発見者又は発生関係機関から第１報を受信した各部（各班）は、事故等の状況（日時・場所・原因・死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡する。

イ　事故等の現場における救出

○ 事故等の通報を受信した消防本部は、事故等の規模、内容等を考慮のうえ、直ちに人員、資機材等を現場に出動、搬送させ、救出に当たる。

ウ　事故等の現場から医療施設への傷病者の搬送

○ 事故等の通報を受信した消防本部は、事故等発生関係機関等の要請又は自らの判断により直ちに救急車、救急隊員等を現場に出動させ、負傷者等を迅速、的確に医療機関に収容するための情報を収集し、搬送に当たる。

○ 救急車が不足するときは、次の応急措置を講ずる。

1. 救急告示病院の患者搬送車の活用
2. その他の応急的に調達した車両の活用
3. 隣接市町村の応援要請

エ　医療関係者の出動要請

○ 市長は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等発生関係機関等から要請のあったとき、必要を認めれば医療関係者を現場に出動させる。

オ　負傷者等の収容

○ 負傷者等の収容は事故等責任機関が特に指示する場合を除き下記施設の活用を図る。

1. 災害拠点病院
2. 救急告示病院、診療所
3. その他の医療施設
4. 公民館、学校に設置された救護所
5. 寺院等（ご遺体の場合）

○ 速やかなご遺体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、郡市医師会、県医師会を通じて県警察本部との事前合意に基づいて、県医師会ご遺体検案認定医等の臨床医の協力も得る。

カ　関係機関への協力要請

○ 事故等の規模、内容により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請する。

②ヘリコプターを支援要請する

○ 主担当：防災班、庁内車両管理班

○ 災害の発生により、人命救助、緊急物資の搬送等で緊急を要する場合にあっては、市は、熊本県等により他都市へヘリコプターの出動要請を行い、協力を求める。

ア　支援要請基準

○ 支援要請の時期は夜間を除き、次のとおりとする。

1. 救急活動、救助活動
2. 災害防ぎょ活動、災害応急対策活動

イ　支援要請手続

○ ヘリコプターの要請（大規模災害）

ウ　搬送及び受入体制

○ ヘリコプターの緊急搬送に際し、次の措置をとる。また、負傷者等の受入れ時には病院及び地上搬送手段を確保し、あらかじめ緊急搬送の準備を整える。

1. 離着陸場には、警備車両を現地へ出動させ、危険防止の措置を行うとともに、搬送に必要な緊急車両等（救急車・トラック等）の必要台数を現地へ派遣する。
2. 負傷者等を離着陸場へ搬送する場合、救急車等は必要により医師・看護師の同乗を依頼するものとし、航空搬送について医師の承認を得る。
3. 現地責任者（防災班）は、離着陸場に待機し、必要により機長等との連絡にあたる。

ヘリコプター発着予定地（玉名管内）

発着予定地名称	所在地	予定地面積	規模	備考
桃田運動公園運動広場	大倉1144	150*90	大	南高圧線、東建物、周囲照明燈
有明中学校	大浜町1765-8	160*100	大	北北西校舎、北建物、東照明燈
玉陵中学校	玉名900	100*110	大	西校舎、照明燈４基
玉名中学校	中尾380	100*170	大	北校舎
岱明中央公園グラウンド	岱明町中土556	160*100	大	周囲照明設備７カ所
岱明中学校	岱明町浜田120	140*80	大	南校舎（３Ｆ）西体育館、西、北
高道小学校	岱明町高道1230	70*50	小	北校舎（２Ｆ）、周囲立木
大野小学校	岱明町野口2460	100*85	中	東校舎（２Ｆ）、周囲立木
鍋小学校	岱明町鍋345-2	70*50	小	東校舎（２Ｆ）、周囲立木
睦合小学校	岱明町古閑302	90*60	小	北校舎（２Ｆ）、体育館
県立玉名工業高校	岱明町下前原368	190*100	大	東校舎（４Ｆ）
専修大学玉名高校	岱明町野口1046	100*80	大	南校舎（４Ｆ）、北ＪＲ鉄道線路
横島グラウンド	横島町横島3811	100*100	大	東校舎（２Ｆ）、照明燈８基、北小学校運動場
小天小学校	天水町小天6966	70*50	中	南校舎
天水中学校	天水町小天7032	100*60	中	南校舎、照明燈６基
玉水小学校	天水町部田見1440	100*50	中	南校舎

（３）被災者救出活動を行う

①実施責任機関

○ 主担当：庶務班、消防本部

○ 災害により生命身体が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者を捜査し、救出してその者を保護するための計画である。

○ 災害救助法が適用された場合における被災者の救出（捜索）は、市長が知事の通知を受けて実施する。

○ 災害救助法が適用されない小災害の場合における被災者の救出（捜索）は、市長が行う。

②救出基準

○ 災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。

○ 災害にかかった者の救出は、災害のために現に生命若しくは身体に危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者に対して行う。

○ 行方不明者の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。

③救出班の編成

○ 主担当：消防本部

○ 災害発生直後において時期を逸することなく、的確な人的被害状況の把握に努めるとともに初動体制の確立を図り、被災者の救出及び捜索に当たるための救出組織を編成する。

④救出方法

○ 主担当：消防本部、消防団、防災班、各部（各班）

○ 被災者の救出については、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、玉名警察署、又は各部が緊密な連携をとり、次の方法で救出（捜索）作業に当たる。

○ 消防の行う救出作業は、救助隊を主体とし、その他特殊車、特殊機器を活用して行う。

○ 災害発生地の隊長は災害の状況によって救出隊を出動させる。

○ 消防職員の行う救出作業は、機器等を活用した情報連絡、救助、救急等の業務とする。

○ 消防団員は、現場において、傷病者の搬送、身元標示、消防警戒区域の設定等の業務に当たる。また、業務実施にあたっては、適宜、付近の自主防災組織等の協力を求める。

○ 救出作業の関連及び特殊機器を必要とする作業については関係機関と緊密な連絡をとって行う。

○ 捜索作業は、各部（各班）が相互に連絡を密にし、各々の立場からこれを実施するものとし、警察等の機関、自衛隊等の関係機関及び自主防災組織等の協力並びに重機、車両、機

械器具の借り上げ等、可能な限りの手段方法により、早期収容に努める。

○ 捜索作業中、ご遺体を発見した機関は、警察等に連絡するものとし、身元の確認を行う。

○ 被災者の程度による救出方法は、以下のとおりとする。

ア　被災者の少ない場合

市（各部（各班））は、消防隊長の指揮により、関係機関と連絡を密にし、救出作業に当たり、負傷者は直ちに医療機関へ搬送し、その他の被災者は最寄りの避難所へ誘導する。

イ　被災者が多い場合

市（各部（各班））は、消防部長の指揮により救出作業を行う。また、死傷者の発生状況、程度等により応急救護所を設置し、その収容を行うとともに、医療救護計画等に基づき、市内医療機関の応援を求める。

ウ　大規模海上事故の場合

市（防災班）は、海上における人身事故等の通知を受けた時、または認知した時は、海上保安庁の機関、玉名警察署、有明広域行政事務組合消防本部の応援を要請するとともに、関係機関がとる措置に援助、協力する。

○ 関係機関との調整

市（防災班）は、災害の状況に応じて必要があると認めるときは、時期を逸することなく、関係機関への救出応援要請を行うとともに、各機関の動員数、場所、提供可能な資機材等について調整を図る。

1. 熊本県、他市、指定行政機関等に対する応援要請
2. 医師会、建設業界等防災関係団体に対する応援要請
3. 自衛隊に対する応援要請
4. 海上保安庁の機関に対する応援要請
5. 消防相互応援等消防本部における応援要請

⑤自主防災組織等の活動

○ 主担当：自主防災組織等

○ 自主防災組織、事業所の自衛防災組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救出活動を実施する各機関に協力するよう努める。

1. 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見
2. 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施
3. 玉名警察署、有明広域行政事務組合消防本部等への連絡

Ⅲ　避難行動

第１節　避難誘導を行う

１　主体部署

○ 総務対策部、健康福祉対策部、文教対策部、各部

２　基本的な考え方

○ 市は、危険の切迫性、地域の特性等に応じて避難指示等の伝達分の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　避難指示等を発令する	・防災班
２　避難の方法	・防災班、庁内車両管理班、庶務班、高齢介護班、消防本部、警察署、自主防災組織等
３　警戒区域を設定する	・防災班、土木班、消防本部、警察署、関係機関

（１）高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保を発令する

○ 主担当：防災班

○ 市民の生命または身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報発令マニュアルに基づき、避難指示等を発令する。

○ 高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の発令については「避難情報ガイドライン」に基づき発令時機を失することなく発令する。

○ 市は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、県から助言を受けた際は速やかに発令する。

○ 市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

○ 避難指示は、市長又は水防管理者、若しくは、その他指示の委任を受けた実施責任者が事態に応じ次の区分により行う。

○ 避難の指示権の委任を受けた者

1.　市長の命を受け災害現場に派遣された職員

2.　消防長の命を受け災害現場に派遣された消防吏員及び消防団員

○ 緊急の場合の指示

緊急を要する場合の避難の指示については、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、事態を考慮し、学校その他安全な場所を確認し、避難させることができる。この場合速やかにその状況等を市長に報告し、以後の指示を受ける。

○水防管理者は、洪水、内水、津波、高潮等の氾濫又は土砂災害等により、著しく危険が切迫していると認めるときは、法第29条により、必要と認める居住者、滞在者等に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

○ 水害・土砂災害について、「警戒レベル」を用いた避難情報の発令について、情報と行動の対応を整理すれば、下表のとおりである。

表．避難区分の概要

	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	状況　災害のおそれあり 行動　危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミング である。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者 等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	状況　災害のおそれ高い 行動　危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	状況　災害発生または切迫 行動　命の危険　直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、 緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

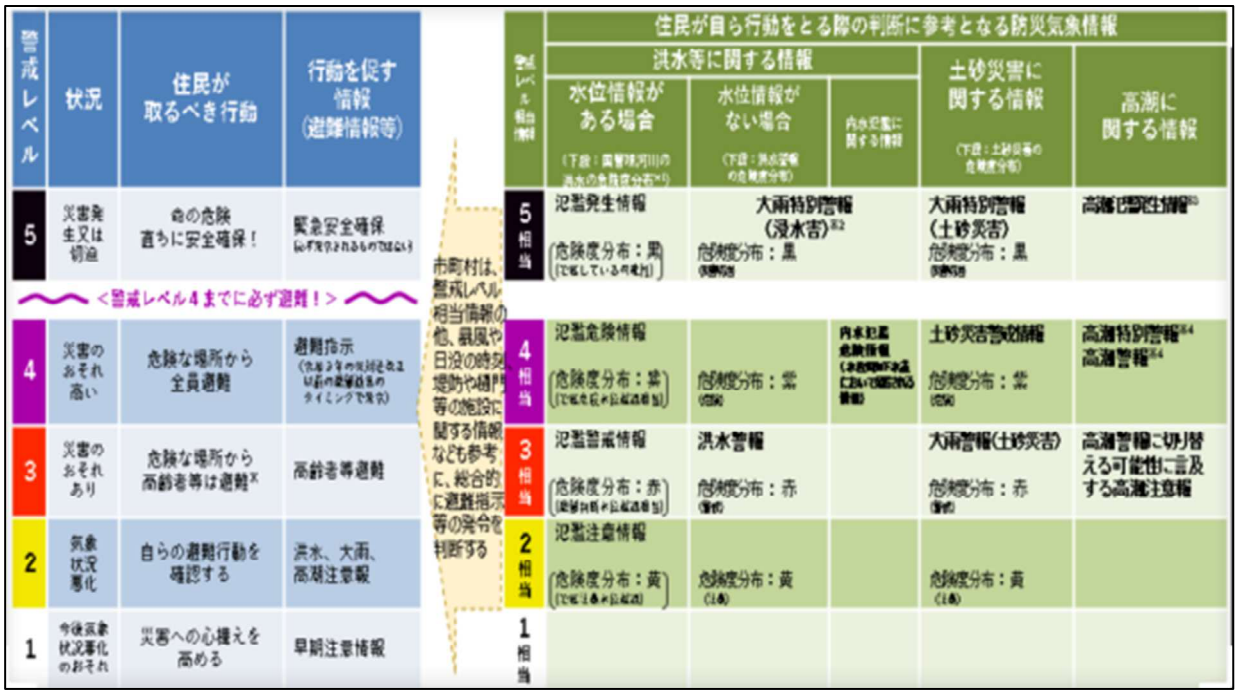

避難指示等の対象とする区域

避難指示等の対象とする区域は、浸水し始めると瞬く間に水位が上昇し生命を脅かす洪水（外水）による被害の範囲である。

避難対象区域は、ハザードマップの浸水想定区域を基本とするが、浸水時に切迫した状況が予想されるため、浸水想定区域において浸水深が 2.0m 以上と予測される範囲に対して重点的に避難を呼びかける。

浸水深が浅い箇所においても、屋内待避（屋内での上階への避難）とし自身の安全確保を行うものとする。

土砂災害に対しては、特別警戒区域及び、警戒区域内にたいして避難を呼びかける。避難が困難な場合は、崖地から離れた部屋等への屋内安全確保を呼びかけるものとする。

■避難対象区域と避難行動のイメージ

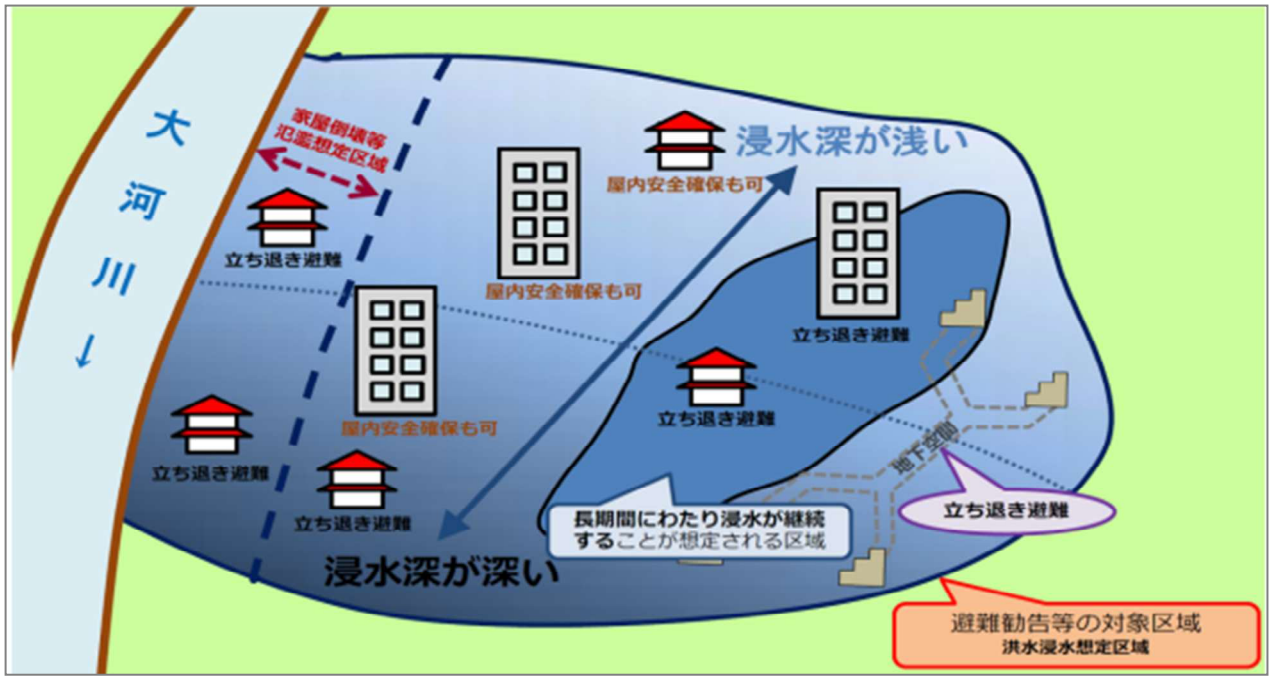

（２）避難の方法

①避難準備の周知徹底

○ 主担当：防災班、消防本部

○ 避難に際しては、必ず火の元の始末を行うこと。

○ 避難者は、非常持ち出し品を携行すること。その際、安全に避難を行うことを第一の目的とし、過重な携行品は控えること。

○ 事業所にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講じること。

②避難する際の留意点

○ 主担当：庶務班、高齢介護班

○ 避難に際しては、要配慮者は各自の置かれた状況に応じた避難の方法をとる。

③避難者誘導方法及び輸送方法

○ 主担当：防災班、庁内車両管理班、庶務班、高齢介護班、消防本部、警察署、自主防災組織等

○ 市は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努める。

○ 市は、あらかじめ名簿や避難に関する計画等により避難行動要支援者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努める。また、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努める。

○ 市民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておく。

○ 市民は、避難所への避難が遅れた場合や、屋外への避難が危険と思われる場合などには、自宅の２階など屋内の浸水が及ばない場所にて、安全を確保する。

○ 市は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努める。

○ 災害に伴う大規模な立ち往生発生時、市は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

○ 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

（３）警戒区域を設定する

①設定の基準

○ 主担当：防災班、警察署、消防本部、関係機関

ア　市長の措置

市長は災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要と認めるときは警戒区域を設定し、立ち入りの制限、禁止をし、または退去を命ずる。

イ　警察官等の措置

警察官等は、市長が現場にいないとき、または市長から要求があったときは、この職権を行うことができる。この場合、事後ただちにその旨を市長に通知しなければならない。

ウ　自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた自衛官は、市長もしくは市職員が現場にいない場合に限り、この職権を行うことができる。この場合、事後ただちにその旨を市長に通知しなければならない。

エ　規制の内容及び実施方法

警戒区域の設定に伴う必要措置は、警察官等の協力を得て実施する。市長等は警戒区域を設定したときは、退去または立入禁止の措置を講じる。市長等は住民の退去の確認を行うとともに可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

実施責任者	内　　容	根拠法規	種類
市　長	・市民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条	災害全般
知　事	・市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条	災害全般
警察官	・市長（権限の委任を受けた市職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。 ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があつたときは、警察署長は、同項の職権を行なうことができる。 ・水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。	災害対策基本法第63条第2項 消防法第23条の2第2項、第28条第2項第28条第3項 水防法第21条第2項	災害全般
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	災害対策基本法第63条	災害全般
消防吏員又は消防団員	・火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場等において、警戒区域を設定する。	消防法第23条の２28条、36条	水災を除く災害
消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	水防法第21条	水災

②警戒区域の解除

○ 主担当：防災班、土木班

○ 市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域の設定を、明示物を撤去する等して解除し、その旨連絡員を通して避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。

○ 避難所等以外に避難している対象者には、電話、テレビ放送、防災行政無線等の各種媒体を活用して周知する。

第２節　避難所を開設する

１　主体部署

○ 総務対策部、健康福祉対策部、文教対策部、各部

２　基本的な考え方

○ 避難所の開設基準その他については、災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。市は、指定避難所マニュアルに基づき、避難所の円滑な管理、運営に努める。なお、多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮に留意する。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　避難所の開設・運営を行う	・防災班、各班
2　福祉避難所の開設・運営を行う	・庶務班
3　災害時要配慮者対策を行う	・庶務班、高齢介護班、調査班、税務調査班、民生委員、社会福祉協議会
4　社会福祉施設等の応急対策を行う	・庶務班、高齢介護班、調査班、施設管理者
5　帰宅困難者を支援する	・防災班、各班、鉄道事業者、警察署
6　大規模な避難が必要になった場合の協力要請等を実施する	・防災班、各班

（１）避難所の開設・運営を行う

①開設基準

○ 主担当：各班

○ 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者であって避難を必要とする者を収容する。

○ 主な対象者

1. 避難情報等による避難者
2. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

○ 運営主体

1. 発災直後の混乱状況が想定される初動期の運営は、本市職員を中心に、施設管理者等の協力を得ながら行う。
2. 市は、避難所を開設するときは、各施設に市職員（男女含め複数名）を派遣し、各避難所の管理・運営に当たる。

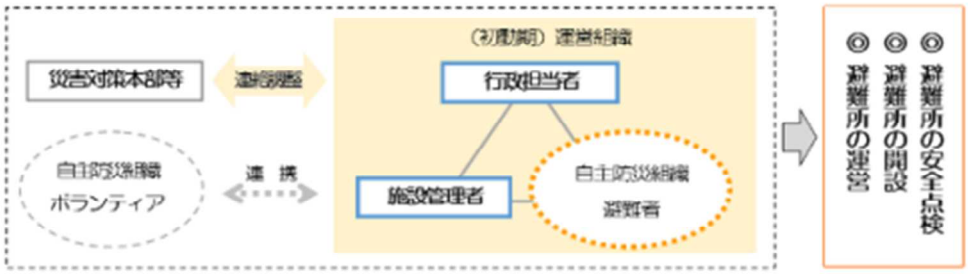

②

○ 主担当：防災班、各班

○ 避難所開設のための施設、場所及び設備等の使用は、関係者の承諾を得るものとし、その管理運営に十分留意する。

○ 避難所としての使用にあたっては、施設の安全点検を行い、使用可否を判断するものとする。

使用不可の参考写真：（熊本地震）各部材の破壊等

使用不可の参考写真
（熊本地震）柱脚の破壊等

資料：「避難所となった学校における施設面の課題等について」（2016.6.13）
熊本県教育委員会

資料：「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」
緊急提言（案）　平成28年7月
熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会

○ 避難所には、それぞれ責任者を定め、避難者の収容保護及び施設の維持、管理に努める。

○ 避難所には、避難者の収容保護等に必要な優先電話等を配備する。

○ 避難所の運営については、長期化した場合にあっては、管理交代要員の派遣計画を早期に作成し、対応する。

○ 避難所全体の管理及び運営は、防災班及び庶務班で行う。

○ 避難者の援護及び救援活動については、関係部署と連携をとりながら行う。

○ 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に規定する災害で県教育委員会が指定する極めて重要な災害時においては、7日以内を原則として教職員が避難所運営業務を支援する。

○ 市長は、災害の状況により学校等に避難所の開設を必要と認めたときは、次の事項を明らかにし、開設を要請する。

1.　災害の状況及び避難所開設の理由

2.　避難所開設の日時及び期間

3.　避難所として使用する施設

4.　その他、避難所の開設に必要な事項

○ 自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

○ 避難所の運営に地域における生活者の多様な視点を反映させるため女性等が参画できるよう配慮する。

○ 避難所運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討する。

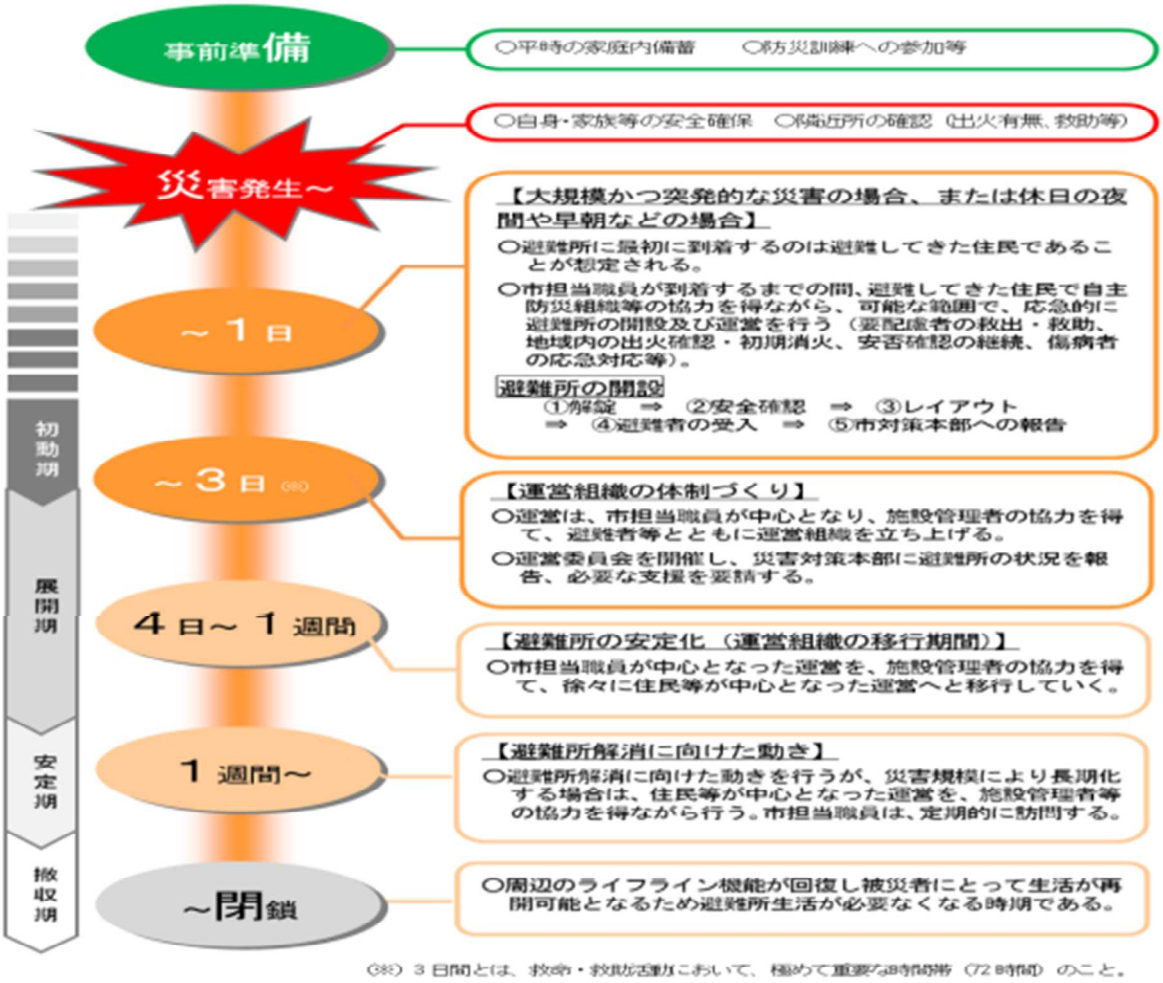

③避難所の運営管理

○ 主担当：防災班、各班

○ 市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避

難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

○ 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

○ 市は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。なお、県は、市からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。

○ 市は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする

④避難所の感染症対策

○ 主担当：防災班、庶務班

○ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意するものとする。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保など、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

○ 感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用も含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

○ 県及び市は、被災地において染症の発生、拡大がみられる場合は、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉担当部局は防災担当部局に対し、避難所運営に必要な情報を共有するものとする。

⑤避難所の閉鎖

○ 主担当：防災班

○ 市は、災害の危険が解消し避難者に対する救援対策が完了したときは、避難所を閉鎖する。

○ 災害対策本部（防災班）は、避難所を閉鎖したときは、知事、防災関係機関等に通知する。

⑥男女共同参画等の多様な視点での配慮

○ 主担当：防災班、各班

○ 避難所では、困りごとや不足している物資に関する要望を口に出しにくい状況にある。誰にとっても安全・安心な避難所であるために、皆で協力し、意見を出しやすい環境をつくることが重要である。市は、避難所の開設・運営における男女のニーズの違いや子育て家庭、また、性的マイノリティの人々等、様々な立場の人々のニーズに配慮する。

○ 市は、避難所において、子供や女性等に対する、性暴力等の防止対策として、トイレ、更衣室の配置について配慮し、必要に応じ警察等との連携のもと巡回等の対策に努める。

○ 避難所の運営が男性だけに任されると、女性等の要望や意見が取り入れられなかったり、女性用品が不足していても言い出しにくい面がある。広く男女共同参画の視点を反映させるためには、女性も運営の責任者として位置付けることが大切である。これを踏まえ、市は、多様な主体の意見を反映させた避難所運営を行うため、管理責任者や自主防災組織等と協力して役割等を担う。

○ 市は避難所運営等について男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組み意見の反映に努める。

⑦避難所運営マニュアルの作成等

○ 主担当：防災班

○ 市は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療機関者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、市は、マニュアルの作成、訓練を通じて、指定避難所の運営管理のための必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、ＮＰＯ、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

（２）福祉避難所の開設・運営を行う

○ 主担当：庶務班

○ 災害時における要援護者対策として、福祉避難所を指定し、要配慮者のうち、特に支援を要する者の受け入れを行う。

○ 福祉避難所開設の時期

指定避難所開設後に、避難者及び避難所の状況を勘案し、必要に応じて福祉避難所を開設する。

○ 福祉避難所の運営

1. 福祉避難所の運営にあたっては、福祉避難所に指定する施設と連携し、必要な支援を行う。
2. バリアフリー化に努める。
3. 健康調査及び健康相談等を行う。

（３）災害時要配慮者対策を行う

①災害時要配慮者の対策

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班

○ 在宅の高齢者、障がい者及び病弱者等については、あらかじめ所在・生活状況等の実態を把握するとともに、災害発生後から被害の発生が予想される区域について、適切な組織及び人員をもって対策を実施する。

②被害状況の調査

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班、税務調査班、民生委員、社会福祉協議会

○ 調査は、高齢者、障がい者等の負傷の状況及び居住する家屋の被害について実施する。

1. 在宅の独居高齢者、障がい者等の状況については、名簿等に従い電話、又は訪問活動により、安否確認を迅速に実施するとともに、視覚障がい者、聴覚障がい者等に対して情報伝達を行う。
2. 被災者が避難行動を開始した場合、避難所及び入所施設を巡回し、調査を実施する。
3. 調査にあたっては、民生委員や社会福祉協議会の協力のもとに進める。

③支援活動

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班

○ 把握した被害状況から、重要度に応じて順次、支援活動を実施する。

1. 健康状態及び負傷等の有無を確認し、応急救護活動を実施する。
2. 生活相談等を保健・福祉の専門職により実施する。

（４）社会福祉施設等の応急対策を行う

①応急対策の考え方

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班

○ 社会的・身体的弱者を対象とする施設あるいは、多数の人員を収容できる社会福祉施設等においては、災害時に各施設の状況を十分留意し、適切な対応をとる。

○ 災害直後から、情報の収集及び伝達、利用者の安全確保、施設の保全等の適切な対応を速やかに実施する。

②活動体制

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班

○ 社会福祉施設等においては、有事における避難・誘導及び保護者等に対する連絡の活動が円滑に行えるように、事前の体制を整備しておくとともに、災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、施設の実情に即して適切な対応を実施する。

③状況調査

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班

○ 市内の各種入所入院施設における施設及び入所者等の被害状況について、調査を実施する。

④施設における措置

○ 主担当：施設管理者

○ 施設管理者は、施設の保全・応急的な安全対策を図る。また、入所者等の安全な場所への移動及び避難誘導並びに状況把握を行う。

⑤地域への支援協力依頼

○ 主担当：庶務班、高齢介護班、調査班

○ 施設の安全対策について、本市職員及び施設職員のみで対応が困難と予想される場合にあっては、地域住民や自主防災組織、地域住民等への協力を依頼し、協力を求める。

（５）帰宅困難者を支援する

○ 主担当：防災班、各班、鉄道事業者、警察署

○ 市は、事業所、学校及び関係機関と相互に連携・協力し、発災時における交通関係情報等の提供・交換、一時的な収容等の支援に努める。

○ 市は、発災直後には、防災行政無線、報道機関、インターネット、携帯電話等の各種広報媒体を通じて、情報提供する。

○ 鉄道事業者や警察を始めとする関係機関は、それぞれの役割に応じて連携し、支援を行う。

（６）大規模な避難が必要になった場合の協力要請等

①県内における広域一時滞在

○ 主担当：防災班

○ 市は、被災住民の生命・身体を保護し、または居住の場所を確保するため、県内他市町村域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町村に被災住民の受入れについて協議することを求める。

②県外における広域一時滞在

○ 主担当：防災班

○ 市は、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

Ⅳ　交通対策・緊急輸送活動

第１節　緊急輸送活動を行う

１　主体部署

○ 建設対策部、警察署

２　基本的な考え方

○ 災害により河川堤防等の決壊等により、道路施設が被害を受けた場合、避難、救助、消火等の諸活動あるいは救援物資の輸送等が制約されるため、避難道路及び緊急輸送予定道路から順次応急復旧を行っていく。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　緊急輸送道路を確保する	・都市整備班、土木班、警察署

（１）緊急輸送道路を確保する

①避難道路を確保する

○ 主担当：都市整備班、土木班、警察署

○ 本市では、避難所に至る道路について、洪水浸水区域内を通過するものもある。また、河川が多く、橋梁を通過する場合もあり、それら河川堤防の決壊等が想定される。このため、災害発生と同時に、避難路確保のため、これらの箇所の応急復旧活動を実施する。その応急復旧活動に必要な重機械については最寄りの建設業者等により調達する。

○ 通行不能と判断される場合は、玉名警察署長の意見を聞き、迂回路等交通規制に係る応急対策を講ずる。

②緊急輸送道路を確保する

○ 主担当：都市整備班、土木班、警察署

○ 市は、災害応急活動を円滑に実施するため、あらかじめ選定した緊急輸送道路を確保する。

○ 被害状況によって早期の応急復旧が困難であると判断される場合には、他の迂回路を緊急輸送道路として指定する。

第２節　交通対策を行う

１　主体部署

○ 建設対策部、企画経営対策部、企業局、健康福祉対策部、市民生活対策部、各対策部、警察署、関係機関

２　基本的な考え方

○ 災害により、道路、その他交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれのある場合の交通の安全と施設保全及び災害地における交通を確保するとともに、市民の輸送の便を図るための計画である。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　交通輸送活動を行う	・都市整備班、土木班、庁内車両管理班、各班、警察署、関係機関
2　障害物を除去する	・都市整備班、土木班、上下水道班、庶務班、衛生班、施設管理者

（１）交通輸送活動を行う

①被災情報及び交通情報を収集する

○ 主担当：都市整備班、土木班、警察署、関係機関

○ 市は、道路管理者及び警察署と連携し、それぞれ所管する道路・橋梁等の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集する。

○ 市は、道路管理者及び警察署が行う情報収集に協力する。

②交通応急対策を行う

○ 主担当：都市整備班、土木班、警察署、関係機関

ア　交通規制及び道路交通の確保

○ 被害地内の交通規制

1. 災害により、交通施設、道路・橋梁等の危険な状況が予想され、又はこれを発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。この場合、道路管理者と警察等関係機関は、密接な連絡をとる。
2. 交通規制を行うときは、その内容を立看板、報道機関等を利用し、一般に周知する。

実施責任者	範　囲	根拠法
道路管理者	a　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 b　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条　第1項
公安委員会	a　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき b　災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	道路交通法 第4条　第1項 災害対策基本法 第76条
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法 第5条　第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険を生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条　第4項

イ　通行禁止区域等における措置命令

○ 通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範　囲	根拠法
警察官	⑴　通行禁止区域内において緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 ⑵　措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らが行うことができる。	

ウ　道路交通の確保対策

○ 道路パトロールを強化し、危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現状を把握し現地においてパトロールを強化する。

○ 危険箇所が発生した場合は、直ちに警察署に連絡のうえ、交通の規制を行うと同時にこれに代わるう回路の指定等の措置をとり、道路交通の確保に努める。

○ 災害箇所については、救急、消防、応急優先時の緊急輸送を確保するため、都市整備班において関係機関と連携を図り、優先順位の高いものから計画的に道路啓開を実施する。

○ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

○ 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

③輸送活動を行う

○ 主担当：庁内車両管理班、各班

○ 車両等を確保して、被災者、災害応急対策及び救助活動に従事する者の移送、あるいは災害対策用物資、資材の輸送等を行う。なお、緊急輸送にあたっては、陸・海・空のあらゆる手段を検討し、総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

○ 県及び市は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

○ 県及び市は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする

ア　自動車による輸送

1. 緊急的に輸送する必要のある人員及び物資については消防本部の緊急車両を使用する。
2. 各部で一時に多数の車両を要する場合は、庁内車両管理班に連絡の上、民間会社等に車両の調達を依頼する。

イ　鉄道・軌道による輸送

道路の被害等より自動車による輸送が困難なとき、あるいは他都市等遠隔地において物資、資材等を確保したとき、鉄道によって輸送することが適当なときは、それぞれの実施機関において行う。

ウ　舟艇による輸送

陸上交通による輸送が困難な状況にあるか、又は途絶したときは、民間の舟艇を調達し、物資等の輸送を行う。

エ　航空機による輸送

一般交通の途絶又は、緊急輸送手段としてヘリコプター等による空中輸送の活用が有効と考えられる場合には、着陸地を指定して自衛隊、県及び協定都市の派遣要請を行う。

オ　作業員等による輸送

車両等による輸送が不可能なとき、作業員による輸送を行う。

（２）障害物を除去する

①実施責任機関

○ 主担当：都市整備班、土木班、上下水道班、庶務班、衛生班、施設管理者

○ 障害物の除去については、災害時に倒壊した家屋や転倒、落下物による障害物が発生した場合において、自らの資力でそれを除去することができない者に対して、必要最小限の日常生活を可能にするための活動である。

○ 災害救助法が適用された場合における住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物の除去は、市長が知事の通知を受けて実施する。

○ 災害救助法が適用されない小災害の場合における障害物の除去は、市長が行う。

②障害物除去の基準

○ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）は、次の各号に掲げる要件を備える者に対して行う。

ア　自らの資力を持ってしては、障害物を除去することができないこと。

イ　居室、炊事場等生活に欠くことができない部分又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあること。

③障害物除去の方法

○ 主担当：都市整備班、土木班、上下水道班、施設管理者

○ 道路・下水道・河川等の障害物除去は、各施設の管理者が行う。

○ 除去作業が大規模、広範囲に及ぶ場合は、建設業者等の応援協力のもとに実施する。

○ 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最小限度に止め、事後の復旧活動に支障とならない範囲とする。

○ 建設業者等と協定し、災害時の機械、器具の調達の迅速確実を期する。

④作業班の編成及び所要人員

○ 主担当：都市整備班、土木班、上下水道班、施設管理者

○ 各施設の管理者の指示に従い、被災地区以外の業者を適宜出動させ作業を行う。

○ 建設業者において、労務者の確保に不足を来す場合は、県を通じ斡旋を依頼する。

○ 集積場所の指定は、あらかじめ都市整備班、上下水道班と協議のうえ決定する。

⑤道路上等の災害廃棄物を処理する

○ 主担当：都市整備班、土木班、上下水道班、衛生班、施設管理者

○ 災害発生直後においては、道路上等の障害物と混在して家屋の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具・廃材等）が搬出・集積されることが予想され、緊急車両の通行及び応急活動への障害を排除する範囲で、第一義的に都市整備班が衛生班と連携し、収集及び処理を行う。

○ 市は、災害時に、適切な管理のされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急処置の支障となる空き家等の全部または一部の除去等の措置を行うものとする。

Ⅴ　二次災害防止、ライフライン確保

第１節　公共施設応急対策を行う

１　主体部署

○ 建設対策部、産業経済対策部、関係機関

２　基本的な考え方

○ 市及び防災機関は、大雨等による浸水、土砂災害、地震・津波等による災害及び建築物の倒壊等に備え、二次被害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて市民の啓発に努める。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策を行う	・土木班、農林水産班、営繕班、道路管理者、河川管理者

（１）公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策を行う

①道路

○ 主担当：土木班、道路管理者

○ 市は、国・県と連携して、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

○ 市は、国・県と連携して、危険箇所について通行制限または禁止を行うとともに、関係機関への連絡や市民への周知を図る。

○ 市は、国・県と連携して、緊急輸送路等について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。

○ 市は、国・県と連携して、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

②河川

○ 主担当：土木班、河川管理者

○ 市は、国・県と連携して、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。

○ 市は、国・県と連携して、危険箇所について、関係機関への連絡や市民への周知、警戒避難体制の整備を図る。

○ 市は、国・県と連携して、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。

③農地・農業用施設

○ 主担当：農林水産班、関係機関

○ 農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行う。

④宅地防災対策

○ 主担当：営繕班

○ 市は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。

第２節　ライフライン等の確保を行う

１　主体部署

○ 企業局、事業者

２　基本的な考え方

○ ライフライン等に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施する。災害により途絶したライフライン等施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　鉄道施設の応急活動を行う	・鉄道事業者
2　電気事業の応急活動を行う	・電力事業者
3　ガス施設の応急活動を行う	・ガス事業者
4　電気通信施設の応急活動を行う	・電気通信事業者
5　下水道施設の応急対策を実施する	・上下水道班
6　水道を確保する	・上下水道班

（１）鉄道施設の応急活動を行う

①鉄道事業者が行う応急活動

○ 主担当：鉄道事業者

○ 災害が発生した場合には被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧に当たるため、鉄道

事業者は防災業務計画に基づき、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送力の確保に努める。

○ 警備の体制等

風雨雪などにより、線路等災害の発生が予想される場合及び被害が広範囲または甚大によることが予想される場合は、線路災害等保安準則に基づき、状況に応じた警備体制をとり、運転規制を実施する。

○ 警備の方法

1. 巡回警備

担当区域の全般またはその一部を見回り警備する。

2. 固定警備

局地的に著しい災害の発生が予想される箇所を重点警備する。

○ 乗務員等の対応

保守責任者等は、毎事業年度、警備計画を定め社員に周知徹底する。

○ 乗客の避難・救護対策

1. 駅構内

災害状況を的確に把握し、適切な案内放送と安全な避難所へ誘導する。

2. 列車内

二次災害を警戒し輸送指令及び最寄りの駅長と協議の上乗客の安全な場所へ誘導する。

（２）電気事業の応急活動を行う

①電力事業者が行う応急活動

○ 主担当：電力事業者

ア　災害発生直後の対応

○ 応急対策人員の確保

1. 協力会社等も含め、応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し把握する。
2. 非常災害時における特別組織の構成により、動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にする。
3. 他電力会社等に応援を求める場合の連絡体制を確立するとともに、応援の受け入れ、管理及び指揮の体制を確立する。

○ 非常災害時の体制

非常災害が発生した場合には、規模、その他の状況により、非常災害に係る復旧対策を推進するために対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

○ 被害状況の把握

1. 電力施設の被害状況を把握し、復旧対策にあたる。
2. 電力施設のみならず、道路の被害状況等の災害全般にわたる被害状況を把握する。

○ 応急復旧用資材の整備・確保

1. 保有資機材を確認し、在庫量を把握する。
2. 応急復旧用資機材を緊急に手配する。
3. 道路情報を入手のうえ、応急復旧用資機材の運搬方法、ルート等を検討し、輸送手段を確保する。
4. 緊急用資機材の現地調達及び使用に関する県または市との連携を確保する。
5. 災害時において、復旧用資機材置場としての用地確保が必要であり、かつ自社単独の交渉によってはこれが遅延すると思われる場合には県または市に要請して確保を図る。

イ　復旧作業過程

○ 復旧順位に基づく復旧箇所の決定

1. 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、原則として避難所、医療機関、官公庁等の公共機関、報道機関等を優先する。
2. 復旧作業は、原則として上記の施設を優先して行うが、災害状況、各施設の被害状況、各設備の復旧の難易を勘案して、復旧効果の高いものから順次行う。

○ 復旧作業の現状と見通し等の伝達、広報

1. 電力施設の被害状況、供給状況、復旧作業の現状と見通し等について、防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に情報を伝達する。
2. 復旧の見通し、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するための被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、ホームページや携帯メールサービス等での停電情報の提供、報道機関による報道及び広報車による巡回放送等により、一般市民に対する広報宣伝活動を行う。

（３）ガス施設の応急活動を行う

①ガス事業者が行う応急活動

○ 主担当：ガス事業者

○ ガス株式会社は、災害対策規程に基づき、応急対策を実施する。

（４）電気通信施設の応急活動を行う

①災害対策本部の体制

○ 主担当：電気通信事業者

○ 災害により、電気通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

②西日本電信電話株式会社が行う応急活動

○ 災害により、電話線等の通信施設が被災した場合、または被災するおそれがある場合は、西日本電信電話株式会社が、次のとおり応急対策及び復旧活動を実施する。

○ 通信混乱防止

災害発生に伴い、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国または地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

○ 設備の被害状況の把握と防護措置

災害による設備の被害状況を把握し、復旧に必要な資材、要員を確保するとともに、設備被害の拡大を防止するため、これに必要な防護措置を講じる。

○ 情報提供

電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

○ 通信途絶の解消と通信の確保

通信途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講ずる。

1. 自動発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
2. 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
3. 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
4. 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
5. 非常用移動電話装置の運用
6. 臨時・特設公衆電話の設置
7. 停電時における公衆電話の無料化

（５）下水道施設の応急対策を実施する

①災害発生直後に対応する

○ 主担当：上下水道班

○ 市は、処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

○ 市は、次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

1. 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

2.　調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

○ 市は、応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行う。

②下水道施設の対策を行う

○ 主担当：上下水道班

○ 市は、下水道施設の被害状況を速やかに確認するとともに、二次災害のおそれのある部分等の優先順位の高い箇所から、早急に応急対策を講ずる。

○ 応急復旧に必要な最小限の資材を確保するものとし、災害の規模により多くの資材を必要とする場合は、指定工事店等の所有資機材の緊急調達を行う。

○ 指定工事店において、労務者の確保に不足を来す場合は、県を通じあっせんを依頼する。

○ 被災状況の調査・応急復旧の作業時に施設内に立ち入る場合は、酸欠等に対する予防措置を行う。

○ 下水道は災害時においても可能な限り利用できるよう努めるが、施設の被害状況によっては使用の制限を行う。このため、上下水道班は、市民生活の混乱を防止するため、ラジオ・テレビ等により使用制限の規模等について広報する。

○ 被災排水設備の応急復旧に関する相談窓口を設置するとともに、排水設備指定業者の協力を得て、早急に復旧作業を行う。

（６）水道を確保する

①災害発生直後に対応する

○ 主担当：上下水道班

○ 市は、水道施設の被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

○ 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、災害対策本部と連携を図りつつ、支援の要請を行う。

②復旧過程に対応する

○ 主担当：上下水道班

○ 市は、被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成を行う。

○ 取水・導水施設については、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。

○ 管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進める。

○ 災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整える。

Ⅵ　被災者の生活支援

第１節　災害救助法を適用する

１　主体部署

○ 健康福祉対策部、各部、関係機関

２　基本的な考え方

○ 知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、または、多数の者が生命または身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって内閣府令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　災害救助法実施責任機関	・庶務班、各班、関係機関

（１）災害救助法実施責任機関

①知事の行う救助

○ 主担当：庶務班、関係機関

○ 災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において県知事が当たることとされているが、下記の事項に該当するときは、原則として知事の権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務のうち、知事から通知された事務及び当該事務を行う期間において市長が行う。

1. 市長が当該事務を行うことにより、救助の迅速的確化が図られる場合
2. 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の支給、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の支給等）である場合。

②市長の行う救助

○ 主担当：庶務班

○ 上記の救助の実施に関し、災害が突発し、知事の通知等を待つ暇がない場合及び、災害救

助法が適用された場合のその定める範囲外のもの並びに災害救助法が適用されない小災害時の災害救助について市（市長）の責任において実施する。

③救助の種類

○ 主担当：庶務班、各班

○ 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

1. 避難所の設置
2. 応急仮設住宅の供与
3. 炊き出しその他による食品の支給及び飲料水の供給
4. 被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与
5. 医療及び助産
6. 災害にかかった者の救出
7. 災害にかかった者の住宅の応急修理
8. 学用品の支給
9. 埋葬
10. 不明者の捜索及び処理
11. 障害物の除去

④災害救助法の適用手続を行う

○ 主担当：庶務班

○ 市長は、所定の報告系統により被害状況等を知事に報告する。

第２節　給水活動を行う

１　主体部署

○ 企業局、関係機関

２　基本的な考え方

○ 災害による給水施設の被害等により現に飲料水に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料水を供給する計画である。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　給水活動を行う	・上下水道班、関係機関

（１）給水活動を行う

①実施責任機関

○ 主担当：上下水道班、関係機関

○ 飲料水供給の直接の実施は、市長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、市長が知事の委任を受けて実施する。

○ 知事は、大災害が発生し、市長から要請があった場合は、飲料水の供給を実施し、または応援活動を行う。

②応急給水を実施する

○ 主担当：上下水道班、関係機関

○ 災害発生後、直ちに上下水道班内の初期体制を確立し、迅速な情報収集及びその分析を行うとともに、応急給水及び応急復旧作業を効率よく推進し、給水体制の回復を図るとともに、応急給水等の時間と場所について広報に努める。

○ 必要な人員、資機材等が不足するときは、県に、他の水道事業者等の応援を要請する。

第３節　食料供給活動を行う

１　主体部署

○ 総務対策部、市民生活対策部

２　基本的な考え方

○ 災害時における被災者及び救出作業従事者等に対する食料の供給は、本計画の定めるところによる。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　食料供給活動を行う	・防災班、調達班

（１）食料供給活動を行う

①実施責任機関

○ 主担当：防災班、調達班

○ 災害救助法が適用されたときの被災者に対する食料供給については、市長が知事の通知を受けて実施する。

1. り災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合：市長
2. り災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで消費者に対し供給を行う必要がある場合：市長
3. 災害地における救助作業、急迫した災害の防止作業及び緊急復旧作業に従事する者に対して現場給食または供給を行う必要がある場合：調達班
4. 特定職場に属する鉄道、通信機関等のり災施設の緊急復旧作業に従事する者に対して現場給食を行う必要がある場合：調達班
5. 特殊な災害（ガス施設の爆発等）の発生に伴い被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合：市長と災害発生責任機関と協議

②応急給食を実施する

○ 主担当：調達班

○ 災害発生に伴う食料流通機構の混乱、または住家の被害等により、食料調達が困難となった者に対し、速やかに食料供給ができるよう、日頃から災害用食料の備蓄を推進するとともに、関係業界との協力体制を構築することにより対処する。

ア　食料供給の基準

食料の供給は、基本的には次の順位で実施する。

1. 災害用備蓄食料
2. 小売業・卸売業・給食業者からの調達
3. 炊き出し

イ　食料の供給対象者

1. 避難所に収容されている被災者（在宅避難者を含む。）
2. 住家が全焼(壊)、流失、半壊または床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
3. 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
4. 災害活動に従事する者

ウ　供給方法

1. 避難所に収容された者に対するもの

調達した食料を避難所ごとに責任者を通じて行う。

2. り災者に対するもの

調達した食料をボランティア等との協力活動に基づく応援者の協力を得て直接に供給し、または小売業者を指定して行う。

3. その他災害救助要員等に対するもの（１．に準じて行う。）

エ　食料の集積場所

避難所その他交通及び連絡に便利な公共施設等を災害時における食料の集積場所とする。

オ　食料の輸送

調達班は、食料の集積場所から各地区の拠点となる公共施設、または避難所へ輸送する。

食料取扱業者から調達する場合にあっては、配送先及び数量等を明確に指定し、直接避難所等への輸送を依頼する。食料の輸送については、庁内車両管理班及び関係業者の所有する車両をもって実施する。

カ　炊き出し

炊き出しは、人員が不足する場合は、ボランティア等との協力活動に基づく応援者で構成し、炊出場所は、指定避難所とし、災害の状況によってその全部または一部で実施する。

③協定企業から生活物資を調達する

○ 主担当：調達班

○ 緊急時における生活物資確保に関する協定等を活用して、災害時の食料品等の生活物資を協定企業から調達するとともに、平時から協定の実効を期すため情報交換と生活物資の確保に協力を得る。

第４節　物資供給活動を行う

１　主体部署

○ 健康福祉対策部

２　基本的な考え方

○ 災害時にり災者に供給する衣料、生活必需品、その他の物資について、その確保と供給の確実を期するための計画である。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　物資供給活動を行う	・庶務班

（１）物資供給活動を行う

①実施責任機関

○ 主担当：庶務班

○ 災害救助法が適用された場合における被害者に対する物資の供給の実施は、市長が知事の通知を受けて実施する。

○ 災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。

②救援物資を確保する

○ 主担当：庶務班

○ 市に災害用備蓄物資として備蓄している毛布等を確保する。

○ 市独自では物資の調達が困難な場合、または不足する場合で必要があると認めるときは、県に対して次の事項を明らかにして供給のあっせんを要請する。

1. 供給あっせんを必要とする理由
2. 必要な救援物資の品目及び数量
3. 引き渡しを受ける場所及び引渡責任者
4. 連絡課及び連絡担当者
5. その他参考となる事項

○ 市は、緊急時における生活物資確保に関する協定等を活用して、災害時の食料品等の生活物資を協定企業から調達するとともに、平時から協定の実効を期すため情報交換と生活物資の確保に協力を得る。

③救援物資の受入れを行う

○ 主担当：庶務班

○ 災害時における救援物資の受入れについては、交通及び連絡に便利な場所とし、適切な管理を行う。

ア　受入れ拠点

1. 大量物資の受入れ拠点としては、一次避難所等とする。
2. 限られた物資の受入れとしては、公共施設の中から随時選定する。
3. 施設の使用にあたっては、施設管理者と協議し、施設の保全管理に努める。

イ　救援物資の管理

1. 救援物資の搬送が予想される場合にあっては、庶務班は、管理職員を受入れ拠点施設に早期に派遣し、物資を保管させる。
2. 受け入れた救援物資にあっては、数量等を把握し、種類ごとに区分する

④生活必需品の円滑な提供

○ 主担当：庶務班

○ 県及び市は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第５節　住宅対策活動を行う

１　主体部署

○ 建設対策部、健康福祉対策部、施設管理者（各部）、関係機関

２　基本的な考え方

○ 災害のため住宅が全焼、全壊または流失し、自己の資力では住宅を確保できない者を収容するための応急仮設住宅の設置及び災害のため住宅が半焼または半壊し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分を応急修理するための計画とする。

○ 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　住宅対策の種類	・営繕班、関係機関
2　応急仮設住宅を整備する	・営繕班
3　住宅応急修理を行う	・庶務班
4　市有施設の応急措置を行う	・施設管理者（各班）
5　災害公営住宅を整備する	・営繕班
6　応急仮設住宅における環境整備を行う	・営繕班、庶務班、高齢介護班、調査班

（１）住宅対策の種類

①災害直後直ちに行う必要のあるもの

○ 主担当：営繕班、都市整備班

○ 応急仮設住宅（賃貸型、建設型）の供与、住宅の応急修理、障害物の除去

○ 応急仮設住宅に対する制限緩和の区域指定

○ 住宅復旧資材の手当及びあっせん

○ 建築基準法による被災市街地の建築制限または禁止

②対策に引き続き、できるだけ早く実施すべきもの

○ 主担当：営繕班

○ 公営住宅法による災害公営住宅の整備

○ 公営住宅法による既設公営住宅の復旧

③大規模な災害時に実施する必要があるもの

○ 主担当：営繕班、都市整備班、関係機関

○ 災害復興準公営住宅（特定優良賃貸住宅）の建設促進

○ 土地区画整理法による土地区画整理の設計及び事業実施

（２）応急仮設住宅を整備する

①実施基準（災害救助法による実施基準）

○ 主担当：営繕班

○ 応急仮設住宅の建設は、市長が知事の通知を受けて実施する。

○ 応急仮設住宅は、住宅が全焼、全壊、または流失により滅し、自らの資力では住宅を確保できない者を収容する。

○ 応急仮設住宅の設置戸数は、市町村ごとに、全焼、全壊及び流失した世帯の合計数の３割の範囲内とする。ただし、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、市町相互間において設置戸数を融通することができる。なお、建設にあたっては速やかに熊本県を通じて厚生労働省と協議する。

○ 入居基準については、災害の規模に応じてそのつど知事または市長が定める。

②賃貸型応急仮設住宅

○ 主担当：営繕班

○県及び市は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

③建設型応急仮設住宅

○ 主担当：営繕班

○建設型応急住宅の建設は、県が、民間住宅建設関係団体と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」の締結を適宜行い、協定に基づき、民間住宅建設関係団体の協力を得て実施するものとする。市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや

土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

④応急仮設住宅建設予定地

○ 主担当：営繕班

○市は、様々な災害を想定した建設型応急住宅の建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。**さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。**

○ 建設用地については、公園及び公共施設等の空地で、次の基準により選定する。また、民間空地は借り上げにより対応する。

1. 電気・ガス・水道の供給施設が布設可能な場所
2. 一定の空地面積を有するか、または多少の工事により空地が確保される場所

（３）住宅応急修理を行う

①実施基準（災害救助法による実施基準）

○ 主担当：庶務班

○ 災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、市長が知事の通知を受けて実施する。

○ 災害救助法が適用されない小規模の場合における住宅の応急修理は、市長が行う。

○ 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のために住家が半焼し、または半壊して、自らの資力では応急修理することができない者に対して行う。

○ 災害にかかった住宅の応急修理は、現物をもって行う。

②建設資機材等の県へのあっせん依頼

○ 主担当：庶務班

○ 建設業者が不足したり、建設資機材の調達が困難なときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達の依頼を行う。

1. 被害戸数（半焼・半壊）
2. 修理を必要とする戸数

3. 調達を必要とする資機材の品目及び数量

4. 派遣を必要とする建設業者数

5. 連絡責任者

6. その他参考となる事項

（４）市有施設の応急措置を行う

①応急措置が可能なもの

○ 主担当：施設管理者（各班）

○ 危険箇所があれば、緊急に保安措置を行う。

○ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を行う。

○ 電気、ガス、通信等の応急措置及び補修が必要な場合には関係機関と連絡をとり、応援を求め実施する。

②応急措置の不可能なもの

○ 主担当：施設管理者（各班）

○ 危害の防止措置を重点に実施する。

○ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため、必要がある場合、仮設建築物の建設手配を行う。

（５）災害公営住宅を整備する

○ 主担当：営繕班

○ 公営住宅は市長が整備し、管理する。被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に整備、管理する。

○ 資材は、建設業者、木材業者等から必要に応じて調達する。

○ 調達不可能な場合は、県を通じて調達し、請負業者に支給する。

（６）応急仮設住宅における環境整備を行う

○ 主担当：営繕班、庶務班、高齢介護班、調査班

○ 応急仮設住宅の整備にあわせて、バリアフリーの配慮や集会施設を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。

○ 地域の状況により医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な独居高齢者や障がい者等に対して、保健・福祉の専門職により、実情に応じた対応に努める。

第６節　文教対策活動を行う

１　主体部署

○ 文教対策部、総務対策部、市民生活対策部

２　基本的な考え方

○ 文教対策活動は、文教施設の保全並びに教育施設の被害その他通常の教育を実施し難い場合に対処するため、必要な措置を定めるものである。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　文教対策活動を行う	・教育総務班、文化班、防災班、スポーツ振興班、コミュニティ推進班、衛生班

（１）文教対策活動を行う

①教育施設の応急復旧対策を行う

○ 主担当：教育総務班

ア　被害状況報告

○ 市立学校その他の教育施設の長は、災害のあったときは次に掲げる状況を、遅延なく文教対策部長に報告する。

○ 報告を受けた文教対策部長は、直ちに総務対策部に被害の状況を報告するとともに、県教育委員会事務局に報告する。

1. 施設及び敷地の被害状況
2. 児童生徒等のり災状況の概要
3. 教職員のり災状況
4. 応急措置を必要と認める事項

イ　応急復旧対策

○ 市立学校その他の教育施設の応急復旧の実施計画は、市長が行う。

○ 学校においては速やかに平常授業が実施できるよう、次に掲げる必要な措置について計画する。

1. 軽易な校舎の被害については、施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足を来したときは、特別教室を一時転用する等の措置をとり、通学の危険がなくなったときに直ちに授業を開始できるよう措置する。また被害が甚だしく、応急修理では使用に耐えられないときは、一時学校を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理監督す

る。

2. 冠水、破損等により使用不能の児童生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校から余剰の物を集め授業に支障のないようにする。
3. 運動場の被害は、危険のない程度に応急修理し、校舎の復旧完了後、復旧に着手する。
4. 災害により教室に不足を来す場合は、通学可能の隣接学校との総合調整または学校施設以外の教育施設、集会所などの公共施設若しくは適当な民間施設を借用するなどの措置をとり、授業に支障を来すことのないようにする。
5. 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置する。
6. その他特別の事態が生じたときは、関係者協議のうえ速やかに処置する。

ウ　その他必要とする事項

○ 災害時における学校、その他の教育機関と事務局との連絡方法は、教育委員会において別に定める。

○ その他緊急事態発生による特別措置については、その都度関係者と協議のうえ速やかに措置する。

②教育実施の方法

○ 主担当：教育総務班

○ 教育実施にあたっては、施設の応急復旧の状態、教員、児童、生徒及びその家族のり災の程度、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、臨時休業等の区分に従って実施する。

③学用品を支給する

○ 主担当：庶務班、教育総務班

○ 学用品の支給は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水等により学用品を失い、または損傷して就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒に対して行う。

④就学援助等の措置を行う

○ 主担当：教育総務班

○ 被災により義務教育の学校に就学困難となった児童、生徒には、教材学用品の給与との関連を勘案のうえ必要と認める場合は、就学援助費をもって学用品費等の支給を行う。

⑤給食の措置を行う

○ 主担当：教育総務班

○ 災害を受けるおそれが解消したときは、速やかに給食が実施できるよう措置する。ただ

し、次の場合は、児童生徒に対する給食は一時中止する。

1. 学校給食設備が炊き出しのために使用される場合
2. 給食施設が、り災するなどして給食実施が不可能となった場合
3. 伝染病の発生が予想される場合
4. 給食物資が入手困難な場合
5. その他給食の実施が適当でないと認められる場合

⑥教育実施者の確保措置を行う

○ 主担当：教育総務班

○ 教員のり災により通常の授業が行えない場合、次によって教員の確保の応急措置を実施する。

1. 各学校間の教員不足状況を考慮し、一時的な教員組織を編成する。
2. 小、中学校教員の確保
3. 県教育委員会と協議し、臨時的に教員等の確保を行う。
4. 出張指導による補充
5. 事務局勤務の教育職員による援助を行う。

⑦社会教育施設等の管理及び応急復旧等を行う

○ 主担当：スポーツ振興班、コミュニティ推進班

○ 災害時における社会教育施設等の管理及び利用者の安全保護のため、次の措置を実施する。

1. 施設の管理者は、施設で開催される事業等の中止、延期または利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
2. 施設利用者の来館時にあっては、消防計画に基づき適切に避難誘導等を行うとともに、混乱防止に努める。
3. 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急に実施し、危険箇所の応急的な安全措置を実施する。

⑧文化財の被害調査等を行う

○ 主担当：文化班、防災班

○ 災害発生後、市内の文化財の被害について調査し、被害状況を総務対策部（防災班）へ連絡する。

○ 被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対して必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。

⑨児童・生徒等の健康管理を行う

○ 主担当：教育総務班、庶務班、衛生班

○ 市は、被災した児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の健康の保持、こころのケア等に努める。

○ 教育委員会は、市立学校その他の教育施設の長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得て、学校の保健、衛生管理に努める。

1. 児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。
2. 防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。
3. 飲料水の水質検査を実施する。
4. 校舎消毒用薬品の確保を図る。
5. し尿及び汚物の処理を行う。

第７節　自発的支援の受け入れ

１　主体部署

○ 総務対策部、健康福祉対策部、各部

２　基本的な考え方

○ 災害時の応急対策を実施するに当たり、本部職員のみで不足する場合は民間組織の応援を求めるとともに、災害ボランティア等の協力によって、万全を期するための計画である。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　災害ボランティア等との協力活動を行う	・庶務班、防災班、社会福祉協議会

（１）災害ボランティア等との協力活動を行う

①災害ボランティア等との協力活動を行う

○ 主担当：庶務班、社会福祉協議会

ア　協力の要請

○ 災害ボランティアの協力を必要とするときは、社会福祉協議会等に協力を要請する。必要に応じて、専門性をもつサークルや職能団体に応援を要請する。

イ　活動の範囲

○ 社会福祉協議会等を通じての災害ボランティア活動の範囲は、被災世帯への救援物資の配

布、被災状況調査等の協力とし、災害の状況によっては、炊き出し、救護、情報伝達等の協力を行う。

②災害ボランティアへの支援・連携を行う

○ 主担当：庶務班、防災班、社会福祉協議会

ア　連携方法

○ 災害対策本部（防災班）は、被害状況により災害ボランティア活動が必要と認めるときは、社会福祉協議会に災害ボランティアセンターの設置を要請する。

○ 災害ボランティアの活動の方針決定や人員の派遣等の業務については、災害ボランティアセンターに委ねる。

○ 災害対策本部（防災班）は、災害ボランティアの受入れや派遣等の業務は基本的には行わないものの、災害ボランティアセンターが立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

○ 県及び市は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティアの活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

イ　災害ボランティアへの支援

1.　情報交換

○ 災害による被害や避難者の状況及び災害対策本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。また、災害対策本部は、ボランティアで把握した情報についても、積極的な受入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

2.　活動拠点等の提供

○ 災害対策本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、災害ボランティアセンターの活動拠点を社会福祉協議会の所在地とする。ただし、被災等により当該所在地内での設置が困難な場合は、災害対策本部と社会福祉協議会が協議し、これに代わる場所を確保する。

3.　災害ボランティア保険の加入

○ 一連の活動に従事する災害ボランティアに対し、事故等により死亡または負傷した場合の補償措置として災害ボランティア保険の加入を行う。

③災害ボランティアの受入体制

○ 主担当：庶務班、防災班、社会福祉協議会

ア　災害ボランティアの受入れ

○ 大規模災害等が発生した場合、救援をはじめ、主として次の活動について、災害ボランティアの協力を得ることとし、市はその実情に応じ社会福祉協議会、日本赤十字社等と連携して、災害ボランティアの受入窓口となる災害ボランティアセンター等の開設に協力する。

（災害ボランティアの主な活動内容）

1. 災害情報、生活情報等の収集、伝達
2. 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
3. 救援物資、資機材の配分、輸送
4. 軽易な応急・復旧作業
5. 災害ボランティアの受入・紹介事務

イ　災害ボランティアの確保と調整

○ 市は、社会福祉協議会、日本赤十字社等と連携し、必要な災害ボランティアの確保及び情報提供など災害ボランティアが円滑に活動できるための各種の支援に努める。

○ 市は、災害ボランティアの受入れ、派遣にあたっては特に次の事項を遵守するよう努める。

1. 被災地の住民・自治会の災害ボランティア受入れについての意向に配慮する。
2. 災害ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、災害ボランティア保険の加入など最低限の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知する。
3. 災害ボランティアに対し、被災地住民に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知する。
4. 市は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努める。

Ⅶ　社会環境の確保

第1節　感染症対策活動を行う

１　主体部署

○ 市民生活対策部、健康福祉対策部、関係機関、市民等

２　基本的な考え方

○ 感染症対策計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件が重なる場合に、迅速かつ強力に感染症対策活動を実施し、伝染病の流行を未然に防止するために必要な処置を定めるものである。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　感染症対策を実施する	・調査班、衛生班
2　資材の在庫管理及び調達を行う	・調査班、衛生班
3　食品衛生対策を実施する	・調査班
4　家庭動物（ペット）の救護対策を実施する	・衛生班、関係機関、市民等

（１）感染症対策を実施する

①感染症対策

○ 主担当：調査班、衛生班

○ 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス等の感染症流行期においては、避難所運営班と協力し、可能な限り感染対策を実施する。感染対策については、感染症ごとの対策マニュアルを作成し、適切に対応を図る。

○ 健康福祉対策部長は、災害地の感染症発生状況により、予防接種法第６条の規定による臨時の予防接種の実施等について県と協議を行う。

1. 避難者への衛生指導（感染症発生時には検病調査を行う。）
2. 床上浸水家屋への衛生指導
3. 臨時予防接種実施についての調整
4. 感染症患者の入院

②災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

○ 主担当：衛生班

○ 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請するものとする。

③ごみ、し尿及び防疫対策等

○ 主担当：衛生班

ア　ごみ及びし尿等の処理

○ 災害地において、感染症が発生したときまたは感染症の流行するおそれのあるときは、まん延を防止するため、衛生班は、感染予防の見地から、次のような処理方針を決定し、ごみ、し尿等の処理を行う。

イ　防疫活動

○ 防疫活動にあたっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則に定める方法により行う。

ウ　避難所での感染症対策活動

○ 災害地での感染症予防及び保健衛生のため、避難所にトイレ及び仮設トイレの消毒用薬剤を配布する。

エ　ネズミや昆虫等の駆除

○ 災害時におけるネズミや昆虫等の駆除は、知事が定めた地域について市が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定により実施する。

オ　記録の整備

○ 災害感染症対策に関し整備すべき書類は、おおむね次のとおりである。

1. 災害状況報告書
2. 感染症対策活動状況報告書
3. 清潔方法及び消毒方法に関する書類
4. 避難所での感染症対策活動に関する書類
5. ネズミや昆虫等の駆除に関する書類
6. 患者台帳
7. 感染症対策作業日誌
8. 感染症対策経費所要額調べ及び関係書類

カ　災害感染症対策完了報告

○ 市長は、災害感染症対策活動を終了したときは、速やかに所定の様式による災害感染症対策完了報告書を作成し、知事に報告すること。

（２）資材の在庫管理及び調達を行う

○ 主担当：調査班、衛生班

○ 消毒用薬剤の調達については、業者から調達を図る。なお、適時、消毒用薬剤の保有量及び在庫量を確認し、災害の発生に備える。

（３）食品衛生対策を実施する

①食中毒の防止

○ 主担当：調査班

○ 調査班は、必要に応じて職員を食品の流通集積拠点に派遣し衛生状態の監視、指導を行う。

○ 調査班は、必要に応じて職員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。

○ 調査班は、必要に応じて、食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

②食中毒発生時の対応方法

○ 主担当：調査班

○ 衛生班は、食中毒患者が発生した場合、職員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

○ 衛生班、調査班は、被害の拡大が懸念される場合は、速やかに保健所に連絡するとともに、状況により、他の自治体や県に支援を要請する。

③食品衛生に関する広報

○ 主担当：調査班

○ 梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

（４）家庭動物（ペット）の救護対策を実施する

①ペットの取り扱い

○ 主担当：衛生班

○ 災害発生時におけるペットの取り扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「熊本県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。

②ペット同行避難者の受け入れ

○ 主担当：衛生班、市民等

ア　同行避難

○ 災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。

イ　避難所におけるペットの飼養スペース

○ 避難所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障がい者補助犬は除く。

○ 避難所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。

ウ　災害に備えた事前準備

○ 飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。

○ 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示）

1. 少なくとも５日分の水とペットフード（できれば７日分以上）
2. 予備の食器と首輪、リード
3. ケージ補修などに使うガムテープ
4. トイレ用品

○ 飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示）

1. ケージに慣れる
2. 無駄ぼえをさせない
3. 決められた場所でトイレができる

③被災動物の収容対策

○ 主担当：衛生班、関係機関

ア　実施機関等

○ 衛生班は、県獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、県等の指導・助言のもと被災動物の収容対策を実施する。

イ　実施方法

1. 飼養されている動物に対する餌の配布
2. 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
3. 放浪動物の収容・保管・譲渡
4. 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
5. 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
6. 動物に関する相談の実施等

第２節　環境整備活動を行う

１　主体部署

○ 市民生活対策部、企画経営対策部

２　基本的な考え方

○ 大規模な災害が発生した場合、災害により生じた廃棄物（ごみ及びし尿）を迅速かつ確実に収集処理し、環境衛生の万全を期するための計画である。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　環境整備活動を行う	・衛生班、広報連絡班

（１）環境整備活動を行う

①廃棄物を収集処理する

○ 主担当：衛生班

○ 災害時においては、建築物の倒壊・焼失等から生じる災害廃棄物（家具・廃材等）、市街地や避難所等からの生活関連廃棄物（生ごみ等）の量が著しく増加するため、収集・処理に当たっては道路等の障害物の除去とあわせて効率的に実施する。

ア　収集方法

○ 収集作業が効果的に遂行されるよう現有人員、機械等を投入し、なお不足する場合には、人員、機材等の借上げにより短期間に作業を完了させる。

収集作業の目標としては、３～４日以内に作業を開始し、７～１０日以内に完了する。

○ 生活関連廃棄物については、市内全域を対象に収集する。

○ 被災地の災害廃棄物は、被害の激甚地域を優先に実施する。

○ 市街地におけるごみ収集所（集積所）の予定場所は次のとおりとする。

1. 各行政区代表者の指定する場所
2. 市が指定する公園
3. 市が指定する避難所

イ　住民への広報

○ 災害により大量かつ多種のごみが発生した場合、収集及び処理を円滑に行うため、地域住民に対して次の広報を行う。

1. 自主的なごみ搬出量の規制を促すとともに、ごみ収集日にあわせた搬出時期の厳守を呼びかける。
2. 搬出場所の集約化及び搬出時の災害ごみ、生活関連廃棄物の分別等の協力を呼びかける。
3. ごみの集積に当たっては、ごみ収集車や緊急車両等の通行に障害とならないよう協力を呼びかける。

ウ　ごみ処理施設の応急及び復旧対策

○ ごみ処理施設については施設防災管理者を指定しているが、当該施設が使用不能となった場合は管理者の指揮するところにより、速やかに復旧にかかる。なお、復旧期間中は残存施設及び臨時集積場所等を活用する。

エ　海洋不法投棄の防止

○ 災害により、発生した瓦礫等の海洋への不法投棄を防止するため、海上保安庁の機関との連携を密にし、監視体制の強化と防止対策を講じる。

②し尿を収集処理する

○ 主担当：衛生班

ア　収集方法

○ 災害が全市的な場合は委託、し尿浄化槽汚泥収集運搬許可業者を総動員のうえ、収集を実施する。災害が地域的な場合については平常人員、機材等により能率的な作業を行う。

イ　し尿処理施設の応急及び復旧対策

○ し尿処理施設については、常に施設防災管理者を指定しているが、当該施設が使用不能となった場合は管理者の指揮するところにより、速やかに復旧にかかる。なお、復旧期間中は、下水処理場を活用する。

③熊本県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

○ 主担当：衛生班

○ 市は、熊本県下で災害が発生した場合の災害廃棄物の処理を円滑にするための相互応援に関する協定「熊本県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結していることから、この協定に基づく対応を実施する。

④環境対策を実施する

○ 主担当：衛生班

ア　災害発生直後の対応

○ 市は、県が行う、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

1.　環境モニタリングの実施

○ 災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を県が実施する場合に、市はその測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

2.　被災工場・事業場に対する措置

○ 市は、県に協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

3.　建築物の解体撤去工事等に対する措置

○ 市は、県に協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

4.　環境情報の広報

○ 市は、県と連携して、工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図る。

第３節　ご遺体関連活動を行う

１　主体部署

○ 健康福祉対策部長、市民生活対策部

２　基本的な考え方

○ 災害により死亡した者のご遺体処理及び埋葬については、県、警察、日赤その他の医療機関の協力のもとに本計画の定めるところによる。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　ご遺体関連活動を行う	・庶務班、衛生班

（１）ご遺体関連活動を行う

①実施責任機関

○ 主担当：庶務班、衛生班

○ 災害救助法が適用された場合におけるご遺体の処理及び埋葬は、市長が知事の通知を受けて実施する。

○ 災害救助法が適用されない小災害の場合におけるご遺体の処理及び埋葬は、市長が行う。

②ご遺体処理基準

○ 主担当：庶務班、衛生班

○ 災害救助法を適用するときは同法により、同法を適用しないときは同法に準じて行う。

ア　ご遺体処理

○ ご遺体の処理は、災害の際死亡した者に対して、次に掲げる事項の範囲内において行う。

1. ご遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
2. ご遺体の一時保存
3. 検案（医師によって行う）

イ　埋葬

○ 埋葬は、災害の際死亡した者について、ご遺体の応急的処理の程度において実施する。

○ 埋葬の費用は、次に掲げる範囲において支給する。

1. 棺（付属品を含む）、棺材料の支給
2. 埋葬または火葬の費用（作業賃を含む）の支給
3. 骨つぼ及び骨箱の支給

③ご遺体の処理方法

○ 主担当：衛生班

○ ご遺体を発見したときは、速やかに医師の検案を受け、必要に応じて警察の検視を受け、ご遺体収容所に一時保存する。

○ 身元確定のご遺体については、引取人に引き渡し、戸籍法、同法施行規則及び墓地、埋葬等に関する法律、同法施行規則により火葬する。

○ 死亡者の本籍が明らかでない場合、または死亡者を確認することができない場合のご遺体は、戸籍法第９２条により警察官から検視調書をうけ、行旅病人及び行旅死亡人取扱法第７条により処理する。

○ 衛生班は、ご遺体を到着順に収容するとともに、遺品を整理して納棺のうえ、その性別、推定年齢等をご遺体処理台帳に記録する。

○ 衛生班は、ご遺体及び火葬許可証を火葬場に移送し、台帳に記入のうえ火葬に付する。

④ご遺体を収容・安置する

○ 主担当：衛生班

○ ご遺体収容所については、公共施設等から災害の状況に応じて市長が指定し、ご遺体収容（安置）所を開設する。

○ 災害において多数の死者が発生した場合は、公共施設をご遺体収容所として、臨時に指定する。

○ 災害発生場所や規模、災害状況等を総合的に判断し対応するとともに、適切な公共施設等がない場合は、屋外に天幕等を設置して開設する。

○ ご遺体収容所の開設にあたっては、納棺用品など必要資機材を確保するとともに、不足する場合には、市内葬儀業者等に協力要請するほか、生産地から直接調達する。

⑤ご遺体処理に要する車両等を調達する

○ 主担当：衛生班

○ 車両等の調達については、市内葬祭業者に依頼する。

第５章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設等を復旧する

１　主体部署

○ 各対策部

２　基本的な考え方

○ 災害復旧等のための公共施設等の復旧計画等を作成し、活動を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　事業計画を作成する	・各対策部（各班）

（１）事業計画を作成する

○ 主担当：各対策部（各班）

○ 応急対策に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分考慮し、次の事業計画を作成する。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画（道路、河川、土砂災害、公園）（建設対策部）
2. 下水道施設災害復旧事業計画（企業局）
3. 廃棄物処理施設災害復旧事業計画（市民生活対策部）
4. 住宅災害復旧事業計画（建設対策部）
5. 社会福祉施設等復旧事業計画（健康福祉対策部）
6. 公立病院等災害復旧事業計画（健康福祉対策部）
7. 学校教育施設災害復旧事業計画（文教対策部）
8. 社会教育施設災害復旧事業計画（文教対策部）
9. 中小企業の振興に関する事業計画（産業経済対策部）
10. その他災害復旧事業計画（各対策に関する部（各班））

第２節　財政援助及び助成を行う

１　主体部署

○ 各対策部、防災地区班

２　基本的な考え方

○ 災害復旧・復興のための財政援助及び助成に関する事業等を活用し、活動を図る。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　法律による一部負担または補助	・各対策部（各班）
2　激甚災害を指定する	・防災班、防災地区班
3　激甚災害に係る財政援助措置を行う	・各対策部（各班）

（１）法律による一部負担または補助

①各分野の主な関連法

○ 主担当：各対策部（各班）

1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
2. 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
3. 公営住宅法
4. 土地区画整理法
5. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
7. 予防接種法
8. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（２）激甚災害を指定する

○ 大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続等は次のとおりである。

①激甚災害に関する調査

○ 主担当：防災地区班

○ 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力する。

②特別財政援助額の交付手続

○ 主担当：防災班

○ 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

（３）激甚災害に係わる財政援助措置を行う

①公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

○ 主担当：各対策部（各班）

1. 公共土木施設災害復旧事業
2. 公共土木施設災害関連事業
3. 公立学校施設災害復旧事業
4. 公営住宅災害復旧事業
5. 生活保護施設災害復旧事業
6. 児童福祉施設災害復旧事業
7. 老人福祉施設災害復旧事業
8. 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
9. 知的障がい者援護施設災害復旧事業
10. 婦人保護施設災害復旧事業
11. 感染症予防施設災害復旧事業
12. 感染症予防事業
13. 堆積土砂排除事業
14. 湛水排除事業

②農林水産業に関する特別の助成

○ 主担当：農林水産班

1. 農地等の災害復旧事業に係わる補助の特別措置
2. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
3. 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
4. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

5. 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
6. 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
7. 共同利用小型漁船の建造費の補助
8. 森林災害復旧事業に対する補助

③被災中小企業振興に関する特別の助成

○ 主担当：商工観光班

1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
2. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
3. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
4. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

④その他の特別の財政援助及び助成

○ 主担当：各対策部（各班）

1. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
2. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
3. 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
4. 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付けの特例
5. 水防資材費の補助の特例
6. り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
7. 産業労働者住宅建設資金融通の特例
8. 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
9. 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第３節　被災者自立支援対策を計画する

１　主体部署

○ 総務対策部、市民生活対策部、健康福祉対策部、消防本部

２　基本的な考え方

○ 大規模災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害の人心の安定に資するため、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）など、被災者の自立支援のための措置を講じる。

３　役割分担

施策	主な関係部署
1　被災者に対する生活支援等	・庶務班
2　り災証明書等の交付	・防災班、税務調査班、消防本部
3　被災者台帳等を作成する	・庶務班
4　被災者の生活再建を支援する	・庶務班
5　救援物資を確保する	・庶務班
6　義援金を整理する	・庶務班
7　災害義援金品を募集する	・庶務班

（１）被災者に対する生活支援等

○ 主担当：防災班、税務調査班、消防本部

○市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、その見守りや生活支援、相談対応等の　きめ細やかな被災者支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

（２）り災証明書等の交付

○ 主担当：防災班、税務調査班、消防本部

○ 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書等の交付の体制を確立し、遅延

なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書等を交付する。

○ 交付窓口は防災班とし、被害家屋調査を担当する税務調査班と連携し、対応する。

○ 市長は、申請のあった被災者に対して、災害対策基本法第90条の2に基づき、り災証明書等を交付する。ただし、火災によるり災証明は、消防長が行う。

（３）被災者台帳等を作成する

○ 主担当：庶務班

○ 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（４）被災者の生活再建を支援する

○ 主担当：庶務班

○ 自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由などで自立して生活を再建することが困難な者に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給を通じ被災者への生活再建の支援を行う。

○ 対象は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、土砂、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害で自宅が全壊か、半壊後に解体された世帯及びそれに準じる世帯とする。

（５）救援物資を確保する

○ 主担当：庶務班

1. 総務対策部は、各部と協力し、救援物資を必要に応じて区分して受領保管する。
2. 物資の受入れには必要により車両器具を調達する。
3. 物資の保管場所は、別途定めるところによる。
4. 保管場所には、受入れ、管理、配送等の各担当を配置する。
5. 郵送による救援物資については、必要により民間委託する。
6. 救援物資の受領、処理に必要な様式を作成する。

（６）義援金を整理する

○ 主担当：庶務班

○ 庶務班は、一般市民、他自治体よりの義援金を区別し、預金にて受領保管する。

（７）災害義援金品を募集する

○ 主担当：庶務班

○ 災害発生に際し、被災者等に対し義援金品の募集を必要とする場合、庶務班は、県、社会福祉協議会、日本赤十字社と協力してこれの実施に当たる。

○ 次の事項について上記関係機関と協議のうえ、実施する。

1. 宣伝方法
2. 募集方法及び期間
3. 取扱及び輸送方法
4. 配分方法
5. 発表方法

第４節　大規模事故等からの復旧を行う

１　主体部署

○ 建設対策部、関係機関、鉄道事業者

２　基本的な考え方

○ 大規模事故等災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として鉄道事業者、空港等の設置者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努める。

○ 県、市、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　道路関係施設等を復旧する	・土木課、都市整備班、関係機関
２　鉄道関係施設等を復旧する	・鉄道事業者

（１）道路関係施設等を復旧する

○ 主担当：土木課、都市整備班、関係機関

○ 道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた復旧物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

○ 可能な限り、復旧予定時期を明示する。

（２）鉄道関係施設等を復旧する

○ 主担当：鉄道事業者

○ 鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

○ 可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努める。

第５節　復興を図る

１　主体部署

○ 総務対策部、各対策部

２　基本的な考え方

○ 市は、必要に応じ大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し同計画に基づき事業を実施することにより、大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

○ 県及び市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

○ 特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

○ 復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

○ 復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

３　役割分担

施策	主な関係部署
１　組織を設置する	・防災班
２　復興事前準備に取り組む	・各対策部（各班）

（１）組織を設置する

①復興本部の設置

○ 主担当：防災班

○ 著しい被害を受けた地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、

早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

○ 復興本部に設置する部署等の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

②復興本部の組織・運営

○ 主担当：防災班

○ 復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定する。

○ 復興本部の運営にあたっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

（２）復興事前準備に取り組む

○ 主担当：各対策部（各班）

○ 市は、平時から大規模災害が発生した際のことを想定し総合計画等との整合性を図りつつ、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう熊本地震等の過去の大災害からの復興まちづくりにおける課題等を踏まえて復興に資する対策の考え方等を事前に検討し、復興計画の策定手順等についても整理を行う。